

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、京都市立小学校冷房化等事業に関する実施方針を、次のとおり公表します。

平成17年5月20日

京都市長 榎本頼兼

# 第1 特定事業の選定に関する事項

## 1 事業内容に関する事項

### (1) 事業名称

京都市立小学校冷房化等事業（以下「本事業」といいます。）

### (2) 公共施設等の管理者

京都市長 榎本頼兼

### (3) 対象となる事業の概要

京都市（以下「市」といいます。）は、京都市内にある市が本事業の対象として指定する京都市立小学校（以下「対象校」といいます。）の普通教室等（以下「対象施設」といいます。）において、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空気調和設備を整備・運用する、京都市立小学校冷房化等事業を実施します。

### (4) 事業目的

市では、「ますもとマニフェスト」に基づき、暑さの厳しい夏季においても、子どもたちの学習の場、生活の場である普通教室の安全で快適な教育環境を実現するため、当初は平成16年度から20年度までの5箇年計画で、小・中学校普通教室冷房化事業を順次進めてまいりましたが、2期制の進捗や夏季休業期間の短縮による授業日数の確保の重要性が高まる中で、より一層の早期実現が望まれております。

また、とりわけ小学校の冷房化対象校が156校、対象施設約2,500教室（少人数教育の充実や児童数の増加を見据えた教室を含む）と膨大なことから、空調機器の設置時期が数年単位でずれ、この間、教育条件の学校間格差が続くという課題があります。

そこで、従来の整備手法にこだわらず、早期に子どもたちの教育環境を整備し、学校間の公平性を確保できる手法について、平成16年度に調査・検討を重ねてまいりました。

その結果、民間の技術的能力等を最大限に活用するPFI手法を全国に先駆けて用いることによって、できる限り各校の空調機器を早期かつ同時期に整備することのほか、事業経費の削減、単年度支出の抑制を図り、子どもたちの安全で快適な教育環境を実現することを本事業の目的としています。

### (5) 事業範囲

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」といいます。）に基づき、市と事業契約を締結し、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」といいます。）が京都市立小学校の普通教室における空気調和設備の設計、施工及び維持管理業務を行うことを事業の範囲とします。

具体的な業務の範囲については、京都市立小学校冷房化等事業要求水準書（以下「要求水準書」といいます。）において提示しますが、対象となる事業の範囲の概要は次のとおりです。（【参考資料1】「要求水準の考え方」も御参照ください。）

#### ア 空気調和設備の設計業務

- ・ 空気調和設備の設計のための現況調査業務
- ・ 空気調和設備の施工に係る設計業務
- ・ 工事図面の作成業務
- ・ その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）  
※ 調整業務には、学校長との調整も含まれます。

#### イ 空気調和設備の施工業務

- ・ 空気調和設備の施工業務
- ・ その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）  
※ 施工業務には、当該空気調和設備機器の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含みます。  
※ 調整業務には、学校長との調整も含まれます。

#### ウ 工事監理業務

- ・ 空気調和設備の施工に係る工事監理業務
- ・ その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）  
※ 調整業務には、学校長との調整も含まれます。

#### エ 空気調和設備の所有権移転業務

- ・ 選定事業者は、各空気調和設備の施工後、設備等の所有権を市に移転するものとします。

#### オ 維持管理業務

- ・ 点検、保守、修繕その他一切の設備保守管理業務（フィルター清掃・消耗品交換等）
- ・ 緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
- ・ 空気調和設備の運用に係るエネルギー使用量の計測・記録
- ・ 空気調和設備の運用に係る機器稼働時間の計測・記録
- ・ 空気調和設備の運用に係るアドバイス業務
- ・ その他、付随する業務（調整・維持管理記録の提出・報告等）  
※ 調整業務には、学校長との調整も含まれます。

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとします。

（空気調和設備の運転に必要なエネルギーの費用については、市が負担します。）

#### (6) 選定事業者の収入

選定事業者の収入は、次のものからなります。

## ア 空気調和設備の設計・施工・工事監理に係る費用

市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、空気調和設備の設計・施工・工事監理に係る費用（以下「初期費用」といい、選定事業者が、空気調和設備の設計・施工・工事監理の実施に当たって金融機関等からの借り入れ等を行う場合は、その金利分もこの初期費用に含みます。）については、運用開始時から事業期間終了時までの間、市と選定事業者との間で締結する京都市立小学校冷房化等事業契約書（以下「事業契約書」といいます。）に定める額を割賦方式により、市は選定事業者に対して支払います。

なお、初期費用の一部については、現在、起債の充当を予定しています。現段階では、初期費用の13分の5に当たる額を事業の初年度に支払い、残りの13分の8に当たる額を事業の2年度以降に12回の割賦にて支払うことを想定しています。

## イ 空気調和設備の維持管理に係る費用

市は、空気調和設備の維持管理に係る費用（以下「維持管理費用」といいます。）について、運用開始時から事業期間終了時までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払います。

### (7) 事業方式

本事業の事業方式は、選定事業者が自らの提案に基づき、空気調和設備の設計、施工、工事監理を行った後、市に所有権を移転し、事業契約書等に示される維持管理業務を行う方式（いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式）とします。

### (8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から、平成31年3月31日までとします。なお、空気調和設備の維持管理期間は、平成18年8月下旬（夏季休業期間終了後）から平成31年3月31日までとします。

### (9) 事業スケジュール（予定）

設計及び施工期間	: 事業契約締結日～平成18年8月下旬
空気調和設備の所有権移転	: 平成18年8月下旬
運用開始	: 平成18年8月下旬
維持管理期間	: 平成18年8月下旬～平成31年3月31日

### (10) 事業に必要とされる根拠法令等

本事業を遂行するに際しては、以下に掲げる関係法令を遵守してください。

- ・ 計量法（平成4年5月20日法律第51号）
- ・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- ・ 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
- ・ 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）

- ・ 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）
- ・ 学校保健法（昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年 5 月 25 日法律第 201 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）
- ・ 学校環境衛生の基準（平成 4 年 6 月 23 日文科省体育局長裁定）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号）
- ・ 京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年 12 月 25 日京都府条例第 33 号）
- ・ 京都市建築基準条例（平成 13 年 04 月 05 日条例第 1 号）
- ・ 京都市風致地区条例（昭和 45 年 04 月 09 日条例第 7 号）
- ・ 京都市市街地景観整備条例（昭和 47 年 04 月 20 日条例第 9 号）
- ・ 京都市環境基本条例（平成 09 年 03 月 31 日条例第 92 号）
- ・ 京都市環境影響評価等に関する条例（平成 10 年 12 月 21 日条例第 44 号）
- ・ 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（昭和 29 年 08 月 12 日条例第 21 号）
- ・ 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例（平成 15 年 12 月 26 日条例第 45 号）
- ・ 京都市火災予防条例（昭和 23 年 10 月 01 日条例第 96 号）
- ・ 京都市地球温暖化対策条例（平成 16 年 12 月 24 日条例第 26 号）
- ・ 京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例（平成 17 年 03 月 25 日条例第 82 号）
- ・ 京都市道路占用規則（昭和 28 年 06 月 25 日規則第 38 号）
- ・ 京都市自家用電気工作物保安規定

※ その他、本事業を行うに当たり必要とされる関係法令、条例、規則、基準及び指針等を含むものとします。

#### (11) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時には、選定事業者は、当該空気調和設備を要求水準書に示す良好な状態としておくこととします。

#### (12) 実施方針の変更

実施方針公表後における事業者等からの意見等を受けて、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがあります。

なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を京都市教育委員会ホームページ（以下「ホームページ」といいます。）への掲載、その他適当な方法により公表します。

ホームページアドレス <http://www.edu.city.kyoto.jp/kankyo/ac/>

## 2 特定事業の選定方法等に関する事項

### (1) 選定方法

市は、従来の手法により事業を実施した場合と比較して、財政負担が事業期間全体を通じて効率的かつ効果的に実施できる場合又は財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できると判断した場合、本事業を特定事業として選定します。

### (2) 選定基準・手順

本事業を特定事業として選定するかどうかは、P F I法に基づく事業として実施することにより、空気調和設備の整備・運用が効果的かつ効率的に実施できるかを次の事項により評価し、判断することとします。

- ア P F I法に基づく事業として実施されることの定性的な評価
- イ コスト算出による定量的な評価
- ウ 事業者に移転されるリスクの検討

### (3) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断結果を、評価の内容とあわせ、ホームページなどを通じて公表します。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表します。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、京都市立小学校（156校）の普通教室（約2,500教室）における空気調和設備の設計、施工、工事監理及び維持管理業務等の各業務を通じて、効果的かつ効率的なサービスの提供を求めるものであり、事業契約期間も長期間にわたることから、事業の遂行に当たっては安定性・継続性も求められます。

したがって、事業者の選定に当たっては、サービスの対価の額をはじめ、事業者の発想、環境への配慮、設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価することが必要です。このため、事業者の選定に当たっては、市が要求する空気調和設備の整備・運用に関する要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定します。

なお、本事業は政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象となる予定です。

### 2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定に当たっては、次の手順で行うことを予定しています。

表1 事業者選定の手順及びスケジュール（予定）

日程（予定）	内容
平成17年 5月20日	実施方針の公表
5月30日	実施方針説明会の開催
5月25日～6月3日	実施方針に関する質問・意見の受付
6月中旬	実施方針に関する質問及び回答の公表
6月下旬	特定事業の選定の公表
6月下旬	入札の公告及び入札説明書の公表
7月上旬	入札説明会の開催
7月上旬～7月中旬	現地見学の申込み
7月上旬～7月中旬	入札説明書に関する質問・意見の受付
7月下旬～8月中旬	現地見学の実施
8月上旬～8月中旬	現地見学を踏まえての質問・意見の受付
9月上旬	入札説明書に関する質問及び回答の公表 現地見学を踏まえての質問及び回答の公表
9月上旬	参加表明書及び資格審査書類の受付
10月上旬	資格審査結果の公表
10月下旬	入札の実施（入札書及び事業提案書の受付）
11月上旬～11月下旬	事業提案の審査
12月上旬	事業者の選定の公表
12月下旬	仮契約の締結
平成18年 1月下旬	審査講評の公表

2月中旬	契約議案上程（市会審議2月～3月）
3月下旬	本契約締結 事業開始（設計，施工，工事監理業務）
8月下旬	運用開始（維持管理業務）

### 3 応募手続等

#### (1) 実施方針の公表，説明会

本事業に対する事業者の参入促進に向け，実施方針に関する説明会を開催し，事業の内容，募集及び選定に関する事項，支援措置に関する事項等について市の考え方を説明します。

説明会場では，資料を配布しませんので，実施方針を御持参ください。（ホームページ（P41（12）参照）からダウンロードできます。）

説明会の日時，開催場所及び参加申込み方法は次のとおりです。

#### ア 説明会の日時及び開催場所

開催日時 平成17年5月30日（月）午後2:00～（受付 午後1:30～）

開催場所 京都市総合教育センター1F 第一研修室

京都市下京区河原町通仏光寺西入（電話：075-371-2340）

※駐車場はございません。

#### イ 参加申込み方法

説明会への参加を希望される方は，実施方針説明会参加申込書（様式1）をホームページからダウンロードし，必要な事項を記載して，平成17年5月27日（金）午後5時までに，電子メール（ファイル添付）にて申込みをしてください。ただし，やむを得ない場合は，ファックスでの申込みも可とします。

参加申込書のファイル形式はMicrosoft Excel としてください。

申込先 京都市教育委員会総務部教育環境整備室 学校冷房化担当

電子メールアドレス ac@edu.city.kyoto.jp

FAX 075-256-3947

#### (2) 実施方針に関する質問・意見の受付，質問への回答の公表

実施方針の記載内容に関して，次の要領により質問・意見を受け付けます。

いただいた質問は，市の回答とともに公表するものとします。意見については，本事業の実施に向けて活用を図ることを想定しています。

#### ア 受付期間

平成17年5月23日（月）から平成17年6月3日（金）午後5時必着。



## イ 提出方法

質問書（様式2）及び意見書（様式3）をホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出してください。ただし、やむを得ない場合は、電子データを収めたフロッピーディスク及び書面を持参又は郵送することも可とします。

なお、質問の対象については実施方針の本文及び添付資料1, 2に限らせていただきます。

質問書・意見書のファイル形式はMicrosoft Excelとしてください。

提出先 京都市教育委員会総務部教育環境整備室 学校冷房化担当

電子メールアドレス ac@edu.city.kyoto.jp

住所 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

## ウ 質問及び回答の公表方法

実施方針に関する質問への回答は、ホームページへの掲載、その他適当な方法により公表します。

### (3) 特定事業の選定

実施方針に対する意見等を受けて、本事業がPFI法に基づく事業として実施すべきか否かを評価し、実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表します。

### (4) 入札の公告及び入札説明書の公表

実施方針に対する意見を受けて、入札公告及び入札説明書（要求水準書、事業契約書（案）等）を公表します。また、関係図書の交付を予定しています。

### (5) 入札説明会の開催

本事業に対する事業者の参入促進に向け、入札説明書に関する説明会を開催し、市の考え方を説明します。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書において提示します。

### (6) 入札説明書に関する質問・意見の受付

入札説明書の記載内容に関して質問・意見の受付を行うものとします。

なお、具体的な日程、方法等は、入札説明書において提示します。

### (7) 現地見学の実施

対象校の現地見学の実施を予定しています。具体的な日程、方法等は、入札説明書において提示しますが、現時点での想定は次のとおりです。

#### ア 想定場所

- ・ 対象校 156校
- ・ 各校とも2日間ほど、現地見学可能日を設定し、当該日に見学を希望する事業者からの申込みを受け付けるものとします。

#### イ 想定期間

- ・ 平成17年7月下旬から平成17年8月中旬

#### ウ 想定見学時間

- ・ 1校当たり、2時間程度を想定しています。

#### エ その他の想定条件

- ・ 見学の際には、校内では企業名を記載した腕章を着用し、身分証明書を提示してください。
- ・ 学校内の教育活動等に支障のないように留意してください。

#### (8) 現地見学を踏まえての質問・意見の受付

現地見学を踏まえての入札説明書に関して質問・意見の受付を行うものとします。

なお、具体的な日程、受付の方法等は、入札説明書において提示します。

#### (9) 入札説明書に関する質問及び現地見学を踏まえての質問への回答の公表

入札説明書の記載内容についての質問への回答及び現地見学を踏まえての質問への回答について公表します。

なお、具体的な日程、公表の方法等は、入札説明書において提示します。

#### (10) 参加表明書及び資格審査書類の受付

本事業に応募しようとする事業者に対し、参加表明書及び資格審査書類の提出を求めます。

なお、参加表明書及び資格審査書類の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示します。

#### (11) 第一次審査（資格審査）

審査は、技術、金融などの専門家、学識経験者等で構成される「京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会」（以下「審査委員会」といいます。）によって、第一次審査及び第二次審査の二段階に分けて実施するものとします。

第一次審査では、入札説明書に基づき入札参加資格の審査を行います。

#### (12) 入札の実施（入札書及び事業提案書の受付）

入札説明書に基づき、第一次審査通過者から入札書及び事業提案書を受け付けます。

なお、入札書及び事業提案書の提出方法、時期、事業提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示します。

#### (13) 第二次審査（提案審査）

第二次審査では、入札説明書に基づき審査委員会において提案内容の審査を行います。

なお、提案審査に当たっては必要に応じて、提案内容に関するプレゼンテーションの実施を予定しています。

#### (14) 事業者の選定

審査委員会における審査・評価の結果を受けて、市で事業者を選定し、選定事業者に通知します。また、事業者の選定について、公表します。

#### (15) 事業契約等の締結

選定した事業者と市とは基本協定書を締結し、選定事業者が出資・設立した特別目的会社と市とは事業契約に関する協議を行い、市会の議決を経て事業契約を締結します。

### 4 応募者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の全体構成

ア 入札参加者は、本事業を実施することを表明する企業（以下「構成企業」といいます。）により構成されるグループ（以下「入札参加グループ」といいます。）とします。入札参加グループは、1企業とすることも、複数の企業の共同とすることも可能とします。

イ 入札参加グループが入札に参加する場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が入札手続を行うこととします。

ウ 参加表明書及び資格審査書類の提出時には、入札参加グループの構成企業以外の者で、事業開始後、特別目的会社又は構成企業から業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」といいます。）について、明らかにすることとします。

なお、入札参加者の構成企業は、他の入札参加グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。また、協力企業も同様に、他の入札参加グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。

エ 原則として、参加の意思を表明した入札参加グループの構成企業の変更は認められません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（競争入札参加停止に該当する場合を除きます。）は、入札提出書類の提出期限までに市と協議を行うこととします。

オ 入札参加グループの構成企業は、選定後直ちに（仮契約の締結に向けて）本事業を実施する特別目的会社への出資及び特別目的会社の設立を行うこととします。

カ 入札参加グループの構成企業には、管工事を行う企業を1企業以上含めることとし、また、少なくとも1企業は、建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が一定の点数以上であることとします。

#### (2) 入札参加グループの構成企業の入札参加資格要件

入札参加グループの構成企業は、次の基本的資格要件を満たすものとします。

さらに、設計、施工及び維持管理の各業務に当たる企業が入札参加グループの構成企業となる場合には、それぞれ次の設計、施工又は維持管理に係る要件を満たすこととします。

ア 基本的参加資格要件

- (7) 京都市競争入札参加有資格者名簿(物品, 工事, 測量・設計等)に登載されている者とします。

なお, 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者で, 本件入札に参加しようとする者は, 参加表明書及び資格審査書類の提出期限までに, 「平成 17 年度に締結が見込まれる物品等及び特定役務の調達契約に係る一般競争入札等の参加資格等(平成 16 年 12 月 22 日京都市告示第 393 号)」(以下「京都市告示第 393 号」といいます。)に基づく京都市競争入札参加資格審査申請を行い, 適格と認められるものとします。

- (イ) 参加表明書及び資格審査書類提出日, 入札予定日(入札書及び事業提案書提出予定日)及び選定事業者決定日の 3 時点において, 京都市競争入札等取扱要綱(平成 6 年 4 月 1 日制定)第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受け, その期間中にある者でないこととします。

イ 設計に当たる者の参加資格要件

- (7) 常勤の自社社員で, かつ, 入札参加資格確認申請日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を有する者を有していること。

- (イ) 平成 7 年度以降に完成済みの室内機 15 台以上かつ延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の空気調和設備設計の元請としての実績を有していること。

ウ 施工に当たる者の参加資格要件

- (7) 管工事を行う企業は, 建設業法第 3 条第 1 項の規定による管工事に係る建設業の許可を受けていること。

- (イ) 平成 7 年度以降に完成済みの室内機 15 台以上かつ延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の空気調和設備工事の元請としての施工実績を有していること。

エ 維持管理に当たる者の参加資格要件

維持管理を行うに当たって, 必要な資格を有する者を専任で配置できること。

平成 7 年度以降に連続して室内機 15 台以上かつ延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の空気調和設備の維持管理業務の実績を有していること。

(3) 入札参加グループの構成企業及び協力企業に係る制限

入札参加グループの構成企業及び協力企業は, 次のア～イの要件を満たすこととします。

さらに, 構成企業又は協力企業には, 設計, 施工及び維持管理の各業務に当たる企業を必ず含めるものとします。

なお, 協力企業として設計, 施工及び維持管理の各業務に当たる企業は, 京都市告示第 393 号に規定する「競争入札参加者の資格」を有する者であることとし, それぞれ p.11 (2) イ, ウ, エに記載の設計, 施工又は維持管理に係る要件を満たすこととします。

- ア 市と本事業に関するアドバイザー業務委託契約を締結している者及び提携関係にある者(以下「アドバイザー業務に関与した者」といいます。)並びに資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお, アドバイザリー業務に関与した者は, 次のとおりです。

株式会社 UFJ 総合研究所大阪本社 大阪市西区阿波座 1 丁目 6 番 1 号  
弁護士法人 御堂筋法律事務所 大阪市中央区南船場 4 丁目 3 番 11 号

株式会社 東畑建築事務所 大阪市中央区伏見町4丁目4番10号

イ 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本金面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、審査委員会の委員については、入札公告までに公表します。

(4) 協力企業の変更等

資格審査書類において表明した協力企業の変更は原則として認められません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、入札書及び事業提案書の提出期限までに市と協議を行うこととします。

5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

提案の審査は、審査委員会において行われます。

審査は第一次審査（資格審査）と第二次審査（提案審査）の二段階に分けて実施するものとします。

(2) 審査の内容

審査委員会においては、入札書に記載の入札価格とともに、資金計画、設計・施工・維持管理計画、環境への配慮等について、総合的に評価を行うものとします。

市は、審査委員会の評価結果を受けて、最も優れた提案を行った者を選定事業者とします。

(3) 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行うこととします。

ア 第一次審査（資格審査）

(7) 入札参加者の備えるべき入札参加資格の審査

(1) 本事業と同種又は類似の業務実績及び経験等の審査

イ 第二次審査（提案審査）

(7) 定量的評価

入札価格（初期費用及び維持管理費用等）及びエネルギー費用（事業契約期間内に空気調和設備の運用に必要なエネルギー量を基に算出）を勘案して評価するものとします。

なお、入札価格が入札予定価格を超えた場合は、失格とします。

※入札予定価格は、第一次審査を通過した入札参加者が2者以上の場合に提示します。

(1) 定性的評価

資金計画、設計・施工・維持管理計画、環境への配慮等の項目についての提案内容を勘案して評価するものとします。

(4) 事業者の選定

審査委員会における審査・評価の結果を受けて、市で事業者を選定し、選定事業者に通知します。また、事業者の選定について、公表します。

(5) 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、ホームページへの掲載、その他適当な方法により公表します。

(6) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない、いずれの入札参加者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表します。

6 提出書類の取扱い

提出を受けた書類は返却しません。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとします。

提出を受けた書類は、事業者の選定及び選定結果の公表の目的のみに用いるものとし、

なお、選定事業者が提出した書類が著作物に該当するときは、当該著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいいます。）は、市に無償で譲渡したものとし、著作者人格権（著作権法第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいいます。）を市に行使しないものとします。

7 特別目的会社の設立

入札参加者は、本事業に係る選定の結果、選定事業者として選定した場合に、速やかに（仮契約の締結までに）、本事業を実施する商法に定める株式会社として特別目的会社を設立するものとします。

なお、入札参加グループの構成企業は、必ず特別目的会社に出資するものとし、その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとします。さらに、構成企業の保有する議決権が特別目的会社の全議決権の過半となっているものとします。

特別目的会社に対して出資を行った者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならないものとします。

## 第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に

### 関する事項

#### 1 予想される責任及びリスクの分類と市と選定事業者での分担

##### (1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、【添付資料1】「リスク分担表（案）」に示すとおりです。

#### 2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務について要求するサービス水準については、【参考資料1】「要求水準の考え方」に基本的な事項を記載しています。今後、民間事業者からの意見を踏まえ、要求水準を入札説明書において提示します。

#### 3 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、責任を持って履行することとします。

なお、事業契約の締結に当たっては、契約の履行を確保するため、次のいずれかの方法により事業契約の保証を行うことを想定しています。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる措置
- (3) 履行保証保険付保などによる保証措置

#### 4 市による事業の実施状況のモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、業務ごとの要求水準の達成を確認するため、事業の実施状況について、モニタリングを実施するものとします。

また、市が必要と考える場合においては、随時に独自の方法によりモニタリングを実施することがあります。

##### (2) モニタリングの時期

モニタリングの時期は、概ね次のとおりとします。ただし、別途、市がモニタリングを必要とする場合においては、市の方法及び手段により随時実施するものとします。

## ア 設計時

市は、選定事業者によって行われた設計が要求した水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。ただし、この確認は、設計された空気調和設備等の水準に関して市が認証したことを意味するものではありません。

## イ 施工時

選定事業者は、適宜、工事施工等の状況について市の確認を受けることとします。ただし、この確認は、施工等の状況・水準に関して市が認証したことを意味するものではありません。

また、選定事業者は、市が要請した際には、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認・報告を行うものとしします。

## ウ 工事完成・空気調和設備の引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受けるものとしします。この際、市は、空気調和設備の状態が事業契約書において定められた水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。(ただし、この確認は、空気調和設備等の水準に関して市が認証したことを意味するものではありません。空気調和設備等の水準に関しては、事業契約期間にわたり、選定事業者が担保する義務があります。)

確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、市は補修又は改善を求めます。

## エ 空気調和設備の運用開始後

市は、空気調和設備の運用開始後において、定期的に業務の実施状況を確認します。特に、事業提案書に示された想定エネルギー使用量について、実際のエネルギー使用量との乖離があるか否かについて確認を行います。

### (3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において提示します。

### (4) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用は市の負担とします。ただし、市の実施するモニタリングに関して、選定事業者が行う必要な業務に係る費用は、選定事業者の負担とします。

### (5) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた水準が維持されていない場合、改善勧告、支払額の減額、契約解除の対象となります。

なお、減額等の考え方については、入札説明書において提示します。



## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 施設の概要

#### (1) 対象となる施設

市が指定する京都市立小学校の普通教室等を対象とします。

なお、本事業の対象校の名称及び所在地は【添付資料2】「対象校一覧」に記載していません。

対象数：156校

対象施設数：約2,500教室（予定）

#### (2) 学校施設の立地条件

対象校ごとの対象となる施設の配置等については、入札説明書において提示します。

### 2 その他、主要な事業条件の概要

#### (1) 空気調和設備のエネルギーの種別

空気調和設備の運転に必要なエネルギーの種別については、事業者において設定することとします。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷などの観点から、適切なエネルギーを選択し、提案してください。

ただし、学校間のサービス水準の公平性の確保、契約・モニタリング等における効率化等の視点を踏まえ、主たる方式については概ね140校以上の学校で共通に採用することを想定しています。

#### (2) 小学校施設の利用等に関する事項

原則として、空気調和設備の設置に必要な敷地及び既設の学校施設・設備については、市が無償で提供します。ただし、校舎の屋上の使用は、施設管理上の問題から、原則として認めないこととします。

また、室外機、熱源、屋外キュービクル、各種配管類等の設置に際し、障害物がある場合は、市の指示に従い、選定事業者の負担において移設させ、又は機能復旧させることを原則とします。（例示：校内の樹木の移植、校内排水溝の付け替え、室内蛍光灯の移設など。）

室外機等の配置場所については、原則として学校教育活動等に支障を来たさない場所とします。（例えば、普通教室の窓を隠すような場所には配置しないものとします。）

なお、実際の設置場所については、設計業務を行うに当たって、市及び対象校と十分協議の上決定するものとします。

## 第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に

### 関する事項

#### 1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合には、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとし、ます。

#### 2 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

### 1 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

### 2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置を採ることとします。

#### (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対して修復勧告を行い、一定期間以内に修復策の提出・実施を求めることがあります。選定事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することがあります。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することがあります。

市が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、市は選定事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行います。

#### (2) 京都市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、選定事業者は、事業契約を解除することができるものとします。

この場合には、市は、事業契約書に定めるところに従い、選定事業者に生じた損害を賠償するものとします。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は選定事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとします。

### 3 金融機関（融資団）と市との協議

事業の担保性を確保する目的で、市は、選定事業者に対し資金融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）との協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがあります。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していません。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、市と選定事業者で協議することとします。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現段階では、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していません。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとします。

選定事業者は、国等において講じられている無利子融資制度などの金融上の支援が適用される場合は、その活用を検討することとします。

また、市は選定事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行いません。

### 3 その他の支援に関する事項

市は、選定事業者が本事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力します。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者で協議することとします。

## 第8 その他、特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

本事業に当たっては、その予算措置として、債務負担行為の設定に関する議案を平成17年2月の市会に上程し、既に可決されています。

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページなどを通じて行います。

### 3 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

### 4 応募に伴う費用負担

事業者の応募にかかる費用については、すべて事業者の負担とします。

#### 実施方針に関する問い合わせ先

京都市教育委員会総務部教育環境整備室 学校冷房化担当

住所 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話 075-222-3791

FAX 075-256-3947

ホームページアドレス <http://www.edu.city.kyoto.jp/kankyo/ac/>

電子メールアドレス [ac@edu.city.kyoto.jp](mailto:ac@edu.city.kyoto.jp)

なお、回答に当たっては、公平を期するため、ホームページへの掲載、その他適当な方法により公表します。

添付資料1 リスク分担表（表）

添付資料2 対象校一覧

参考資料1 要求水準の考え方

参考資料2 京都市立中学校における空気調和設備の導入事業に関する図面類

（参考資料2-1（機械設備））

（参考資料2-1（電気設備））

（参考資料2-2（機械設備））

（参考資料2-2（電気設備））

様式1 実施方針説明会申込書

様式2 実施方針に関する質問書

様式3 実施方針に関する意見書

（教育委員会事務局総務部教育環境整備室）

## リスク分担表（案） ※1

[リスク分担（案）凡例： ○主たるリスクの負担者，△従たるリスクの負担者]

## ■共通段階

リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
				市	選定事業者
制度関連 リスク	法令変更 リスク	1	本事業に係る根拠法令の変更，新たな規制立法の成立など	○	
		2	本事業のみならず，広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更 リスク	3	本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
		4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
		5	法人税に関する変更		○
	許認可等 リスク	6	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		7	業務の実施に関して選定事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更 リスク	8	政策変更（事業の取りやめ，学校統廃合，その他）等による事業への影響	○ ※2	
社会 リスク	住民対応 リスク	9	空調設備の設置および事業方針に関する住民反対運動，訴訟，要望などへの対応	○	
		10	選定事業者が行う調査，建設に関する近隣住民の訴訟，苦情，要望などへの対応		○
	環境 リスク	11	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音，振動，臭気，有害物質の排出など）に関する対応	△ ※3	○ ※3
		12	所定の基準の範囲内に収まっているものの，空調設備の整備の施工に伴い避けることができない騒音，振動，臭気などにより第三者に損害を与えた場合	△ ※3	○ ※3
	第三者 賠償 リスク	13	選定事業者の行う業務に起因する事故，事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力 リスク	15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地滑り，落盤，落雷などの自然災害，および，戦争，暴動その他の人為的な事象による設備等の損害，維持管理業務の変更によるもの	○ ※4	△ ※4	
経済 リスク	資金調達 リスク	16	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動 リスク	17	設計・建設段階の物価変動（空調設備の整備費に関するもの）	△ ※5	○ ※5
		18	維持管理段階の物価変動（空調設備の維持管理費に関するもの）	△ ※5	○ ※5
	金利変動 リスク	19	空調設備の整備費の割賦金利の変動		○

■設計・施工段階

リスク項目	No.	リスク内容	リスク分担		
			市	選定事業者	
測量・調査 リスク	20	市が提供する敷地・校舎図面に重大な誤りがあった場合	○		
	21	選定事業者が実施した測量，調査等に不備があった場合		○	
	22	選定事業者が実施した測量，調査の結果，既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○ ※6		
計画 リスク	設計 リスク	23	選定事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更 リスク	24	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事 リスク	工事費 増加 リスク	25	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		26	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
		27	不可抗力による工事費の増加	○ ※4	△ ※4
	工期遅延 リスク	28	選定事業者の責めに帰すべき事由により，契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		29	市の責めに帰すべき事由により，契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
		30	不可抗力により，契約期日までに施設整備が完了しない場合	○ ※4	△ ※4
工事監理 リスク	31	工事監理の不備により工事内容，工期などに不具合が発生した場合		○	
要求性能未達 リスク	32	工事完了後，公共側の検査で要求性能に不適合の部分，施工不良部分が発見された場合		○	
技術進歩 リスク	33	計画・建設段階における技術進歩に伴い，空調設備の内容に変更が必要となる場合	○		

■維持管理段階

リスク項目		No.	リスク内容	リスク分担	
				市	選定事業者
維持管理 リスク	要求水準未達 リスク	34	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能 リスク	35	耐震改修工事等による機器移設に伴う性能の低下	○	
		36	設備機器の通常劣化等による性能の低下		○ ※7
	施設瑕疵 リスク	37	事業期間中に空調設備の瑕疵が発見された場合		○ ※7
	維持 管理費 増加 リスク	38	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	
		39	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（共通段階におけるリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
	設備損傷 リスク	40	空調設備の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		41	市の責めにより空調設備が毀損した場合	○	
		42	選定事業の責めにより空調設備が損傷した場合		○
		43	市、選定事業のどちらの責にもよらない事故や火災などの要因により空調設備が損傷した場合	○ ※4	△ ※4
運営 リスク	エネルギー コスト 変動 リスク	44	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		45	空調設備の使用時間が変動する場合	○	
		46	空調設備の想定以上の性能劣化によるエネルギーコストの増加	○ ※8	△ ※8



【注釈】

- (※1) 本リスク分担表(案)は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものです。それぞれのリスクに関する詳細な条件については、入札説明書とともに公表される事業契約書(案)に従うものとします。
- (※2) 政策変更(事業の取りやめ、学校統廃合、その他)等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとします。なお、当該の事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更に応じて、市が選定事業者に支払う維持管理に係る費用を改定するものとします。
- (※3) 環境リスクは原則として選定事業者のリスクとします。ただし、選定事業者が要求水準書を遵守し、かつその他の合理的な範囲の近隣対策を講じている場合において生じたリスクについては、市が負うものとします。
- (※4) 不可抗力事由により、機器の修繕・再調達、工期の変更により選定事業者が発生する追加費用等の損害が発生した場合、一定の金額(初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額の100分の1まで)は選定事業者の負担、それを超えるものについては市の負担します。
- (※5) 大幅な物価変動(ハイパーインフレなど)があった場合には、市と選定事業者との協議により、費用を変更するものとします。
- (※6) 選定事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合、市は当該欠陥の除去修復に起因して選定事業者が発生した合理的な追加費用を負担します。ただし、選定事業者による測量、調査に不備、誤謬があった場合、当該の不備、誤謬に起因して発生した追加費用は選定事業者が負担するものとします。
- (※7) 選定事業者は提案に当たり、事業期間中の性能劣化を加味したうえで、空調機器の標準的な性能水準を年ごとに定め、これを保証するものとします。事業期間中に空調機器の性能が、選定事業者の設定する性能を下回った場合(瑕疵による性能低下を含む)、選定事業者は機器を修繕し、選定事業者が設定する性能水準を維持するものとします。
- (※8) 上記「※7」において、事業期間中に空調機器の性能が、選定事業者の設定する性能を下回った場合(瑕疵又は故意、重過失による要求水準の未達は除く)、これに起因して増加するエネルギーコストは市が負担するものとします。ただし、選定事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途ペナルティーが課されます。

## 対象校一覧

学校名	所在地
元町小学校	京都市北区小山西元町 14 番地
上賀茂小学校	京都市北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町 1 番地
柘野小学校	京都市北区上賀茂女夫岩町 21 番地
大宮小学校	京都市北区大宮中ノ社町 37 番地
待鳳小学校	京都市北区紫竹西北町 1 番地の 3
鳳徳小学校	京都市北区紫野上鳥田町 30 番地
紫竹小学校	京都市北区紫竹下園生町 26 番地
鷹峯小学校	京都市北区鷹峯北鷹峯町 4 番地の 1
紫明小学校	京都市北区小山東大野町 55 番地
紫野小学校	京都市北区紫野下築山町 21 番地
柏野小学校	京都市北区紫野郷之上町 36 番地
楽只小学校	京都市北区紫野西舟岡町 2 番地
金閣小学校	京都市北区平野上柳町 61 番地の 1
大將軍小学校	京都市北区大將軍南一条町 48 番地の 2
中川小学校	京都市北区中川北山町 46 番地
室町小学校	京都市上京区室町通上立売上る室町頭町 261 番地
京極小学校	京都市上京区寺町通石薬師下る西側染殿町 658 番地
乾隆小学校	京都市上京区寺之内千本東入 1 丁目下る姥ヶ寺之前町 919 番地の 3
翔鸞小学校	京都市上京区御前通今出川上る鳥居前町 671 番地
正親小学校	京都市上京区浄福寺通中立売下る菱丸町 170 番地
洛中小学校	京都市中京区壬生坊城町 57 番地の 1
朱雀第一小学校	京都市中京区壬生朱雀町 8 番地の 2
朱雀第二小学校	京都市中京区西ノ京左馬寮町 3 番地の 1
朱雀第四小学校	京都市中京区西ノ京笠殿町 164 番地
朱雀第六小学校	京都市中京区西ノ京車坂町 15 番地の 5
朱雀第七小学校	京都市中京区壬生東土居ノ内町 20 番地
朱雀第八小学校	京都市中京区西ノ京中御門西町 25 番地
六条院小学校	京都市下京区河原町通上枳殻馬場上る若松町 420 番地
植柳小学校	京都市下京区西洞院通花屋町下る西洞院町 466 番地
醒泉小学校	京都市下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町 59 番地
淳風小学校	京都市下京区大宮通花屋町上る柿本町 609 番地の 1
七条小学校	京都市下京区西七条石井町 61 番地
西大路小学校	京都市下京区七条御所ノ内西町 71 番地の 1
七条第三小学校	京都市下京区西七条西石ヶ坪町 5 番地
九条弘道小学校	京都市南区西九条春日町 13 番地
九条塔南小学校	京都市南区西九条御幸田町 109 番地
南大内小学校	京都市南区八条内田町 20 番地の 2
唐橋小学校	京都市南区唐橋西寺町 65 番地
陶化小学校	京都市南区東九条中御霊町 55 番地
東和小学校	京都市南区東九条南烏丸町 19 番地
山王小学校	京都市南区東九条東山王町 27 番地
吉祥院小学校	京都市南区吉祥院船戸町 34 番地

学校名	所在地
上烏羽小学校	京都市南区上烏羽城ヶ前町 16 番地
大藪小学校	京都市南区久世大藪町 62 番地
明德小学校	京都市左京区岩倉忠在地町 221 番地
岩倉南小学校	京都市左京区岩倉下在地町 340 番地の 1
岩倉北小学校	京都市左京区岩倉忠在地町 5 番地
八瀬小学校	京都市左京区八瀬秋元町 578 番地
大原小学校	京都市左京区大原来迎院町 22 番地
市原野小学校	京都市左京区静市野中町 105 番地
静原小学校	京都市左京区静市静原町 1125 番地の 1
鞍馬小学校	京都市左京区鞍馬本町 632 番地
八桝小学校	京都市左京区花背八桝町 20 番地の 1
第三錦林小学校	京都市左京区鹿ヶ谷宮ノ前町 6 番地
第四錦林小学校	京都市左京区吉田上阿達町 15 番地の 2
新洞小学校	京都市左京区仁王門通新東洞院西入新東洞院町 252 番地
北白川小学校	京都市左京区北白川別当町 70 番地
養正小学校	京都市左京区田中飛鳥井町 1 番地
養徳小学校	京都市左京区田中上大久保町 24 番地
下鴨小学校	京都市左京区下鴨宮崎町 4 番地の 2
葵小学校	京都市左京区下鴨東梅ノ木町 8 番地
修学院小学校	京都市左京区修学院冲殿町 1 番地
上高野小学校	京都市左京区上高野松田町 8 番地
修学院第二小学校	京都市左京区一乗寺里ノ西町 35 番地
松ヶ崎小学校	京都市左京区松ヶ崎堀町 40 番地
新道小学校	京都市東山区大和大路通四条下る 4 丁目小松町 130 番地
六原小学校	京都市東山区松原通大和大路東入 2 丁目轆轤町 82 番地
清水小学校	京都市東山区清水二丁目 204 番地の 2
一橋小学校	京都市東山区本町通 10 丁目東入下池田町 527 番地
月輪小学校	京都市東山区本町通三ノ橋上る本町十七丁目 358 番地
今熊野小学校	京都市東山区今熊野南日吉町 27 番地の 3
山階小学校	京都市山科区西野大手先町 20 番地
山階南小学校	京都市山科区東野八代 10 番地
安朱小学校	京都市山科区安朱山川町 17 番地
鏡山小学校	京都市山科区御陵血洗町 18 番地
陵ヶ岡小学校	京都市山科区御陵岡町 45 番地
音羽小学校	京都市山科区音羽森廻り町 32 番地
音羽川小学校	京都市山科区音羽西林 36 番地
大塚小学校	京都市山科区大塚野溝町 59 番地
勤修小学校	京都市山科区勤修寺東栗栖野町 42 番地
百々小学校	京都市山科区西野山百々町 173 番地の 1
大宅小学校	京都市山科区大宅五反畑町 69 番地の 2
嵯峨小学校	京都市右京区嵯峨釈迦堂大門町 35 番地の 1
広沢小学校	京都市右京区嵯峨広沢西裏町 25 番地
嵐山小学校	京都市右京区嵯峨柳田町 35 番地の 1
常磐野小学校	京都市右京区太秦京ノ道町 20 番地の 5
嵯峨野小学校	京都市右京区嵯峨野千代ノ道町 53 番地
御室小学校	京都市右京区御室堅町 19 番地

学校名	所在地
宇多野小学校	京都市右京区宇多野上ノ谷 8 番地
花園小学校	京都市右京区花園車道町 1 番地
高雄小学校	京都市右京区梅ヶ畑奥殿町 15 番地
太秦小学校	京都市右京区太秦奥殿町 1 番地の 1
南太秦小学校	京都市右京区太秦前ノ田町 22 番地
安井小学校	京都市右京区太秦安井柳通町 14 番地の 1
西院小学校	京都市右京区西院春日町 3 番地の 1
山ノ内小学校	京都市右京区山ノ内山ノ下町 22 番地
梅津小学校	京都市右京区梅津中村町 38 番地
梅津北小学校	京都市右京区梅津開キ町 16 番地
西京極小学校	京都市右京区西京極芝ノ下町 29 番地の 1
西京極西小学校	京都市右京区西京極藪開町 4 番地の 1
葛野小学校	京都市右京区西京極葛野町 2 番地
京北第一小学校	京都市右京区京北周山町下寺田 11 番地
京北第二小学校	京都市右京区京北塔町中筋浦 8 番地の 1
京北第三小学校	京都市右京区京北上弓削町弾正 27 番地
川岡小学校	京都市西京区川島滑樋町 14 番地
川岡東小学校	京都市西京区下津林東大般若町 44 番地
樫原小学校	京都市西京区樫原三宅町 24 番地
松尾小学校	京都市西京区松尾井戸町 32 番地
嵐山東小学校	京都市西京区嵐山東海道町 46 番地
松陽小学校	京都市西京区御陵北山下町 15 番地
桂小学校	京都市西京区桂巽町 75 番地の 5
桂徳小学校	京都市西京区桂徳大寺町 25 番地の 1
桂川小学校	京都市西京区桂上野西町 40 番地
桂東小学校	京都市西京区桂市ノ前町 31 番地
大枝小学校	京都市西京区大枝塚原町 4 番地の 44
桂坂小学校	京都市西京区御陵大枝山町二丁目 1 番地の 52
新林小学校	京都市西京区大枝西新林町四丁目 4 番地
境谷小学校	京都市西京区大原野西境谷町三丁目 5 番地
竹の里小学校	京都市西京区大原野東竹の里町四丁目 1 番地
上里小学校	京都市西京区大原野上里南ノ町 300 番地
福西小学校	京都市西京区大枝南福西町一丁目 7 番地
大原野小学校	京都市西京区大原野灰方町 439 番地
深草小学校	京都市伏見区深草西伊達町 82 番地の 3
稻荷小学校	京都市伏見区深草開土町 12 番地の 1
藤ノ森小学校	京都市伏見区深草石橋町 11 番地の 2
藤城小学校	京都市伏見区深草大亀谷五郎太町 37 番地
砂川小学校	京都市伏見区深草ケナサ町 25 番地の 5
竹田小学校	京都市伏見区竹田桶ノ井町 8 番地の 2
桃山小学校	京都市伏見区桃山町本多上野 107 番地
桃山東小学校	京都市伏見区桃山町伊庭 12 番地
桃山南小学校	京都市伏見区桃山町大島 38 番地の 109
醍醐小学校	京都市伏見区醍醐東大路町 31 番地の 1
小栗栖小学校	京都市伏見区小栗栖森本町 47 番地の 4
小栗栖宮山小学校	京都市伏見区小栗栖宮山 1 番地の 1

学校名	所在地
池田小学校	京都市伏見区醍醐鍵尾町 17 番地
池田東小学校	京都市伏見区醍醐多近田町 2 番地の 2
春日野小学校	京都市伏見区日野田中町 31 番地
日野小学校	京都市伏見区日野谷寺町 78 番地
石田小学校	京都市伏見区石田森西 24 番地
醍醐西小学校	京都市伏見区醍醐川久保町 1 番地
北醍醐小学校	京都市伏見区醍醐片山町 11 番地
伏見板橋小学校	京都市伏見区下板橋町 610 番地
伏見住吉小学校	京都市伏見区住吉町 455 番地
下鳥羽小学校	京都市伏見区下鳥羽長田町 86 番地の 2
横大路小学校	京都市伏見区横大路草津町 54 番地の 1
納所小学校	京都市伏見区納所妙徳寺 1 番地
向島小学校	京都市伏見区向島善阿弥町 2 番地の 3
向島藤の木小学校	京都市伏見区向島藤ノ木町 82 番地の 5
向島南小学校	京都市伏見区向島津田町 95 番地の 1
向島二の丸小学校	京都市伏見区向島二ノ丸町 151 番地
二の丸北小学校	京都市伏見区向島二ノ丸町 300 番地
神川小学校	京都市伏見区久我東町 60 番地の 2
久我の杜小学校	京都市伏見区久我東町 209 番地
羽束師小学校	京都市伏見区羽束師菱川町 640 番地
明親小学校	京都市伏見区淀池上町 106 番地
美豆小学校	京都市伏見区淀美豆町 1244 番地

## 要求水準の考え方

### 【一般事項】

- 1 選定事業者は、本事業の趣旨を十分理解したうえで、良質かつ安定的なサービスを契約期間中継続的に提供すること。
- 2 選定事業者は、本事業の対象地が「小学校現場」であることを踏まえ、適切な教育環境の維持に配慮し、市及び対象校と十分に協議して、事業実施を行うこと。
- 3 本事業の実施に当たって、市又は対象校と協議した場合には、その協議録を作成・保管し、市又は対象校からの指示があるときは、当該協議録を提出すること。
- 4 また、上記以外に、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その協議録等を作成・保管し、市又は対象校からの指示があるときは、当該協議録を提出すること。
- 5 選定事業者は、本事業を行うに当たって、入札説明書に示した根拠法令、その他関連法令等を遵守すること。
- 6 本事業の実施に当たって、この「要求水準の考え方」で判断できないものについては、次の基準に準拠すること。

なお、①～⑱に記載がないものについては、空気調和・衛生工学便覧 最新版（社団法人 空気調和・衛生工学会編集・発行）によること。

- ① 公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ② 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ③ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ④ 建築工事標準詳細図 最新版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑤ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑥ 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑦ 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑧ 公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑨ 公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑩ 建築設備設計基準・同要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑪ 建築設備耐震設計・同施工指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑫ 官庁施設の総合耐震計画基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑬ 建築工事監理指針 最新版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑭ 電気設備工事監理指針 最新版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑮ 機械設備工事監理指針 最新版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑯ 内線規程 最新版（社団法人 日本電気協会 内線規程専門部会編）
- ⑰ 高圧受電設備規程 最新版（社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編）
- ⑱ 工事写真の撮り方 建築設備編 最新版（公共建築協会編）
- ⑲ 建築保全業務共通仕様書 最新版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

## 【空気調和設備等の性能・運用条件等に関する要求水準】

### ■設置対象

- ・ 小学校の普通教室等を対象とする。（既に空気調和設備の設置が完了している小学校及び普通教室等については対象としない。）

- 学校数 : 156 校
- 室数 : 約 2,500 教室（予定）

### ■運用室内温度

- ・ 夏季 : 28℃
- ・ 冬季 : 18℃

### ■標準稼働時期

- ・ 夏季 : 6月中旬～9月中旬
- ・ 冬季 : 11月下旬～3月中旬

### ■標準稼働日数

- ・ 夏季 : 60 日 程度
- ・ 冬季 : 70 日 程度

### ■標準稼働時間

- ・ 8時間/日 程度（概ね、8:00～16:00 頃）

### ■エネルギーの種類

- ・ 空気調和設備の運転に必要なエネルギーの種別については、選定事業者にて設定すること。
- ・ エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷などの観点から、適切なエネルギーを選択し、提案すること。（ただし、学校間の公平性の確保、サービス水準の公平性の確保、契約・モニタリング等における効率化等の視点を踏まえ、主たる方式については概ね 140 校以上の学校で共通に採用することを想定しています。）

### ■空気調和設備等の調達

- ・ 空気調和設備及び空気調和設備に必要なエネルギー供給設備は、選定事業者が調達すること。

### ■空気調和設備等の設置

- ・ 本事業の実施に必要な機器及び材料（以下「機材」といいます。）については、学校教育活動等に支障のない場所に設置すること。
- ・ 室外機、屋外キュービクル等にあつては、対象校の敷地内、当該校舎と近接する地上部分に設置するものとする。原則として、屋上に配置することは不可とする。
- ・ 室内に設置する機材については、天井吊露出型を標準とする。
- ・ 本事業に必要な電力等のエネルギーについて、既存の変圧器又はキュービクル等の容量が不足する場合は、別途、変圧器の増設、取替、又は、屋外型キュービクルを増設するなどして、必要な受電容量を確保すること。  
なお、変圧器を取り替える場合は、PCB 含有分析を行い、結果を報告するとともに、適正に処理すること。

- ・ 空気調和設備の方式及び機器の選定に当たっては、地球環境に対する影響等を考慮して選定すること。
- ・ 空気調和設備に使用する冷媒は、オゾン破壊係数ゼロのものを使用すること。
- ・ 空気調和設備の運転に関して、有資格者等の常駐が必要な方式は不可とする。

#### ■監視制御方式

- ・ 小学校ごとの集中管理方式とし、以下を満たすものとする。
  - 全室の運転（稼働、温度設定等）を集中的に管理できること。（稼働状況（オン⇔オフ）及び設定温度について、各室ごとに管理できること。）
  - 温度設定の変更は、各室内ではできないようにすること。
  - 小学校職員による管理・取扱いがしやすいものであること。
- ・ 市が指定する小学校（4校）については、モニタリングの都合上、全室の運転状況（稼働状況（稼働時間）、温度設定状況）を記録できる運転監視等のシステムを導入すること。

#### ■エネルギー使用量計測

- ・ 小学校ごとに、空気調和設備の運転に係る使用エネルギー量を、各校の一般使用分とは別に計測できるものとする。

#### ■その他

- ・ 選定事業者は、各室の個別条件（日照条件、広さ等）を踏まえること。



## 【業務の実施に関する要求水準】

### ① 空気調和設備の設計業務

#### (現況調査)

- ・ 工事施工に必要となる設計図書の作成に当たっては、空気調和設備の設計、施工、維持管理その他の業務の実施に必要な、対象校の現況調査を行うこと。
- ・ 現況調査の内容は次に示すもののほか、必要に応じて行うこと。
  - 設置対象校の既設設備の状況に関すること。
  - 設置対象となる敷地、校舎及び教室等の状況に関すること。
  - 設置対象校の周辺家屋に対する影響、工事進入路等に関すること。
- ・ 現況調査の実施に当たっては、市及び対象校と十分協議のうえ、学校教育活動に支障のないように留意すること。

#### (設計)

- ・ 空気調和設備の導入に当たっては、工事施工に必要となる設計図書の作成を行うこと。
- ・ 生徒・職員等学校関係者の活動に配慮した設計とすること。また、既存の建物躯体や他の設備機器・配管等への影響を極力少なくするように努めること。
- ・ 設計図書の作成は、市及び対象校と十分協議の上行うこと。
- ・ 設計業務が完了した時点で、設計図書を市に提出すること。
- ・ 事業用電気工作物の改修等を行う場合は、京都市自家用電気工作物保安規定に基づき、事前協議を行うこと。

### ② 空気調和設備の施工業務

#### (設備及び関連機器の調達)

- ・ 本事業の実施に必要な空気調和設備及び関連機器の調達は、選定事業者の責任において行うこと。
- ・ 本事業による空気調和設備等の設置及び運用のため、空気調和設備に必要なエネルギー供給設備、配管類等を選定事業者の負担で設置すること。
- ・ 対象校で既に使用しているエネルギーとの区分に留意し、空気調和設備の運転に使用するエネルギーは、一般利用分とは別に計測できるように、適切に系統分離すること。

#### (施工)

- ・ 空気調和設備等の導入に当たり、その設置に必要な一連の工事を選定事業者の責任において行うこと。
- ・ 工事施工計画については、学校教育活動に支障のない工事期間・工事方法を採用する等の配慮を行い作成し、市及び対象校と協議を行い、その了承を得ること。
- ・ 工事施工に当たっては、生徒・職員等学校関係者の安全を確保し、学校教育活動に支障のないよう十分に留意すること。
- ・ 工事完了の際には、その旨を市及び対象校へ報告し、現場での確認を得ること。

(その他)

- ・ 当該空気調和設備及び関連機器の設置によって、騒音や温風、臭気の排出など教室内又は周辺家屋等へ影響を及ぼすと考えられる場合には、その影響を詳細調査し、必要であれば、補完する対策を講じること。
- ・ 工事施工その他、空気調和設備及び関連機器の整備に当たって必要となる各種の許可申請、届出等については、選定事業者の責任において、当該所轄官庁へ許可申請、届出等を行うこと。
- ・ 事業用電気工作物の改修等に伴い、主任技術者の立会等の措置を講ずること。

③ 工事監理業務

- ・ 工事施工に当たっては、設計意図を施工を行う者に正確に伝え、施工図書等を設計図書に照らして検討及び承諾するため、第三者による工事監理を行うこと。
- ・ 工事監理業務を行う者は、その工事監理の内容について市に報告すること。
- ・ 完了時には、工事完了検査を行うこと。

④ 空気調和設備の所有権移転業務

- ・ 空気調和設備等の施工が完了した際には、市に対して空気調和設備及び関連機器の所有権を移転すること。

⑤ 維持管理業務

(空気調和設備等の保全)

- ・ 選定事業者は、設置した空気調和設備及び関連機器を、事業契約期間内において継続的に利用できる状態に保つために必要な法令点検、点検及び保守、清掃、経常的修繕を行うこと。(フィルターの清掃、消耗品の交換等を含む。)
- ・ 所要の性能が満たされていない場合は、市又は対象校の指示に基づき、所要の性能を速やかに回復するよう適切な処置を施すこと。
- ・ 業務の実施に当たっては、対象校と十分協議のうえ、学校教育活動に支障のないよう留意すること。

(緊急時対応・修繕)

- ・ 選定事業者は、市又は対象校から故障等の発生について、連絡を受けた場合には、速やかに内容を調査し、市又は対象校に報告するとともに、迅速に対処策を講じること。
- ・ 故障等によって、空気調和設備等の継続使用が困難になった場合には、速やかに、所要の性能を満たす代替品を調達すること。

(運用状況の計測)

- ・ 選定事業者は、対象校で既に使用しているエネルギー量と本事業による空気調和設備及び関連機器の運用に使用するエネルギー量を区分し、対象校それぞれに、あらかじめ定めた期間(月間を想定)ごとに計測・記録(電気にあつては、デマンド値を含む)し、市及び対象校に報告すること。
- ・ 選定事業者は、市が指定する4校における空気調和設備の稼働時間について、各室ごとに計測・記録し、市に報告すること。

(業務報告)

- ・ 選定事業者は、少なくとも年2回、当該期間の空気調和設備の維持管理に関する報告書を作成し、市及び対象校に提出したうえで、その確認を得ること。
- ・ 上記の報告書の内容としては、次に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。
  - 各校別のエネルギー使用量（一般使用分と空調業務使用分の内訳を含む）
  - 各校別のエネルギー料金
  - 各室別の月別稼働時間・総稼働時間（市が指定する4校のみ）
  - 維持管理実施記録

(空気調和設備の運用に係るアドバイス業務)

- ・ 選定事業者は、本事業の趣旨を十分に理解したうえで、良好な室内環境の実現に関して、市及び対象校と逐次協議を行い、問題の解決に努めること。
- ・ 選定事業者は、空気調和設備の取扱いや操作方法について、市及び対象校からの質問に迅速、適切に応じること。
- ・ 選定事業者は、対象校の教職員が空気調和設備を適切に運転・操作できるように、「操作マニュアル（仮称）」を作成すること。
- ・ 選定事業者は、空気調和設備の稼働状況を分析し、より適正な利用、省エネルギーを促進するための助言を市及び対象校に行うこと。

## 【参考資料 2】

### 京都市立中学校における空気調和設備の導入事業に関する図面類

※空気調和設備の導入実績のうち、京都市立中学校における GHP 方式、BHP 方式の 2 例について  
特記仕様書、標準仕様書、配置図等を掲げています。

特記仕様書 1 (機械設備)

(適用する項目は●印を本工事に適用する。)

工 事 名

京都市立 整備工事
ただし、空調設備工事

工 事 場 所

京都市

工 事 期 間

○竣工命令 ○ 年月以内
○開始の日から ○平成 年 月 日まで

用 意

この特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、標準仕様書によるほか、国土交通省大
阪府建設部建築部標準の
・建築改修工事共通仕様書 (平成13年版) (以下「共通」という。)

要 求 様 式

設計図書の特記仕様は次のとおりとする。

- (1)特記仕様書 (2)図面 (3)標準仕様書 (4)「共通」 (5)「標準図」

要 求 規 格

Table with columns: 設備名称, 数量, 単位, 取組面積 (㎡), 消防令別表, 備考

(給水面積) ㎡ (給排水設備) ㎡
(南地敷地) ㎡ (北地敷地) ㎡
(北側所属) ㎡
(標準の規格基準) - 第1種区画
昼間 45 dB, 朝 40 dB, 夜間 40 dB

設 計 工 事 内 容

- 空調設備工事
○中央空調 ○換気扇設置 ○ガス吸込式冷暖水機 ○その他( )
○空調機設置 ○エアハブ ○ファンコイル ○その他( )
○ガスヒートポンプ(GHP) ○電気ヒートポンプ(EHP)
○電気空調 ○換気扇 ○グロウト用 ○換気扇 ○グロウト
○換気扇 ○換気扇 ○換気扇 ○換気扇
○換気扇 ○換気扇 ○換気扇 ○換気扇

○衛生設備工事

- 排水方式 ○直埋埋圧方式
○排水設備 ○既設管分岐
○受水機 (○本工事○別途工事○既設) m3
○埋設方式 (○加圧埋設方式 ○高水埋設方式)

○給水設備

- 下水本管接続 ○既設管分岐 ○既設管接続
○浄化槽 (○本工事 ○別途工事○既設)

○給湯設備

- ガス設備 ○ガス設備 ○既設管分岐
○ガス設備 ○ガス設備 ○既設管分岐
○ガス設備 ○ガス設備 ○既設管分岐

○防火設備

- 防火設備 ○防火設備 ○防火設備
○防火設備 ○防火設備 ○防火設備

負 担 金 の 支 出

- 水道加入金 --○本工事に含む ○別途支出
○水道本管接続費 --○本工事に含む ○別途支出
○下水道本管接続費 --○本工事に含む ○別途支出

約 束 の 条 件

前 負 担 金 の 支 払 条 件

- 保証額は前負担金の10分以上とする。
○保証額は前負担金の10分の3以上とする。
○保証の免除
○前年度契約工事
・前払金:工事前負担金の [ ] 以内
(ただし、3箇内を限度とする。)

Table with columns: 支払年度, 前払金, 支払限度額

- 前年度契約工事による複数年度契約工事。
・前払金
・前分払: 回数 [ ] 回以内
・完成払: 工事完成後
○前年度契約工事による複数年度契約工事。
・前払金

Table with columns: 支払年度, 支払限度額, 工事出来高予定額

注)前払金、前分払金の前年度の累計は、その年度の支払限度額を超えることは出来ない。

主任 (監理)

- 1級管工事施工管理技士を有し、下請工事全体の合計が1,000万円以上の場合、監理技術者資格証
を取得した者とする。
○1級又は2級管工事施工管理技士を有する者とする。
○監理員による主任監理者の資格を有する者とする。

監 理 員 事 務 所

- 原則的の監理工事にて設置 (機・換・排・吸・送機・冷却ロッカー等)
ただし、安全機・換中電灯・ゴミ乾燥機・換中電灯等は本工事に伴って併設
○本工事に伴って設置 (面積10m2以上)
(備品等) 換・排・吸・送機・冷却ロッカー・電話・冷暖房機・風機・手洗い・湯沸し設備・安全機
安全機・換中電灯・ゴミ乾燥機・換中電灯・換中電灯・換中電灯・換中電灯・換中電灯

施 工 監 理 員

- 監理者は、建設業連合会共済組合に加入し、その発行金収納書を、工事開始前1か月以内に
工事監理員に提出することとし以下による。なお、建設業連合会共済組合の列名となる労働者を
雇用しない場合は、「不適用項目書」を提出すること。

- (1)建設業連合会共済組合の列名となる労働者の共済手帳に、監理を貼付すること。
また、下請業者を雇う際には、下請業者に対して本契約の告知書を送付すること。
なお、下請業者の規模が小さく管理業務の地理的面で万全でない場合は、監理者がその業務
を代行すること。
(2)現場の状況に応じて、「建設業連合会共済組合連用事業用工事現場」という標識(シール)
を、工事監理員及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示すること。
(3)工事監理員が必要と認められた場合は、本制度の執行状況等の関係資料を提出すること。

京都市立 整備工事 設計図
ただし、空調設備工事 No. 1 14 取の内
企画設計課 平成 18 年 10 月
特記仕様書 1 (工事概要・資材・特記事項) 図尺 -

II 資材及び施工

図面中に特記なきものは、下表による

Table with columns: 設備, 用途, 管 材 料 (接 合), 備考(範囲)

- ガスについてはガス保安協会の基準による。
●水圧調整工事は、プール水替えに使用する水道料金 ○本工事に含む ○別途支出
手廻り下排水パイプ内配管 (排水管を除く) ○別途支出 ○別途支出
●配管 (排水管を除く、40mm以上の配管の分岐及び曲がり部)
●配管 (排水管を除く、40mm以上の配管の分岐及び曲がり部)

特記仕様書 2 (機械設備)

(適用する項目は●印を本工事に適用する。)

機種の取扱い

機種の取扱い規定は、建設大臣官庁官庁建設部「官庁施設の保全計画調査方法及び取扱い」(平成8年度)によるものとし、箇中特記がなければ、別表クラスは下記による。

取扱い 〇 別表クラスB 〇 別表クラスA 〇 別表クラスB  
その他の取扱い 〇 別表クラスB 〇 別表クラスA 〇 別表クラスB

取扱い規定は、防音設備、ガス機器、ボイラ、給排水機器、飲料用水槽、給用水槽、防炎用水槽、オイルタンク、100 R.T.を越える冷凍機及び冷庫等をいう。

別表クラスBによる取扱い規定の取扱い用取扱い

	別表クラスB	別表クラスA	別表クラスB
上層部・屋上及び屋頂	2.0	1.5	1.0
中 間 層	1.5	1.0	0.8
地 階及び1階	1.0 (1.5)	0.8 (1.0)	0.4 (0.8)

( ) 内の値は地階及び1階(地庫)に取扱いする場合に適用する。

・上層部とは、2～6階建の建物においては上層、7～9階建の建物においては上層2階のこととする。

・中間層とは、地下階及び1階を除く各層で、上層部に取扱いしない層のこととする。

・水槽本体の耐震性能は、箇中特記がなければ、上記の機種の取扱い規定と同じ別表クラスとする。

・重量が100kgを越える機種の固定方法及び水槽本体については、取扱い表を作成し、機種取扱いに添付することとする。

庁舎・学校施設の  
シールドリスト

1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスフェノールA含有樹脂・接着剤等の使用制限の取扱い

対象を定める箇所・取扱い材料等	使用制限の取扱い
① 化粧・水質劣化防止用・遮音用(パネル・合成材・無機繊維材・MF・パーティクルボード・その他の水質合成材) ② 壁紙 ③ 床材 ④ エリア断熱材 ⑤ 断熱・ビニル床タイル・ビニル床シート・ホム及び設備工事等の施工時に使用する接着剤 ⑥ 接着剤・接着材・断熱材 ⑦ 仕上塗料	ホルムアルデヒド等を含有しないか、臭数が極めて少ないJIS又はJASの規格品とする。
⑧ 器具・書架・異種合・その他の什器等	①②③に用いる箇所・取扱い材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を含有しないか、臭数が極めて少ないものとする。

2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の取扱い

対象を定める箇所・取扱い材料等	使用制限の取扱い
① 断熱・ビニル床タイル・ビニル床シート・ホム及び設備工事等の施工時に使用する接着剤 ② 塗料	トルエン等の含有量が少いJIS又はJASの規格品とする。

3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノキシカルブを含有する防音・防振剤の使用制限の取扱い

対象を定める箇所・取扱い材料等	使用制限の取扱い
木材接着(木材の防音・防振処理)剤	クロルピリホスを含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防音・防振処理等は工場で行い、十分に乾燥した状態で搬入すること。

4) 可燃剤を使用している箇所・取扱い材料等の使用制限の取扱い

対象を定める箇所・取扱い材料等	使用制限の取扱い
① 断熱用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない無機質の可燃剤を使用しているJIS又はJASの規格品とする。
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない無機質の可燃剤を使用しているものとする。

・上記1～4における使用制限の取扱いとしては、F☆☆☆☆を基本とし、該当する材料等がない場合は、F☆☆☆又はその同等品(旧JIS及びJISにおけるF60、E6のものを含む。)を使用する。

・施工中、施工後の漏風、換気が十分に行い、室内に異臭した化学物質等を室外に放出させないこと。

ホルムアルデヒド等の  
室内濃度の  
測定

別表クラスBにおいて、ホルムアルデヒド等の室内濃度測定を専門機関に依頼し、工事終了後に十分に養生期間を確保して測定し、測定労働者が定める測定値以下であることを確認するため、本工事においても同様の測定を行うこと。

測定対象化学物質 (厚生労働省の規制値) (25℃の場合)	ホルムアルデヒド メチルエレン エチルベンゼン キシレン パラジクロロベンゼン	(0.08ppm以下) (0.07ppm以下) (0.20ppm以下) (0.88ppm以下) (0.05ppm以下) (0.04ppm以下)
測定対象箇所	室の床面積A㎡	A ≤ 50 50 < A ≤ 200 200 < A ≤ 500 500 < A
測定箇所数	測定箇所数	1 2 3 4
測定方法	<p>会測定箇所において、測定対象化学物質の測定を同時に測定する。</p> <p>測定は、パッシブ型採取器を用いて以下の手順で行う。</p> <p>測定の方法 測定</p> <p>①30分間測定 ②5時間測定 ③4時間又は24時間測定</p> <p>パッシブ型採取器を設置 パッシブ型採取器を回収</p> <p>測定回数1回とし、複数回の測定は不要とする。</p> <p>①②において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。</p> <p>ただし、局所的な換気設備で常時稼働させないものは例外とする。</p>	

その他

給水・給湯設備(弁水設備等を含む)として使用する弁類、管継手及び水栓等については、給水設備の漏洩及び材質の基準に関する省令(平成14年10月29日改正)に定める際の選定基準に適合する材料を使用すること。

保護化粧ケースを  
使用する際の  
注意事項

保護化粧ケースは保護化粧ケースを使用する。[資料付タイプ又は浮きタイプ]  
保護化粧ケース内に電気のケーブル等の配線はワンタッチカバーとする。(保護厚10mm)  
保護化粧ケースに適合した製品を使用すること。  
外部に使用する場合は、接合部や足透しなどはコーキング処理などにより防水処理を行うこと。  
施工に際しては保護化粧ケースの施工順序に基づき、取付部材や継手・増設カバーを適切に使用するものとする。  
自立型(前状の絶縁管)は、継手等で施工できない箇所を使用するものとする。  
支持金物は、長穴付の三角ブラケット、円筒ブラケット及びブラケットベースの既製品を使用してもよい。ただし、室内に使用する場合は、SUS製又は防錆塗料を施すこととする。

作業時間

工事現場には次のような制約が考えられるため、生徒や児童、職員等の安全を優先し、学校の授業や行事と工事現場・工程について学校保護者と十分な打合せを行い施工すること。

1. 工事現場の進入・退出については最低下校時間を避ける必要がある。
2. 授業時間に影響を及ぼす工事があることやその作業内容や作業場所の制約があるため、作業時間は、原則として平日の15時頃から21時までと土日及び祝日となる。

安全対策

職員の出入り足場確保・関係性等、必要に応じて警備員を配置する。(延べ 人)  
足場の外側には安全ネットを張る。  
実作業場所は、生徒と行合の上、場所を限定し、児童・生徒の出入りが出ないように防護し施設できるようにする。なお、工具やその他の物を持ち出せる材料等は、撤去する。  
職員の工事する場所は、高さ1.8mのフェンスバリケードにて囲う。なお、一時的に工事と通行する場所は、臨時A型バリケードにて囲う。  
工事中は安全に十分気を配り、特に第三者被害は絶対に起こさないこと。  
本工事において、1の単位で複数の校舎がある場合は、原則として同時に施工することとし、工事の完了した校舎単位で撤去を行うこと。

部分打設

標準仕様書 (機械設備)

一般事項

**工事概要**  
 本工事は、建築基準法、建設法、労働基準法、労働安全衛生法、環境保健法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、消防法、ガス規制法、電気工事法、水道法、下水道法、環境基本法、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄法)、その他関係法令を守り施工する。

**監督職員**  
 監督職員とは、工事関係内容に規定する監督職員で、京都市都市計画局公共施設部工務課長の監督職員及び本市が監督業務を委託した者という。

**設計変更**  
 工事内容の変更に関する設計変更は、下記の方式による。  
 変更関係代金=変更設計工事単価×増減率×増減及び地方消費税額  
 (増減率は、小増減以下第6位以下切り捨て)

**施工中の安全確保及び取組**  
 (1) 施工中は、労働安全衛生法等によるほか、建設工事業労働安全衛生法別添付書及び建設労働安全衛生法別添付書に従い、工事の施工に併行して安全確保を行う。また、工事の安全確保に併行して、現場管理を行う。災害及び事故の防止に努める。また、工事に伴い発生する騒音等(発生材)は、周辺等を行い、リサイクル等再資源化に努めるとともに、再生資源の積極的活用を努める。  
 (2) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に従ってこれを行う。  
 (3) 工事現場の出入りに対する交通確保、安全の確保等、周辺及び周辺の交通確保に努める。  
 (4) 災害予防又は警備等については、常に注意を払い、災害の防止に努める。  
 (5) 火災の発生及び火の勢の増進等火災の恐れのある工事を行う場合は、火災の発生に十分注意するとともに、火災防止に有効な材料で養生するほか、消火器や水の入った容器を作業場所周辺に配置し、火災防止の徹底を図る。  
 災害事故が発生した場合、現場代理人は、その都府県監督職員及び防火管理責任者に場所、時間、方法等について説明を行い、調査を受ける。  
 (6) 現場には、煙害の発生等を防止の場所を設置し、管理管理にも注意する。  
 (7) 既設の防犯設備等の工事においては、工事中でも既存の防犯設備器具及びシステムが作動する状態を維持するように管理する。工事の再開上、やむを得ず設備の器具及びシステムを作動を停止又は停止させる場合は、事前に所轄防犯官の同意を得る。

**労働時間等の留意**  
 労務者は、労働時間等の留意のため、作業は原則として休日及び土曜日は行わないこととし、平日に行うよう努めなければならない。なお、作業内容・作業時間・作業日数等により、作業時間の延長、休日又は土曜日に作業を行う場合については、監督職員と協議すること。また、就業や施工の立会、休日及び土曜日は行わない。

**災害等の防止**  
 本工事において、周辺住民との災害等(進入騒音・作業時間・騒音・振動・臭)が軽減された場合は、その軽減率を通知する。

**周辺工事との関係及び取組**  
 材料の納まり、工程管理、現場管理(安全衛生・環境・衛生・労働・他)、周辺の道路管理(汚濁・事故防止ガードマン等)等については、周辺工事関係者と十分協議し、工事全体の円滑な進捗に努めるとする。また、共同で処理すべき下記事項について協力等が求められた場合は加入し、協力して管理を行い、その費用は全員で負担すること。  
 (1) 事故防止  
 (2) 付近道路及び取組道路の維持管理  
 (3) その他工事中に発生した問題について、本市が指示した事項

**廃材の処理**  
 工事中の解体材・発生材・工事用資材等は、事前に届出し、関係法令等に従って適切に処理する。また工事の完成に際しては、工事関係内外を清掃し、入念な片付けを行う。

**騒音等の取組**  
 工事中に発生する騒音等の除去及び低減は、関係者の責任とする。ただし、予備に重大な騒音物は、監督職員と協議する。

**養生**  
 在来部分、施工部分、未使用部分、材料などで汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。なお、コンクリート打設時には立ち上り、スリーブ、インサート等の保護防止に努める。

**工事現場の安全確保**  
 着工から引渡しまでの工事及び取組に必要な電力、ガス、水道等の使用料金は、関係者の責任とする。

**完成後**  
 工事に必要な公費決定及び本市検査費用の決定を合符して完成とする。また、検査費用を契約工とする工事については、年度末日まで完成検査に合格しなければならぬ。

**引渡し説明**  
 完成後、施設管理者に、完成図書に基き設備の取扱い・操作方法等の指導を行う。

**公共事業労働関係**  
 本工事が、公共事業労働関係の対象となった場合は、公共事業労働関係に協力すること。

提出書類 (A4判ファイル製)

**提出書類**  
 提出書類及び納付金は以下による。  
 工事費工賃関係書類  
 ・雇書 (1部)  
 ・現場代理人等(監理技術者、主任技術者、専門技術者)通知書 (2部)  
 ・監理書(監理技術者、主任技術者、専門技術者) (1部)  
 ・労働安全衛生法に基づき労働災害防止の成立を証明する書類 (1部)  
 ・使用材料検査通知書 (2部)  
 ・予立工程表 (1部)

・請負代金内訳書 (1部)  
 ・工事関係費に供する資産取組通知書 (1部)  
 ・建設関係費共同組合費収納書等 (1部)  
 ・工事関係証書の写し (1部)

**施工計画(施工前)**  
 ・納入仕様書 (2部) ・異議工程表 (1部)  
 ・施工図 (1部) ・関係許出書(正・副) (2部)  
 ・建設関係 (1部) ・取組計画 (1部)

**工事記録(施工中)**  
 ・工事日報 (1部) ・工事写真 (1部)  
 ・建設関係取組報告書 (1部)

**完成図書(完成時)**  
 ・完成図「原紙」 (1部)  
 ・完成図「原寸二つ折り製本及びA3縦版A4版製本」 (2部)  
 ・完成図書(A4ファイル) (2部)  
 ・機器取組図 - 機器取組説明書  
 ・機器納入者連絡先表 - 異議処理記録 - 付属工具リスト  
 ・関係許出書(副本又は写し一1部) - 引渡書  
 ○完成図書CADデータ(原紙「特記仕様等(完成図書CADデータ納付書)」参照)

**その他**  
 ・監督職員が指示するもの(コリスン、施工体制合帳等)

**新工賃**  
 新工賃には、関係者の取組許可の履歴及び番号を記載する。

**現場代理人等**  
 現場代理人等通知書には、関係者の取組許可の履歴及び番号、現場代理人、主任(監理)技術者、下請業者等及び下請(予定)代金額を記載する。

**主任(監理)技術者**  
 主任(監理)技術者監理者とは、会社名、連絡先、資格の種類、資格番号、修得年度等、工事現場等を記載し、資格証のコピーを添付する。

**労働安全衛生**  
 労働安全衛生証明書は、労働安全衛生法(労働安全衛生法)又は労働安全衛生法別添付書の「労働安全衛生証明書」とする。なお、年度当初に一併して労働安全衛生法別添付書から届出のある労働者については、「労働安全衛生証明書」の届出を必要としない。

**工事関係**  
 工事関係費を別表として別添付し、関係者責任者等とし、その証明の写しを本市に提出する。なお、関係費は請負代金額を超過できるものとし、関係期間の契約の日から発生引当しのみとする。

**使用材料検査通知書**  
 使用する材料が、京都府京都市計画局建設部建設部建設部指定資材取組通知書の規定に該当する場合、「京都府京都市計画局建設部建設部指定資材取組通知書(建設資材取組通知書)」から検査を受ける。ただし、関係費17%未満の資材については、検査を受けていない資材の使用を認めることができる。(関係費17%未満については、関係費取組通知書別添付書のホームページhttp://www.city.kyoto.lg.jp/06kai/toshisawu/index.htmを参照) また、使用材料検査(製作)又は見本品等は、送付前に監督職員に届出し、承認を受ける。ただし、その必要性が小さいものは、監督職員の承認により省略することができる。なお、設計図書には、認定書、衛生器具は「東海建設株式会社」の品名、排水水栓は「ダイレ株式会社」の品名を記載している。

**予立工程表**  
 予立工程表は、工事関係費の算定に必要とするもので、工事関係費の予立を記載する。

**請負代金内訳書**  
 請負代金内訳書は、工事関係費の算定に必要とするもので、工事関係費の内訳を記載する。

**取組関係**  
 取組関係費について、その種類、発生額、取組方法の必要な事項を記載し、施工計画書(取組関係費取組通知書)に記載のうえ、監督職員に提出する。関係費が発生しない場合は、取組関係のみ提出する。

**工事関係費の取組**  
 工事関係費サービス(COINS)入札システム(日本建設総合センター)に基づき、「工事関係費」を作成し、監督職員に提出する。なお、「(財)日本建設総合センター」に業務の委託を行うとともに、業務の委託を監督職員に提出する。なお、関係費取組工事は、請負代金が500万円以上の工事とする。

**施工体制合帳**  
 関係者は、建設法第24条の7第1項の規定により施工体制合帳を作成する場合は、「施工体制合帳」に係る事項に関する取組通知書(設計計画)に定められた施工体制合帳の形式とし、工事現場に提出するとともに、その写しを監督職員に提出すること。また、施工体制合帳を工事関係費が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示すること。

**納入仕様書**  
 主要機器及び設備が指示する仕様については、取付・性能等を作成し、監督職員の承認を受ける。なお、性能確保のための製造会社の工場等へ、監督職員立会いの上取組を行う場合がある。

**大規模工事**  
 施工に先立ち大規模工事を作成し、監督職員に提出するとともに、周辺工事の保護者と充分協議し、工事の円滑な進捗を図る。また、必要に応じて、月間・週間工程表を作成して調整を行う。

**施工図**  
 施工に先立ち図面を作成し、監督職員に提出する。

**取組関係**  
 原上仕様・関係・空調機等の大規模機器及び設備の指示する取組については、納入仕様書を作成し、監督職員に提出するとともに、関係者に周知徹底して、事故防止に努めるものとする。

**関係許出書**  
 本工事に必要な公費その他の申請書類は関係費が責任、その費用は関係者の負担とする。

**工事日報**  
 作業内容・作業内容・納入材料等作業日報に記録し、現場監督職員に提出する。

**工事写真**  
 原則として「工事関係費の取組方法(設計計画)建設関係費」(付)公共施設部(関係)により作成するものとし、施工の状況・各施工工程の状況、施工中の状況等施工現場外部から明瞭に施工現場、完成状況の主要箇所及び監督職員が指示する場所について、写真撮影を行い、工事用アルバム(A4型)に整理して、現場監督職員に提出する。

**建設関係取組報告書**  
 建設関係取組については「関係費」、「関係費の有効な利用」、「建設リサイクル法」に基づき、関係者の取組状況として、建設関係費マニフェスト、再生資源利用(取組)(計画・実績)書(控え)等を監督職員に提出し、指示を行うものとする。詳細については「建設労働安全衛生法別添付書」(「付」巻末参照)及び「京都市建設労働安全衛生法別添付書」の都市計画局の取組に留意する。

**完成図書**  
 (1)完成図「原紙」は施工の状況を明確に記録し、その取組を監督職員に提出する。形式及び図面の規格は設計図に準ずる。  
 (2)完成図「二つ折り製本」は原寸版及びA3縦版各2部提出とする。

**完成図書製本**  
 完成図書製本は、施設管理に必要な規格をA4サイズにファイルし、リスト紙の上、監督職員の承認を受けたものとして提出する。

**機器取組図**  
 納入仕様書をもって、機器取組図及び機器取組説明書として提出し、

**異議処理記録**  
 異議処理記録は水災後取組報告書(水災発生方式を除く)、ガス工事検査報告書、機器の取組記録(水災、風災、地震等)等、その他監督職員の指示したものとす。

**配管工事**

**ボックス**  
 ボックスは、標準図に示す形式とし、呼び径50以下はYG-Fとする。なお、水漏れ防止及び止水用のボックスは、東部水漏れ防止とする。また、ボックス内には、口破、異音等を防止するための取組を要する。

**管の支持金物**  
 水栓内配管、外置取組及びビビ内配管の支持金物、固定金物(インサート金物は除く)はステンレス製とし、その他の管外部分(屋上取組配管等)は防錆塗料の塗布又はステンレス製とする。鋼管で呼び径40以下の屋外立管は、ステンレス製立管(鋼管)鋼管で呼び径50以上の屋外立管及び全ての屋外立管は、ステンレス製鋼管とし、防錆塗料の塗布に併用する。なお、屋内中埋配管には、両金具を兼ねる等の場合の取組に留意することとする。

**ガス管の支持間隔**  
 ガス管の管の支持間隔は次表による。  
 横型管(鋼管)の最大支持間隔(日本ガス協会基準)

支持間隔(m)	1.8	2.0	3.0	4.0	5.0
管径(mm)	15-20	25-40	50-80	100-150	200-

なお、横型管の管径の支持間隔及び管の支持間隔は「居住」に準ずる。

**中埋配管**  
 管の中埋配管は、東部埋管で管の上層より800mm以上、それ以外では300mm以上とする。ただし、埋管直下で外力により損傷を受けやすい場所及び埋管を施した場合はこのかぎりでない。

**防虫網**  
 水栓の排水・溢水等の取組にはネジ込み等で可能な取組防虫網を施す。

**ボリ樹脂管等の継合**  
 塩化ビニル管及びポリ樹脂管は原則として呼び径40以下は管端防虫網によるネジ継合とし、呼び径100以上はフランジ継合とする。なお、やむを得ずフランジを現場取付する場合は、監督職員の承認を受け、管端防虫フランジにより継合する。

**樹脂スリーブ**  
 塩化ビニル管の管端、開口端、水栓が不安定であり、かつスリーブ径が200mm以下の部分及び監督職員の承認を得た箇所は、樹脂スリーブとしてよい。なお、樹脂スリーブを用いる場合は、管端防虫の取組を併用し、かつ、配管施工時に必ず取り除く。

**取組取組**  
 取組取組の取付場所は、図示による。

**止水弁**  
 排水ポンプ、汚水ポンプ、冷却水ポンプ及び冷凍水ポンプの止水弁は次の通り。  
 (1)全径が50mmを超える場合は、標準取組とする。  
 (2)呼び径55以上の場合は、バイパス弁内蔵型とする。  
 (3)呼び径50以下の止水弁は、呼び径15以上のバイパス管及び弁を取り付ける等止水弁上層の水抜き可能な構造とする。ただし、バイパス弁内蔵型は除く。

管の保温

Table with columns for insulation type (e.g., ①室内露出), material (e.g., グラスウール), and thickness (e.g., 140mm). Includes notes on application and specific material codes.

保温材の厚さ

Table showing insulation thickness (mm) for various materials like Polystyrene foam, Glass wool, and others, categorized by thickness ranges (20, 25, 30, 40, 50 mm).

冷媒管の保温

空調式とプレート型空調機の冷媒管には、製造者標準仕様 (厚さ8mm以上) の保温とし、管内、露出部分のネグラスウール又はポリスチレンフォーム (20mm厚) を巻き上製の断水用の外装を行う。

保温不箇所

- List of areas where insulation is not required, such as fire-rated walls, structural steel, and specific equipment like air conditioning units and water heaters.

学校施設の不箇所

- List of non-insulation areas in school facilities, including fire-rated walls, structural steel, and specific equipment like air conditioning units and water heaters.

ダクトの保温

ダクトの保温方法は、保温材の種類 (厚さ14mm以上) を使用してもよい。この場合は、外装を行わない。又、コンクリート内蔵等の施工が困難な場所については、設置器具の承認を得て被覆調整を使用してもよい。この場合は、保温は不要とする。

ダクトの保温

Table for duct insulation with columns for location (e.g., ①室内露出), material, and thickness. Includes notes on application and specific material codes.

保温材の厚さは露出部を50mm、室内埋設部を25mmとする。露出ダクトのフランジ部 (補強を含む) は厚さ25mm程度の厚さで行うが、又は露出部の厚さを40mmとする。

次のダクトには、原則として保温を行わない。(保温する場合は特記による。) ・換気用ダクト・外気取入用ダクト・排気用ダクト ただし、外気から1mまでのダクト及び露出・着床 (天井内を含む) を保温するダクトは保温を行う。

・空調している建物内の送風ダクト ・内張りしたダクトおよびチャンパー ・断熱材付フレキシブルダクト及びたわみチャンパー

消音内張り

Table for soundproofing lining with columns for material (e.g., 17'3000), material name, and thickness (e.g., 100, 150, 200, 250 mm).

排気ダクトの保温

Table for exhaust duct insulation with columns for material (e.g., ①厚さダクト), material name, and thickness (e.g., 140, 200, 250 mm).

換気・給気の保温

Table for ventilation and supply air insulation with columns for material (e.g., ①ダクト), material name, and thickness (e.g., 100, 150, 200, 250 mm).

保温不箇所

- List of non-insulation areas, including fire-rated walls, structural steel, and specific equipment like air conditioning units and water heaters.

管・ダクトの保温

管・ダクト・支持金物等の断熱は、実地こしらえ (汚れ・剥落し、乾燥、エッチングプライマー等) の上、次の断熱を行う。

Table for pipe and duct insulation with columns for material (e.g., ①断熱), material name, and thickness (e.g., 20, 25, 30, 40, 50 mm).

保温不箇所

- List of non-insulation areas, including fire-rated walls, structural steel, and specific equipment like air conditioning units and water heaters.

禁止の管轄

禁止の管轄は、製作工程で凍害などにより断熱された断熱材は、露入、凍結などにより断熱の機能した部分を補修すれば、禁止を要する事ができる。

断熱・その他

主要断熱 (露室内に施す) には、断熱名称・記号 (断熱名) を記入する。換気・バイパススペース内の配管には、配管の種類・系統名・矢印を明示する。

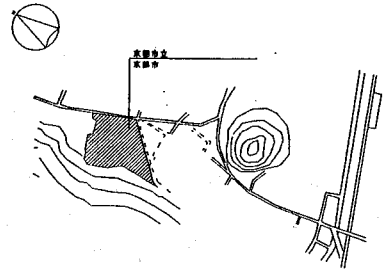
ダクトダンパー

換気室・ダクトスペース内のダクトには、ダクトの種類 (SA・RA・OA・EA) 及び矢印を明示する。風量調整ダンパーには、調整後の目印を明示する。

マンホール蓋

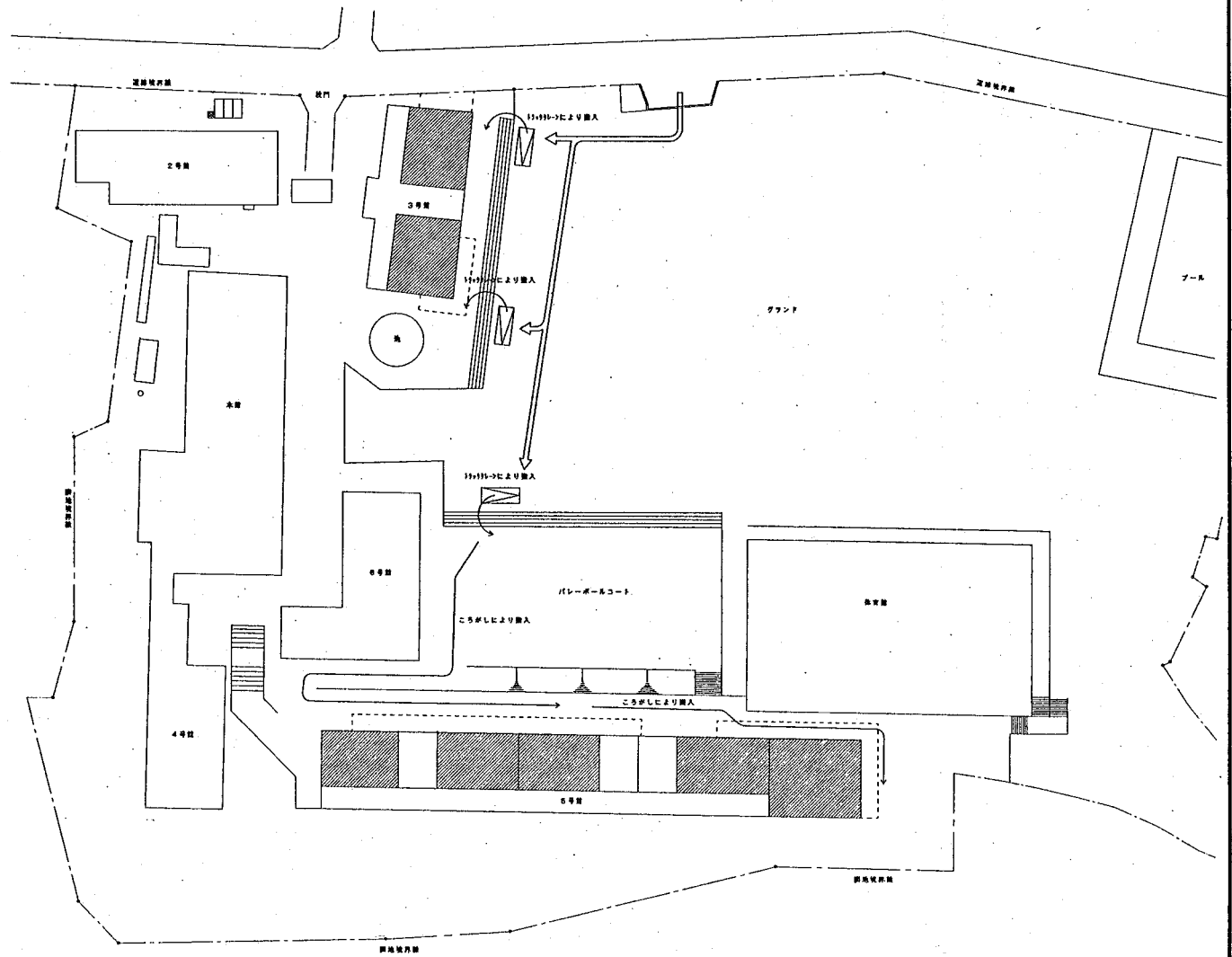
マンホール蓋は、「汚水」「給排水」の名称を明示したものとす。





附近見取図

- ← : 風向き
- - - : フェンスバリアード
- : 今回工事場所を示す



配管図 1/300

注：グラウンドを走行した場合は現状に復帰すること

概算表

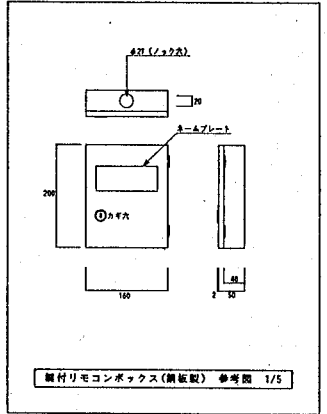
記号	設備名	形式	能力		消費電	設置場所	リモコン	電力				
			冷房	暖房				電費	台数			
GHP-1	ガスヒートポンプ エアコン室内機	マルチ 標準型	36.5	42.0		大入り教室 空調設備各動行計画1-2多量	5号機(標準)	26	2009	1,090 Y	1	
GHP-1A	エアコン室内機	天吊型標準	14.0	17.0			5号機(標準) 3層 教室(1-2) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-1B	ガスヒートポンプ エアコン室内機	マルチ 天吊型標準	9.0	10.0			5号機(標準) 3層 教室(1-1) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	218 Y	1
GHP-1C	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	9.0	10.0			5号機(標準) 3層 教室(1-1) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	218 Y	1
GHP-2	ガスヒートポンプ エアコン室内機	マルチ 標準型	36.5	42.0		大入り教室 空調設備各動行計画1-2多量	5号機(標準)	26	2009	1,090 Y	1	
GHP-2A	エアコン室内機	天吊型標準	14.0	17.0			5号機(標準) 2層 教室(2-2) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-2B	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	9.0	10.0			5号機(標準) 2層 教室(2-1) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	218 Y	1
GHP-2C	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	9.0	10.0			5号機(標準) 2層 教室(2-1) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	218 Y	1
GHP-3	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	36.0	47.0		大入り教室 空調設備各動行計画1-2多量	5号機	26	2009	1,220 Y	1	
GHP-3A	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			5号機 4層 教室(1-4) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-3B	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			5号機 4層 教室(1-3) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-3C	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			5号機 3層 教室(2-4) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-3D	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			5号機 3層 教室(2-3) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-4	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	36.0	47.0		大入り教室 空調設備各動行計画1-2多量	5号機	26	2009	1,220 Y	1	
GHP-4A	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			5号機 3層 準理数(1) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-4B	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			5号機 2層 教室(2-6) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	243 Y	1
GHP-4C	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			5号機 1層 理数準理数A (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-4D	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			5号機 1層 教室(1-5, 2-6, 3-3) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-5	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	46.0	52.0		大入り教室 空調設備各動行計画1-3多量	5号機	26	2009	1,580 Y	1	
GHP-5A	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			3号機 3層 教室(3-2) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-5B	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			3号機 2層 教室(3-4) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-5C	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			3号機 1層 準理数(1) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-6	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	46.0	52.0		大入り教室 空調設備各動行計画1-3多量	5号機	26	2009	1,580 Y	1	
GHP-6A	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			3号機 3層 教室(3-1) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-6B	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			3号機 2層 教室(3-3) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
GHP-6C	エアコン室内機 ガスヒートポンプ	天吊型標準 マルチ	14.0	17.0			3号機 1層 教室(3-5) (「天井の構造」参照)	ワイヤードリモコン・簡易リモコンボックス付	16	2009	253 Y	1
F-1	照明器具(天井タイプ)	蛍光灯 200φ	参考電流 200 mA		電気式110V、200V用器具「M」		5号機 1-2-3層、3号機 3層教室電	空調設備各動行計画2-0 (「天井の構造」参照)	16	1009	15.5 Y	12
F-2	照明器具(天井タイプ)	蛍光灯 200φ	参考電流 200 mA		電気式110V、200V用器具「M」		3号機 1-2層 教室	空調設備各動行計画2-0 (「天井の構造」参照)	16	1009	15.5 Y	4
	給湯設備(GHP-4D)	標準型	600-1500				3号機(標準)	空調設備各動行計画3-10 (「電気設備」参照)				

※ 5号機2層 教室(2-1)のみ天井仕上り床下の換気量は天井仕上り

との換気量として天井仕上り

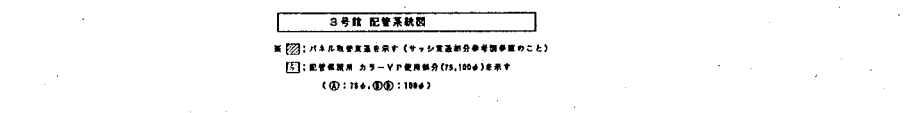
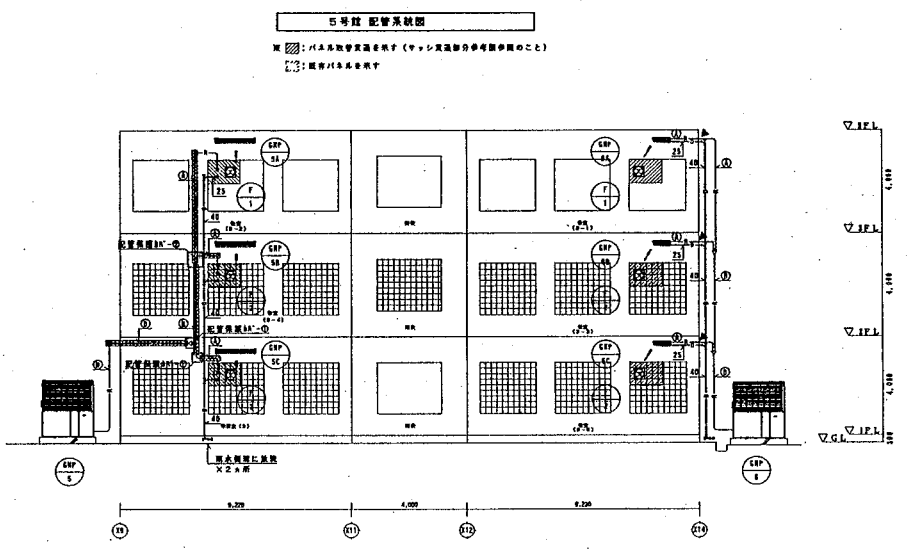
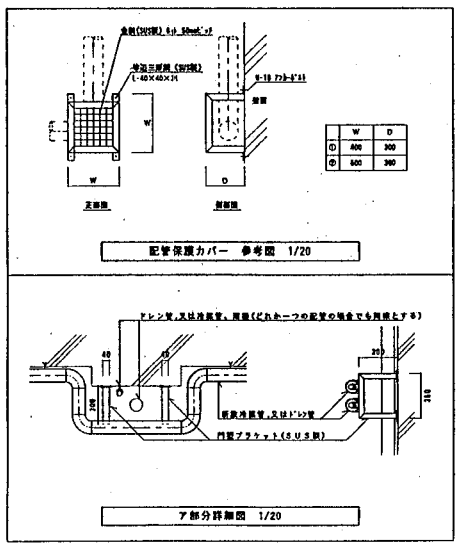
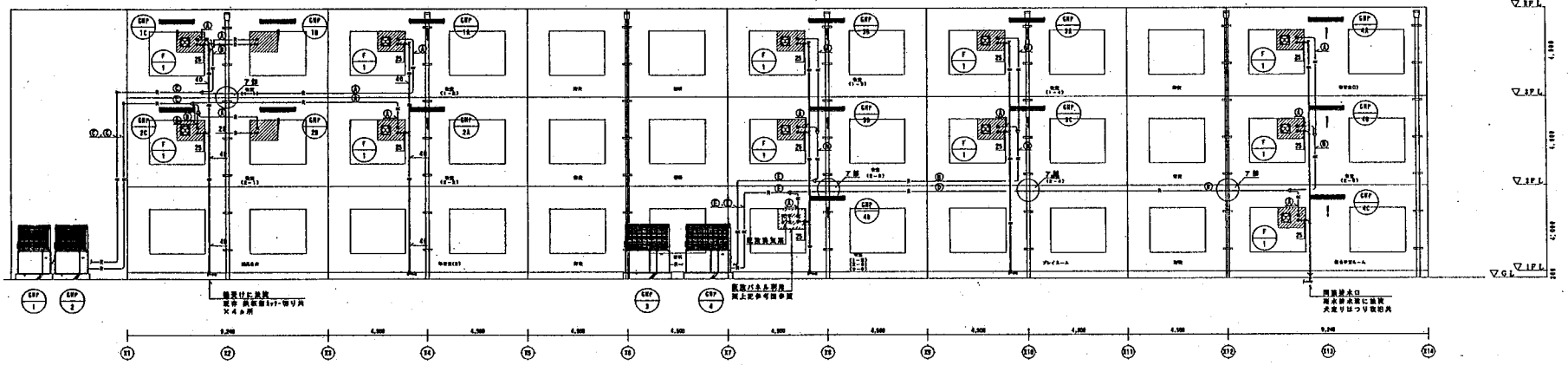
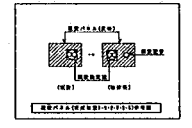
空調設備 注記事項

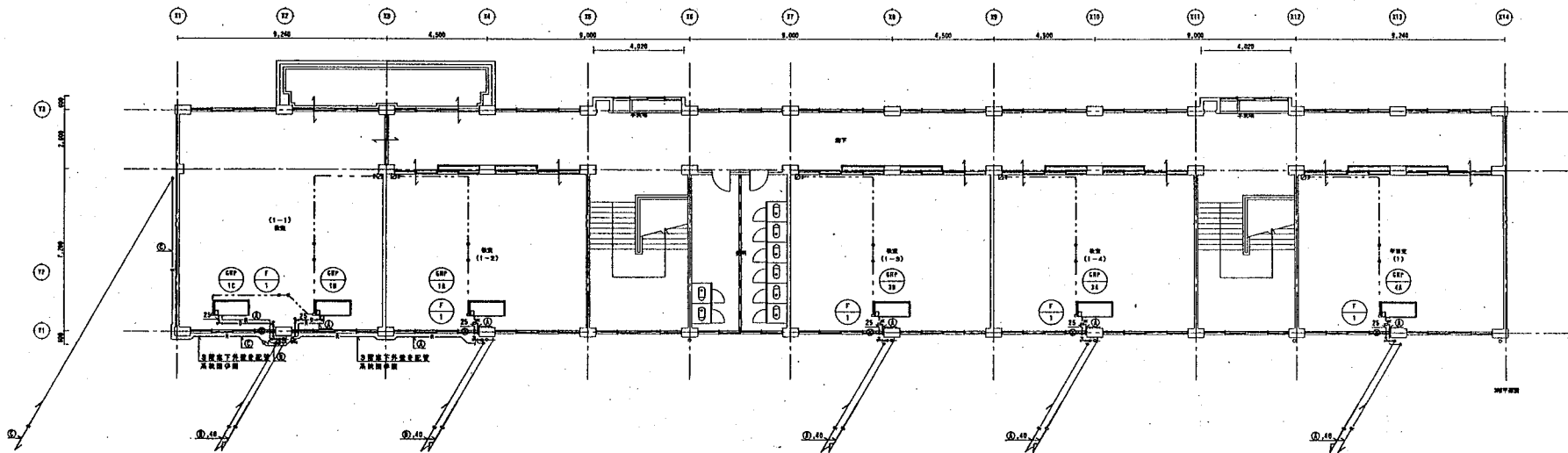
- 1 機器の能力は、JIS規格により定められた値を示す。
- 2 室内・室外機間の配管は標準仕様とする。
- 3 室内機は、風量及び騒音値からの実行配管により「A」〜「E」とする(メーカー仕様による)。
- 4 室内・室外機取り付け多目的口は、メーカー仕様とする。
- 5 天吊型室内機は標準仕様にて設置し、標準仕様以外の仕様は別途行うこと。(標準仕様の記載を参照)
- 6 換気扇・ドレン等の室内機取付は、同一の風量化機が一式内に収まること。
- 7 機器の取付位置は別途図面とする。
- 8 リモコンタイプは標準仕様「標準」をとし、実行配管は標準仕様「A」にて仕立てること。
- 9 標準仕様以外のドレン配管は、室内2φV、室外2φVまたはV4φとする。
- 10 圧縮機の電圧降下の計算値は、7.5KW以上のものでは定格出力の1/2が0.9KVA未満のもの、定格コンプレッサ定格容量、又は定格出力の1/2が7.5KW以上のものは「標準仕様(換気)」を適用すること。
- 11 本工事に必要な工事費用は別途見積りによる。(見積りは標準仕様未定)電気設備工事の費用を考慮する。(電気設備見積り参照)
- 12 標準仕様以外のドレン配管は、別途仕様を定める。
- 13 換気扇の仕様は、別途仕様を定める。
- 14 換気扇の取付位置は、別途仕様を定める。
- 15 ヒートポンプエアコンについては、グリーン購入法(標準)により換気扇の取付位置は別途仕様を定めること。
- 16 上記仕様はすべて参考とする。
- 17 換気扇の取付位置については、別途仕様を定める。
- 18 その他は別途仕様を定める。



尺貫	名 称	備 考
—	冷熱管	冷熱管保護管 (CUP)
—	フロン管	配管強化ビニル管 (屋外露出部40AS上はカラーV)
②	風機箱 (格子タイプ)	F-1

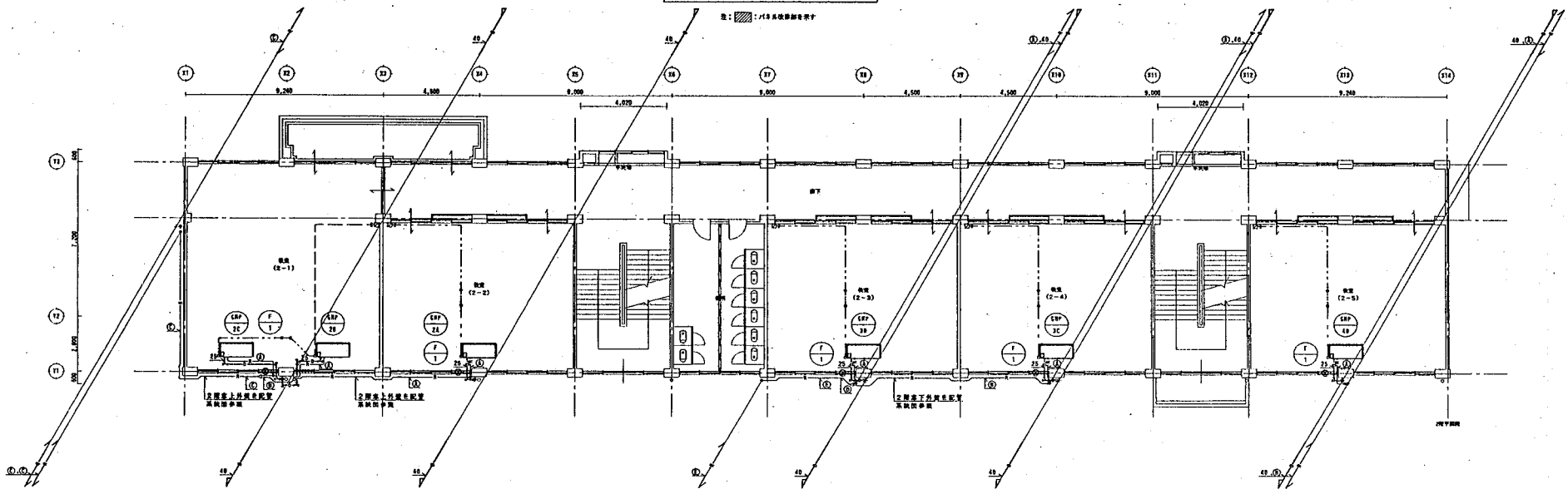
記号	記号サイズ	寸法
(A)	φ 9.5	φ 10.1
(B)	φ 12.7	φ 28.0
(C)	φ 12.7	φ 31.0
(D)	φ 19.1	φ 31.8
(E)	φ 19.1	φ 38.1





空調設備 5号館 3階 平面図 1/100

注：1/3 高気密扉を示す

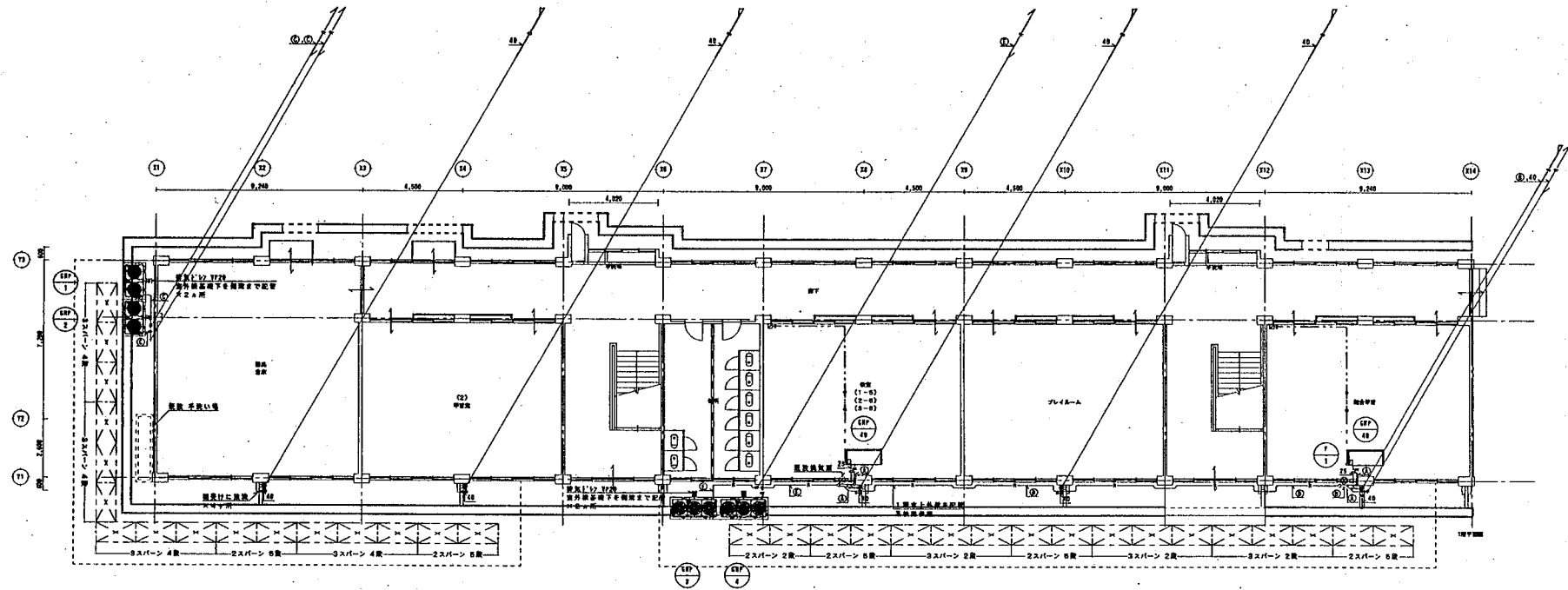


空調設備 5号館 2階 平面図 1/100

注：1/3 高気密扉を示す

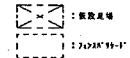
凡 例	名 称	備 考
—	内線管	内線管接続箱 (CUP)
—	ダレン管	炭素繊維強化ポリス管 (炭素繊維強化40A以上はカーV-P)
□	リモコンスイッチ (製材リモコンボックス内)	
—	リモコンケーブル (屋内用制御ケーブル5(A)線)	エコーケーブル
—	リモコンケーブル (天井内ごうめし配線)	エコーケーブル
⊙	風取扇 (格子タイプ)	

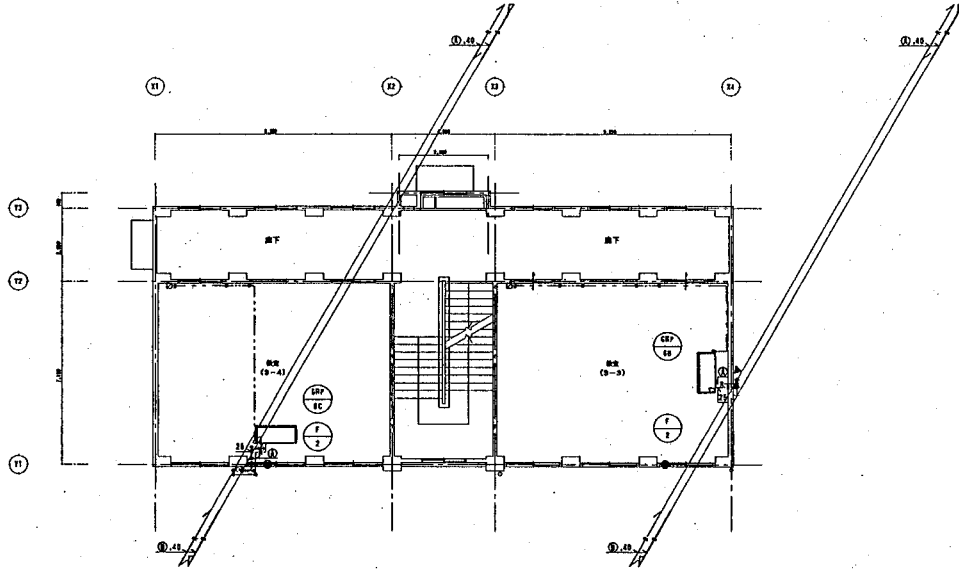
記 号	記号サイズ mm	管 径	管 径
(A)	φ 9.5	φ 10.1	
(B)	φ 12.7	φ 20.0	
(C)	φ 12.7	φ 31.8	
(D)	φ 10.1	φ 31.8	
(E)	φ 10.1	φ 30.1	



空調設備 5号館 1階 平面図 1/100

- 注:
- : パネル取替を要す (参考図参照)
  - : 天井パネルを要す
  - ⊙: 天井りばつり調整を要す





空調設備 3号館 2階 平面図 1/100

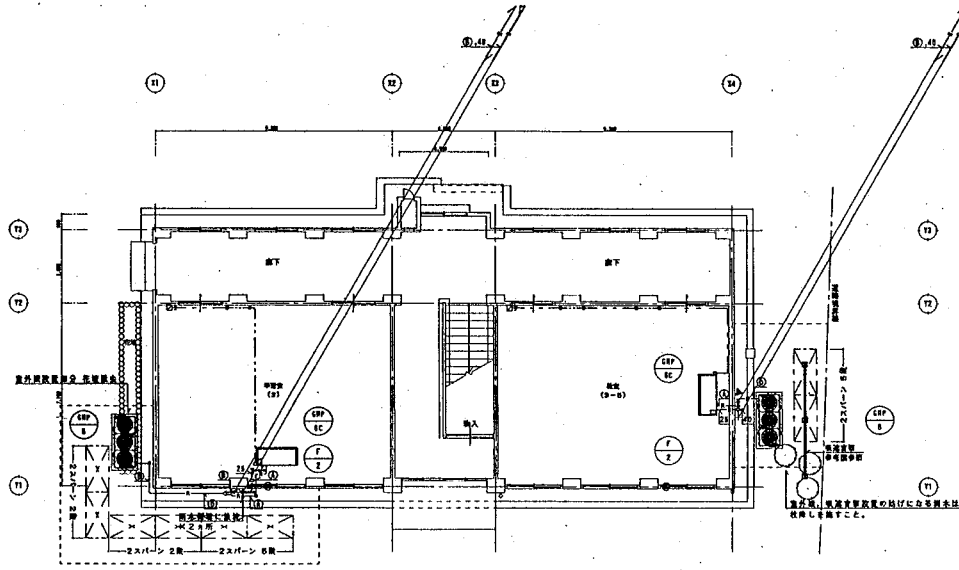
注：斜線：パナソニック製機器付 (参考図参照)  
 □：大改訂に伴う機器設置

凡 例

凡 例	名 称	備 考
○	空調管	外気管理設備管 (CUP)
○	フレキシ	暖気配管 (パナソニック製)
○	リモコンスイッチ (暖気リモコンボックス)	暖気配管 (パナソニック製)
○	リモコンケーブル (室内配管部メタスケーブル (A) 共)	エコケーブル
○	換気扇 (換気タイプ)	
○	ダイオキシン除去装置	1006

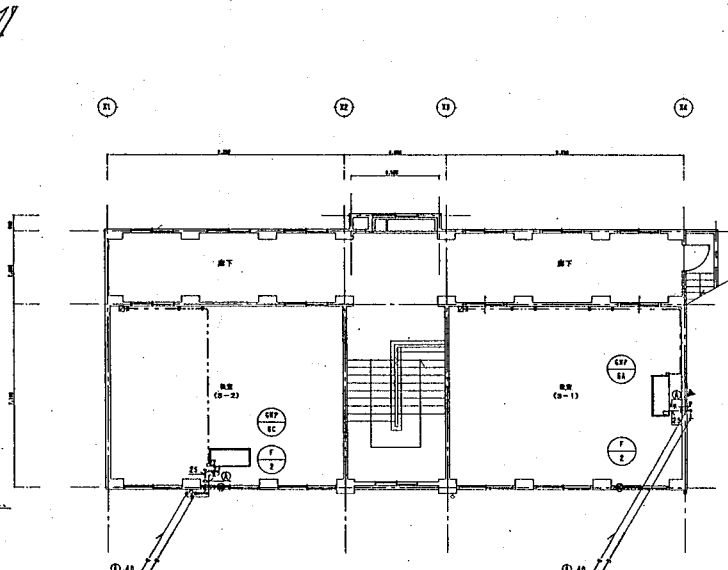
冷暖口 標準

記 号	標準サイズ (mm)	
	幅	高さ
(A)	φ 8.0	φ 19.1
(B)	φ 12.7	φ 28.6
(C)	φ 19.1	φ 31.8



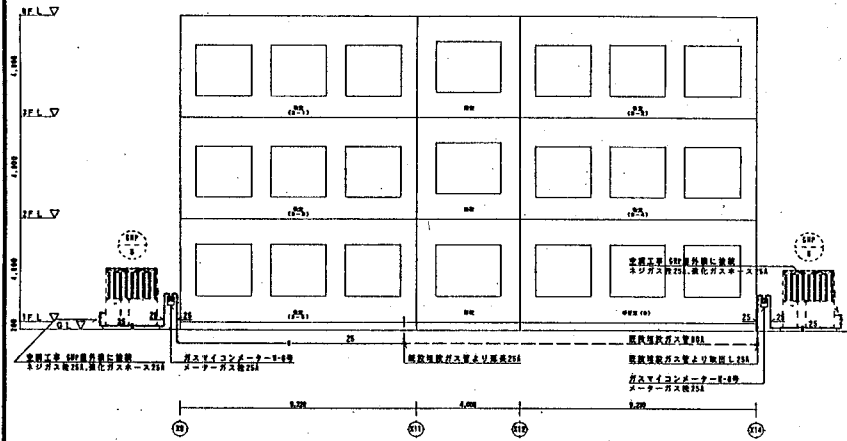
空調設備 3号館 1階 平面図 1/100

注：斜線：パナソニック製機器付 (参考図参照)  
 □：大改訂に伴う機器設置

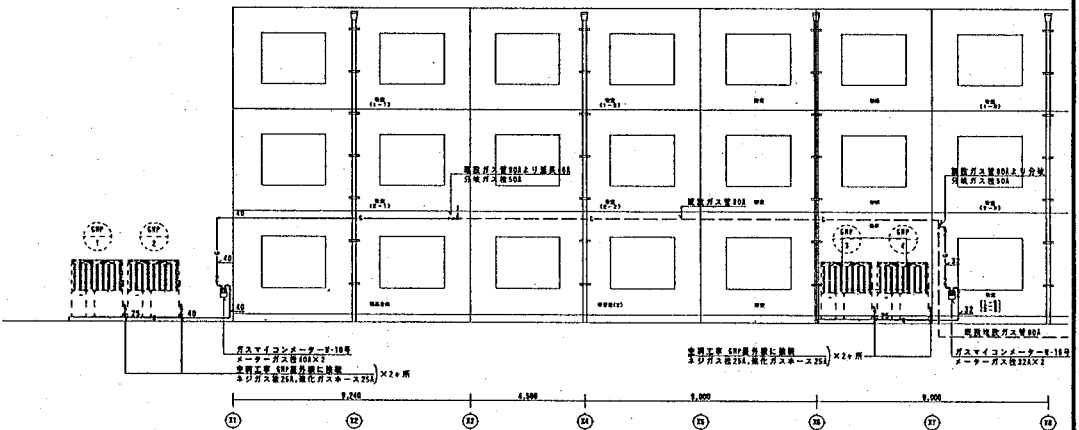


空調設備 3号館 3階 平面図 1/100

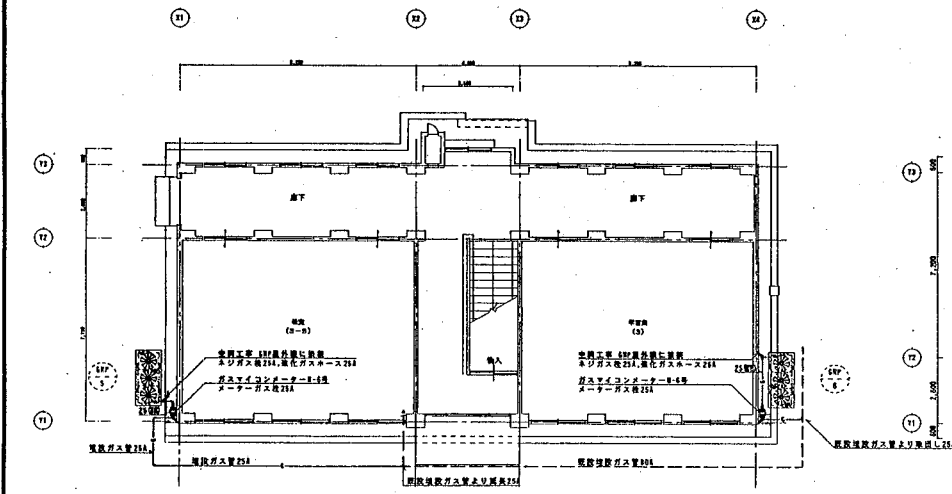
注：斜線：パナソニック製機器付 (参考図参照)



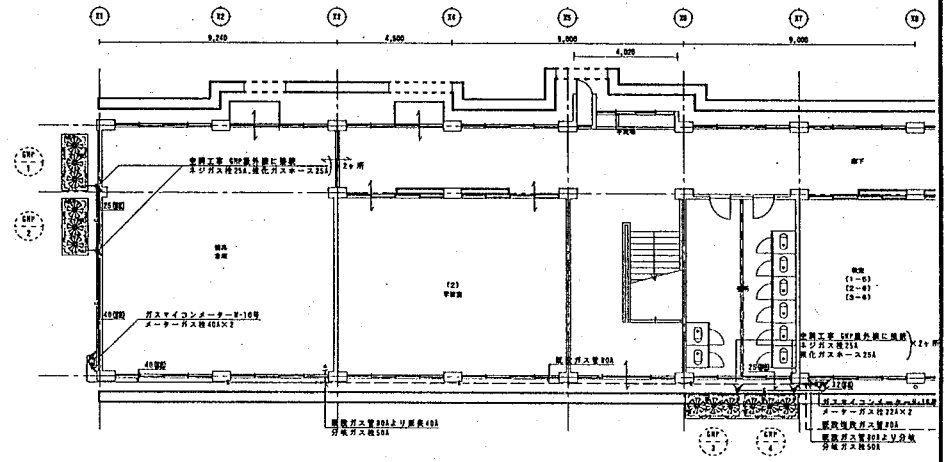
ガス設備 3号館 系統図 NO SCALE



ガス設備 5号館 系統図 NO SCALE

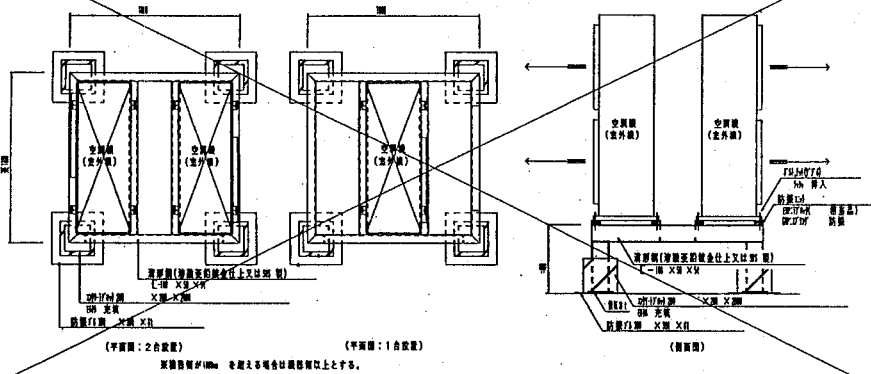


ガス設備 3号館 1階 平面図 1/100  
 注: ①は予備設備を示す。(注裏にない設備は○)



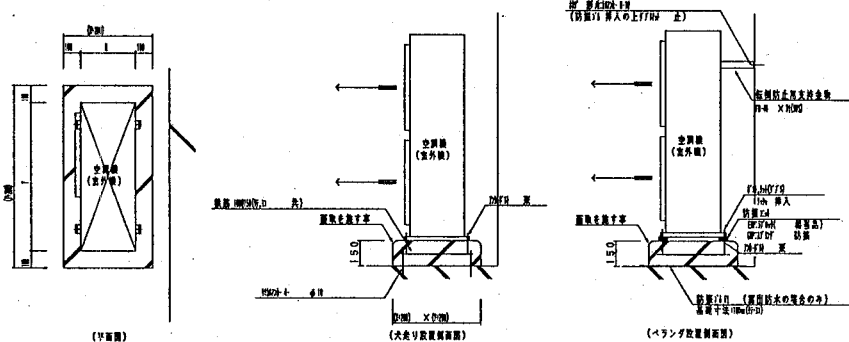
ガス設備 5号館 1階 平面図 1/100

1 室外機用鋼製梁台参考図（屋上設置の場合）



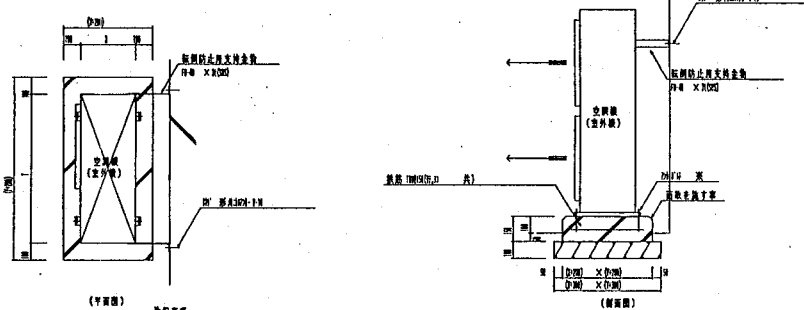
(平面図：2台設置) (平面図：1台設置)  
 取付距離が100mmを超える場合は取付距離以上とする。

2 室外機用コンクリート基礎参考図（犬走り設置・ベランダ設置の場合）



※ 裏打ちアンカーを使用する場合はケミカルアンカー又はネジボルトメカニカルアンカー（各社特許品を除く）を使用すること。

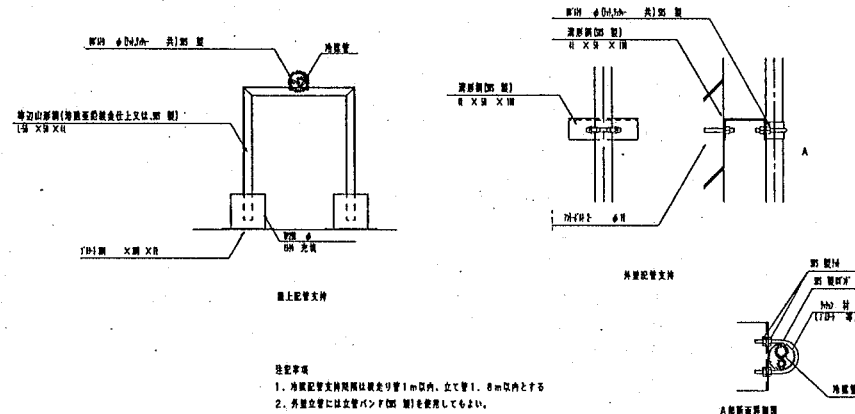
3 室外機用コンクリート基礎参考図（地面設置の場合）



※ 裏打ちアンカーを使用する場合はケミカルアンカー又はネジボルトメカニカルアンカー（各社特許品を除く）を使用すること。

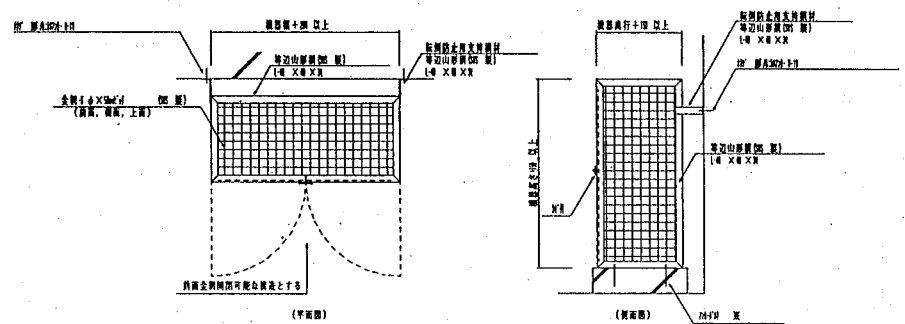
4 配管支持梁台参考図

ただし、空調設備工事 No. 12 (14) 款の内  
 企画設計課 平成 18 年 10 月  
 空調機設置各機詳細図 1 縮尺 1/16



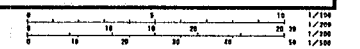
※ 裏打ちアンカーを使用する場合はケミカルアンカー又はネジボルトメカニカルアンカー（各社特許品を除く）を使用すること。

5 室外機保護カバー参考図



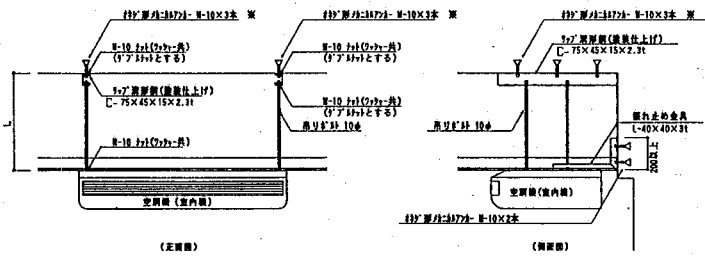
※ 裏打ちアンカーを使用する場合はケミカルアンカー又はネジボルトメカニカルアンカー（各社特許品を除く）を使用すること。

参考資料2-1 (機械設備)



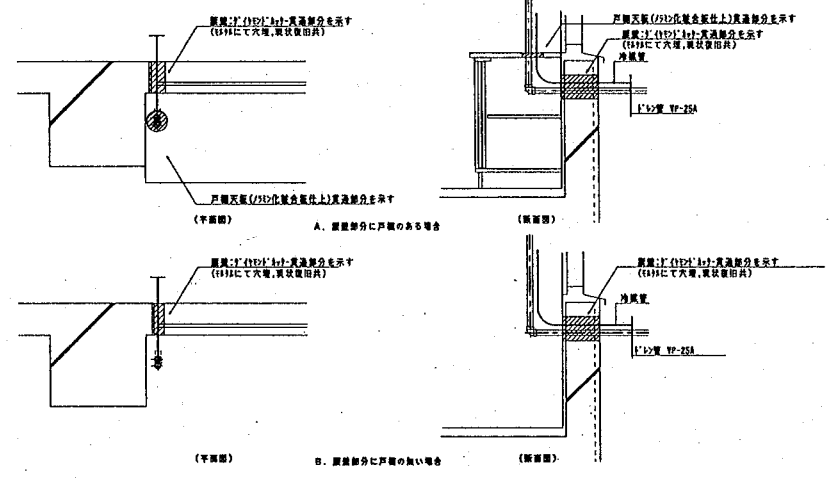


6 室内機据付参考図（天井仕上のある場合）

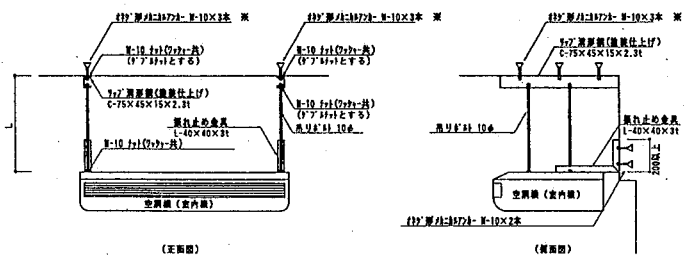


※記事項  
 1. 鋼材の据置仕上は、鋼止め金具ありとする  
 2. L=300以下は鋼止め金具不要とする  
 ※ オネボメメカニカルアンカーは右特打込み式を要す。

8 戸棚配管貫通部分参考図

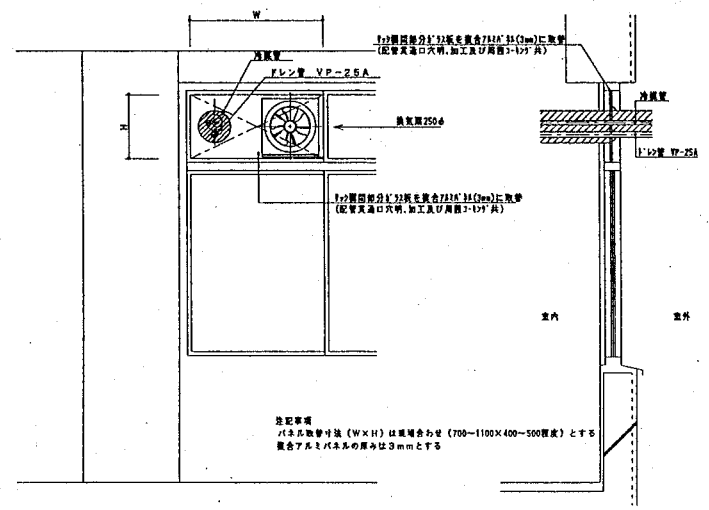


7 室内機据付参考図（直天井の場合）

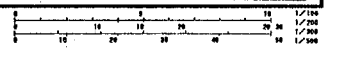


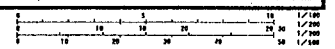
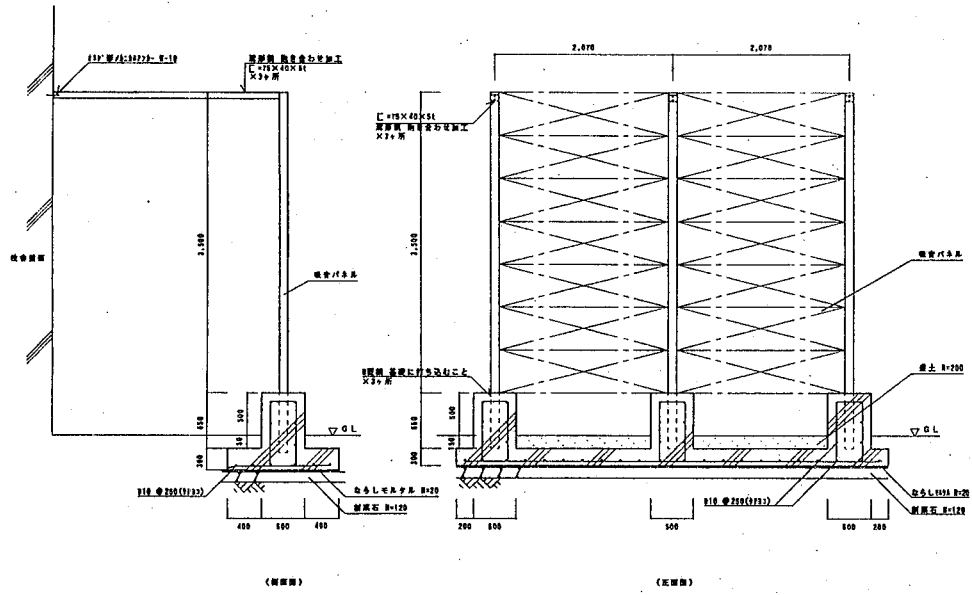
※記事項  
 1. 鋼材の据置仕上は直天井据出の場合に鋼止め金具ありとする  
 2. L=300以下は鋼止め金具不要とする  
 ※ オネボメメカニカルアンカーは右特打込み式を要す。

9 サッシ貫通部分参考図



※記事項  
 パネ取付寸法(W×H)は現場合わせ(700-1100×400-500程度)とする  
 鋼板アネパネLの厚みは3mmとする









特記仕様書(3)

【選択する項目において印を本工事に適用する。なお、アンダーライン付の項目は、選択する項目及び記入が必要項目を示す。】

37 産業廃棄物処理関係 (様式-1)

本項は、東京都が指定する工事関係(以下「当該契約」という。)に係る産業廃棄物の処理内容について必要な事項を定め、もって当該契約の適正な履行の確保を図るためである。
第1条 請負者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令の他、「東京都産業廃棄物不適正処理対策条例」(以下「条例」という。)

(様式-2) 平成00年00月00日
工事請負契約に係る産業廃棄物処理票
東京都 建設局
氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印
特記仕様書第3条の規定により、請負人側内容に捺印して提出します。
1. 契約番号 〇〇〇〇〇〇
2. 工事名 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇工事 ただし、〇〇〇〇工
3. 工事場所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

38 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する取扱い
請負者は、特定建設資材の分別解体及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告すること。
(1) 再生資源化等が完了した年月日
(2) 再生資源化等をした建設物の名称及び所在地
(3) 再生資源化等をした費用

39 低入札価格調査制度関係
本項は、東京都低入札価格調査取組関係(以下「取組関係」という。)に基づく低入札価格調査に関する事項及び調査対象者となった工事について必要な事項を定め、工事関係の適正な履行の確保を図るためである。
1. 取組関係第5条に基づく低入札価格調査の対象者となった場合は、取組関係第7条に基づき調査員に対する資料を提出しなければならない。
2. 取組関係第8条の目的。低入札価格調査に關し必要な事項については、取組関係に定めるものとし、対象者はこれに準じなければならない。

3. 取組関係第9条に基づく低入札価格調査の対象者となった工事については、次に掲げる事項に準じなければならない。
(1) 施工計画書の内容及びヒアリング
(2) 施工計画書の内容及びヒアリング
(3) 施工計画書の内容及びヒアリング
(4) 安全対策関係情報書の提出及びその内容のヒアリング

40 庁舎・学校施設のシックビル対策

Table with 2 columns: 対策を定める建築・設備材料等, 使用制限の原則. Rows include ①木材・木質フローリング・新築用パネル, ②トルエン, キロレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤, ③クロルピリフェス, ダイアゾノール及びフェノカルブを含有する防錆・防錆剤, ④可塑剤を使用している建築・設備材料等.

41 ホルムアルデヒド等の室内濃度の測定

Table with 2 columns: 測定対象化学物質, 測定対象量. Rows include ホルムアルデヒド, フェノール, キロレン, キロベンゼン, フェノール, ホルムアルデヒド, フェノール, キロレン, キロベンゼン.

42 都市計画局建築設備機器製造者指定一覧表 (電気設備工事に)

Table with 4 columns: 製造者の商号, 本社所在地, 有効期限. Lists various electrical equipment manufacturers and their locations.

43 追記事項

- (1) 工期
イ 工期が(契約の日から〇〇以内、および〇〇年〇〇月〇〇日)の場合は契約の日の翌日を工期の初日とする。
ウ 工期が(契約の日から〇〇以内、および〇〇年〇〇月〇〇日)の場合は契約の日の翌日を工期の初日とする。
(2) 主任(監理)技術者の資格
ア 主任技術者は、建設法による主任技術者の資格を有する者とする。
ウ 請負代金額が、500万円以上の工事は専任とする。
(3) 特記仕様書中における工事指図書の取扱い
(4) 発注者の提出書類等
(5) P.C.B.対策
(6) 再生資源利用(促進)計画書
(7) 仕様変更
(8) 仕様変更 コンセント等のプレート

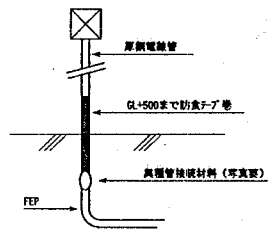
44 注意事項

- (1) 工事に関するは、発注者、職員の安全を優先し、学校の授業や行事と工事内容・工程について、学校関係者と十分な打合せを行い進めよう。
(2) 工期が(契約の日から〇〇以内、および〇〇年〇〇月〇〇日)の場合は契約の日の翌日を工期の初日とする。
(3) 発注者の提出書類等

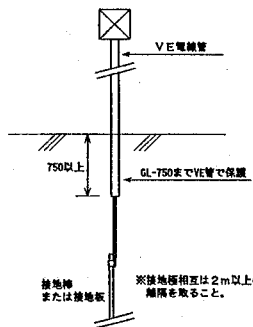
45 部分引渡し

本工事は、工事関係第13条に規定する部分引渡しを行う。引渡しの指定部分は、学校単位とする。

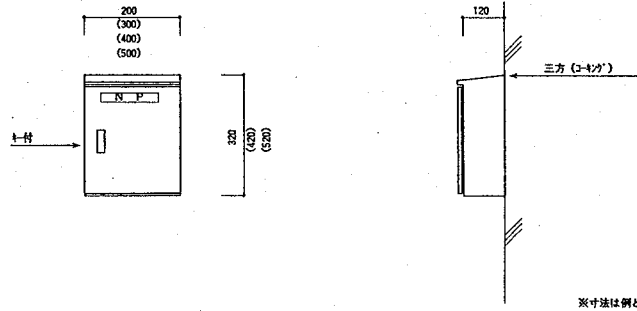
地中から建物等への立上げ配管の施工



接地極への配管・配線の施工

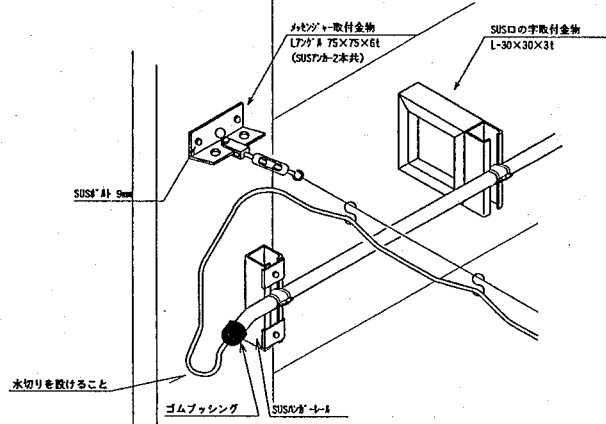


手元開閉器盤 (SUS) の外壁施工



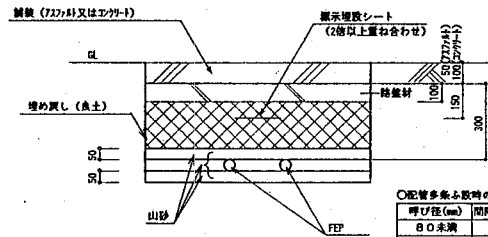
外壁横引配管の施工

メッシュ・ワイヤー取付金物の施工



地中埋設配管の施工

(舗装下面から300の場合)



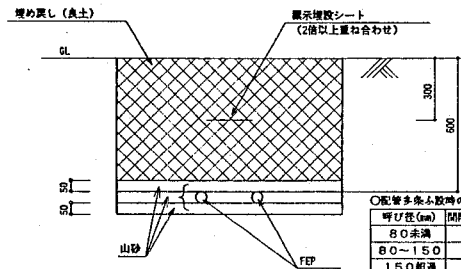
○配管多条敷設時の管相互の間隔距離

呼び径 (mm)	間隔 (左右・上下とも)
80未満	50mm
80~150	70mm
150超過	100mm

※電法にこれ以上の間隔距離が定められている場合は、それに従う。

地中埋設配管の施工

(埋設深さGL-600の場合)

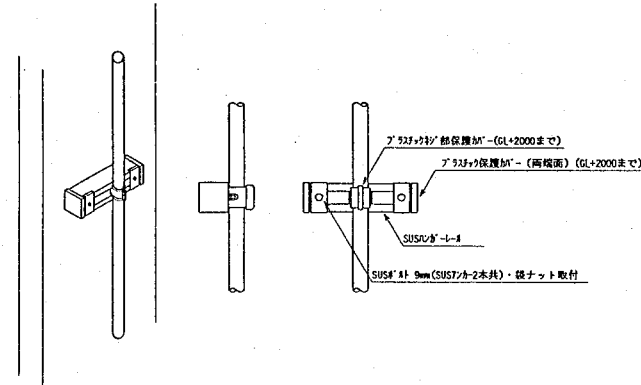


○配管多条敷設時の管相互の間隔距離

呼び径 (mm)	間隔 (左右・上下とも)
80未満	50mm
80~150	70mm
150超過	100mm

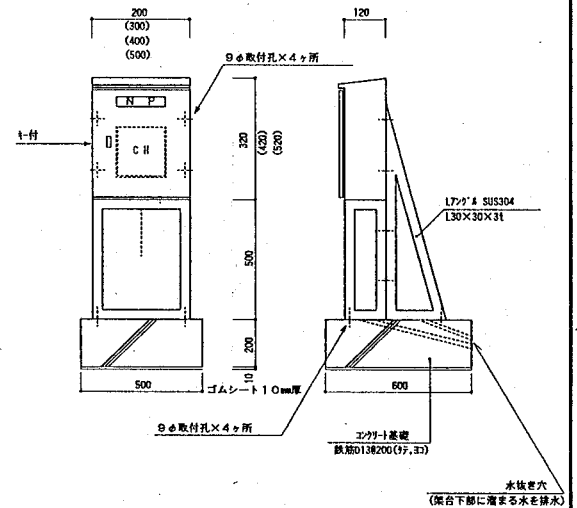
※電法にこれ以上の間隔距離が定められている場合は、それに従う。

屋外露出配管の施工

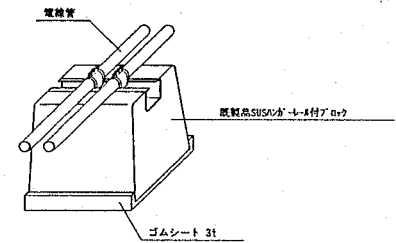


京都市立 建築 工事設計図  
 ただし、空調機電気設備工事 No. 4 (14) 取付  
 企画設計課 課長 副課長 主任 副主任 平成18年11月  
 標準図 図尺 1

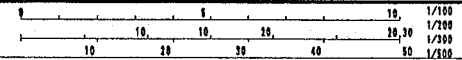
手元開閉器盤 (SUS) の屋上施工

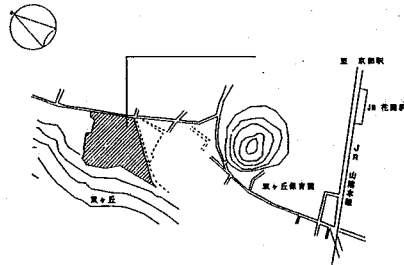


屋上配管支持の施工

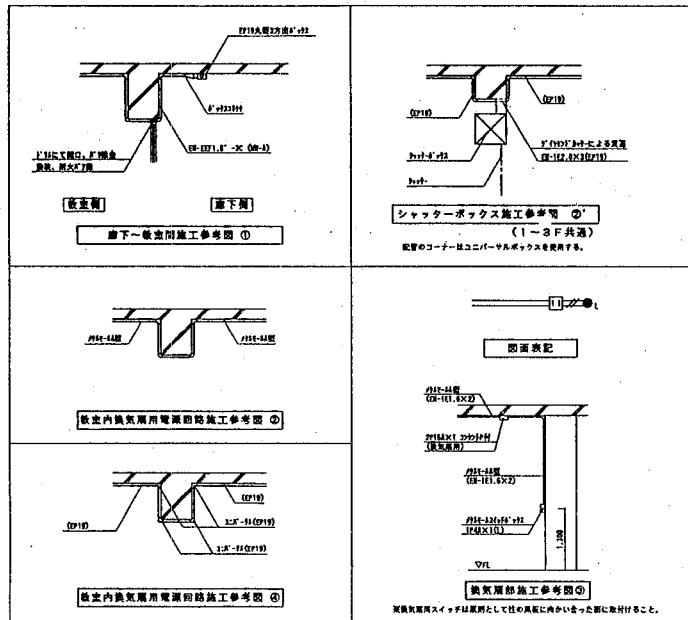


参考資料2-1 (電気設備)





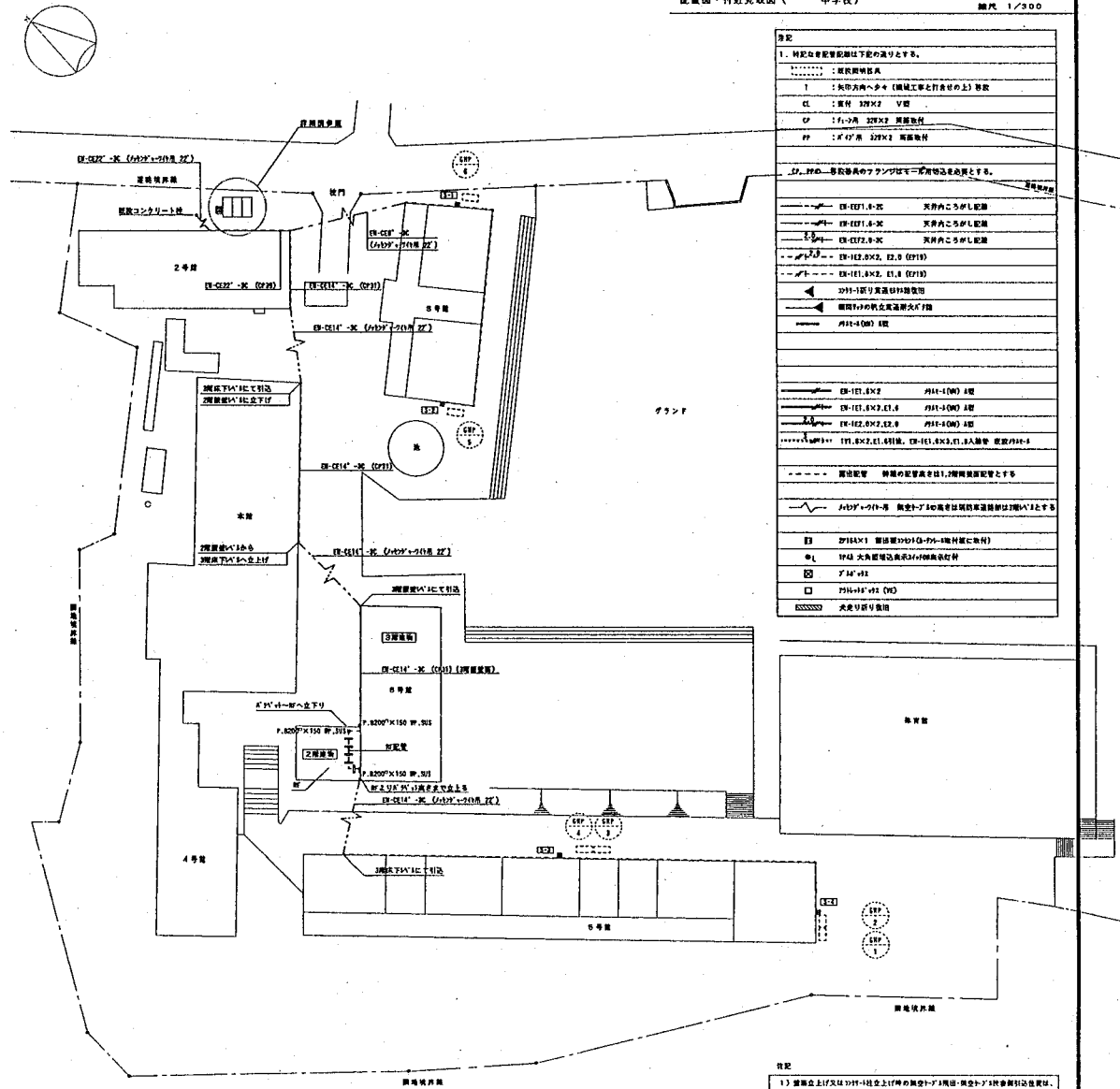
付近見取図



手元開閉器 (製造者標準) SUS製鋼板仕上

記号	開閉器	開閉器	規格	二次開閉器仕様	設置箇所
S-1	ELCRP50M/20A1X1	GHP-6	320×300×120*	FR-CB3.1-4C (CP25)	F.2.4
S-2	ELCRP50M/20A1X1	GHP-5	320×300×120*	FR-CB3.1-4C (CP25)	F.2.4
S-3	ELCRP50M/20A1X2	GHP-3	320×300×120*	FR-CB3.1-4C (CP25)	F.2.4
S-4	ELCRP50M/20A1X2	GHP-4	320×300×120*	FR-CB3.1-4C (CP25)	F.2.4
		GHP-1		FR-CB3.1-4C (CP25)	F.2.4
		GHP-2		FR-CB3.1-4C (CP25)	F.2.4

(\*寸法は標準とする。)



配置図 1/300

表記

1. 特記なき配管配線は下記の通りとする。  
 ..... : 配管開閉器具  
 ① : 教室内用ホウダ (機械工事と行方上の) 管  
 CL : 管径 32φ×2 V管  
 CP : 1φ×3φ 32φ×2 鋼管配管  
 CP : 1φ×2φ 32φ×2 鋼管配管  
 CP : 1φ×2φ 32φ×2 鋼管配管  
 CP : 1φ×2φ 32φ×2 鋼管配管
2. 特記なき配管のアップはすべて用材指定とする。

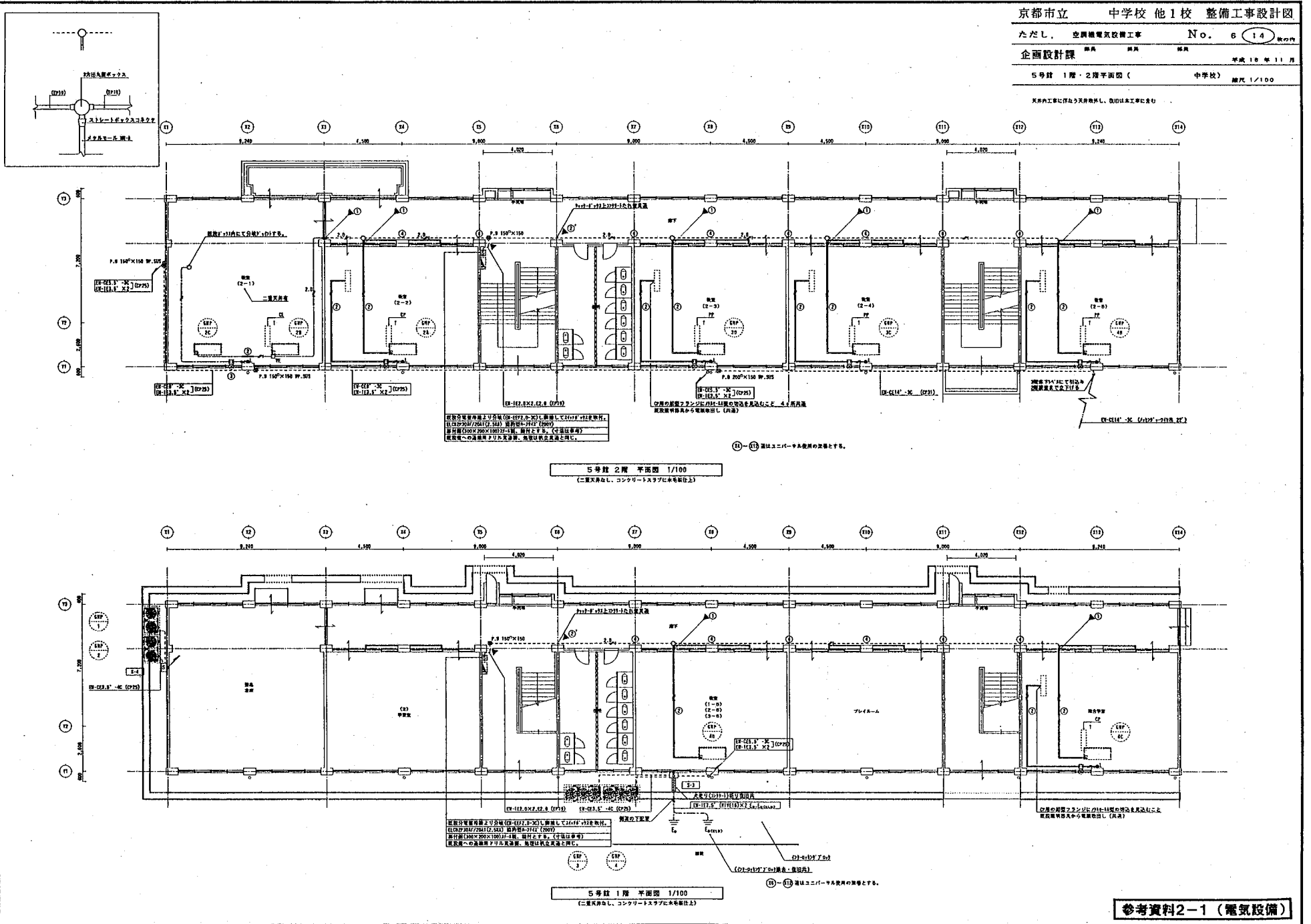
記号

- FR-CB1.1-8C : 天井内用ホウダ配管
- FR-CB2.1-8C : 天井内用ホウダ配管
- FR-CB3.1-8C : 天井内用ホウダ配管
- FR-CB4.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB5.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB6.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB7.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB8.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB9.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB10.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB11.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB12.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB13.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB14.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB15.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB16.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB17.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB18.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB19.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB20.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB21.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB22.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB23.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB24.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB25.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB26.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB27.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB28.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB29.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB30.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB31.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB32.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB33.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB34.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB35.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB36.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB37.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB38.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB39.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB40.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB41.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB42.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB43.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB44.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB45.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB46.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB47.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB48.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB49.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB50.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB51.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB52.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB53.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB54.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB55.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB56.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB57.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB58.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB59.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB60.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB61.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB62.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB63.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB64.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB65.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB66.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB67.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB68.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB69.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB70.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB71.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB72.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB73.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB74.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB75.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB76.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB77.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB78.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB79.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB80.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB81.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB82.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB83.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB84.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB85.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB86.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB87.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB88.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB89.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB90.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB91.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB92.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB93.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB94.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB95.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB96.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB97.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB98.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB99.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)
- FR-CB100.1-8C, 2.0, 2.0 (CP19)

表記

- 1) 廊下立上げ又は1F～12Fの廊下立上げ用配管は、廊下立上げ用配管として設置する。
- 2) 廊下立上げ用配管は、廊下立上げ用配管として設置する。
- 3) 廊下立上げ用配管は、廊下立上げ用配管として設置する。

天井内工事に伴う天井破れし、図面は本工事による



配線分電盤用端子分岐箱 (DB-4571.0-3) に接続して (160)F 11 線束配付。  
 (注) DB-4571.0-3 (DB-4571.0-3) 配線用端子分岐箱 (DB-4571.0-3)  
 配付線 (100×200×100)F 11 線。配付する。(注) 注意事項  
 配線用端子分岐箱 (DB-4571.0-3) に接続して (160)F 11 線束配付。  
 (注) DB-4571.0-3 (DB-4571.0-3) 配線用端子分岐箱 (DB-4571.0-3)  
 配付線 (100×200×100)F 11 線。配付する。(注) 注意事項  
 配線用端子分岐箱 (DB-4571.0-3) に接続して (160)F 11 線束配付。  
 (注) DB-4571.0-3 (DB-4571.0-3) 配線用端子分岐箱 (DB-4571.0-3)  
 配付線 (100×200×100)F 11 線。配付する。(注) 注意事項

5号館 2階 平面図 1/100  
 (二重天井なし、コンクリートスラブに本工事部上)

配線分電盤用端子分岐箱 (DB-4571.0-3) に接続して (160)F 11 線束配付。  
 (注) DB-4571.0-3 (DB-4571.0-3) 配線用端子分岐箱 (DB-4571.0-3)  
 配付線 (100×200×100)F 11 線。配付する。(注) 注意事項  
 配線用端子分岐箱 (DB-4571.0-3) に接続して (160)F 11 線束配付。  
 (注) DB-4571.0-3 (DB-4571.0-3) 配線用端子分岐箱 (DB-4571.0-3)  
 配付線 (100×200×100)F 11 線。配付する。(注) 注意事項  
 配線用端子分岐箱 (DB-4571.0-3) に接続して (160)F 11 線束配付。  
 (注) DB-4571.0-3 (DB-4571.0-3) 配線用端子分岐箱 (DB-4571.0-3)  
 配付線 (100×200×100)F 11 線。配付する。(注) 注意事項

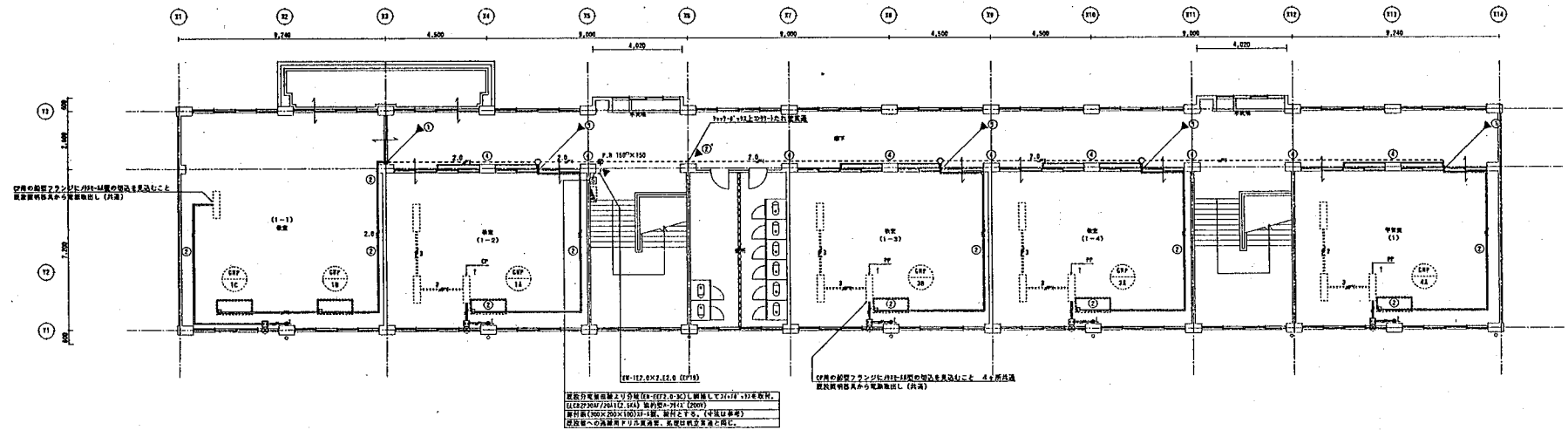
5号館 1階 平面図 1/100  
 (二重天井なし、コンクリートスラブに本工事部上)



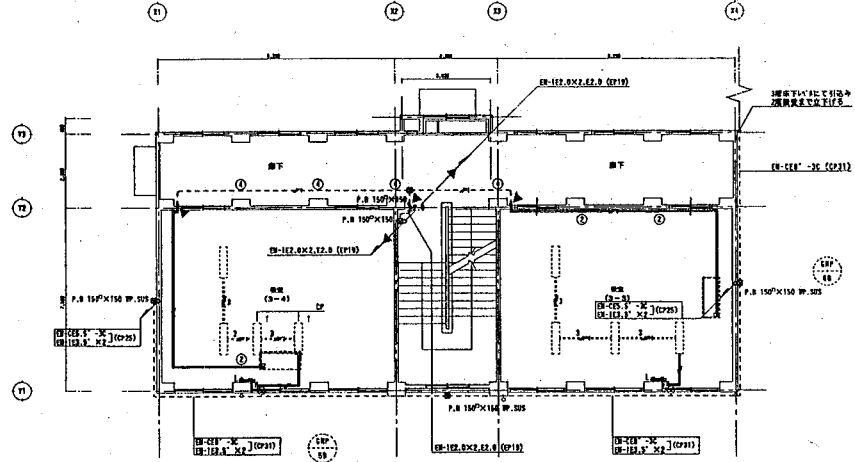
機 器 表

記号	電力		台数	記号	電力		台数
	電圧	消費容量			電圧	消費容量	
GHP-1	3φ 200V	1,800 W	1	GHP-4	3φ 200V	1,820 W	1
GHP-1A	1φ 200V	253 W	1	GHP-4A	1φ 200V	253 W	1
GHP-1B	1φ 200V	218 W	1	GHP-4B	1φ 200V	253 W	1
GHP-1C	1φ 200V	218 W	1	GHP-4C	1φ 200V	253 W	1
GHP-2	3φ 200V	1,998 W	1	GHP-4D	1φ 200V	253 W	1
GHP-2A	1φ 200V	253 W	1	GHP-5	3φ 200V	1,860 W	1
GHP-2B	1φ 200V	218 W	1	GHP-5A	1φ 200V	253 W	1
GHP-2C	1φ 200V	218 W	1	GHP-5B	1φ 200V	253 W	1
GHP-3	3φ 200V	1,820 W	1	GHP-5C	1φ 200V	253 W	1
GHP-3A	1φ 200V	253 W	1	GHP-5D	3φ 200V	1,860 W	1
GHP-3B	1φ 200V	253 W	1	GHP-5A	1φ 200V	253 W	1
GHP-3C	1φ 200V	253 W	1	GHP-5B	1φ 200V	253 W	1
GHP-3D	1φ 200V	253 W	1	GHP-5C	1φ 200V	253 W	1

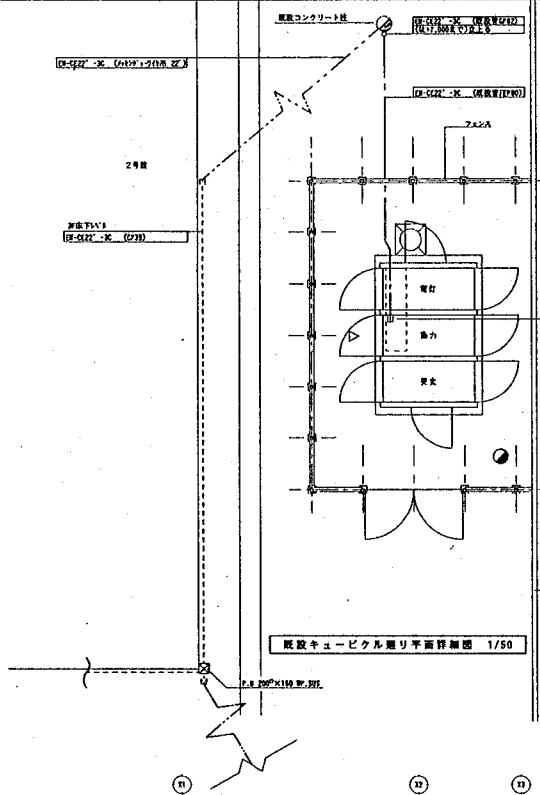
..... 器具は建設費表(17)に22表を付す。(器具表No.7,8)



5号館 3階 平面図 1/100  
(二電天板なし、コンクリートスラブに本電配仕)

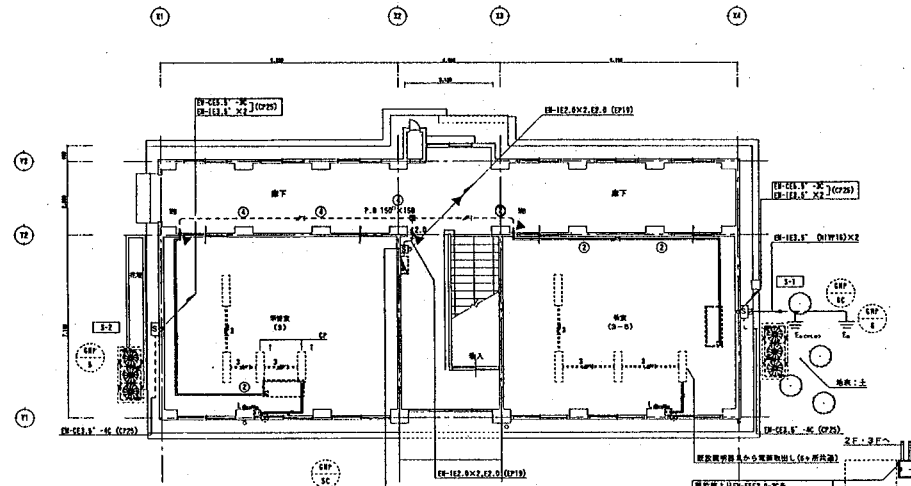


3号館 2階 平面図 1/100  
 (二重天井なし、コンクリートスラブに水電配線上)



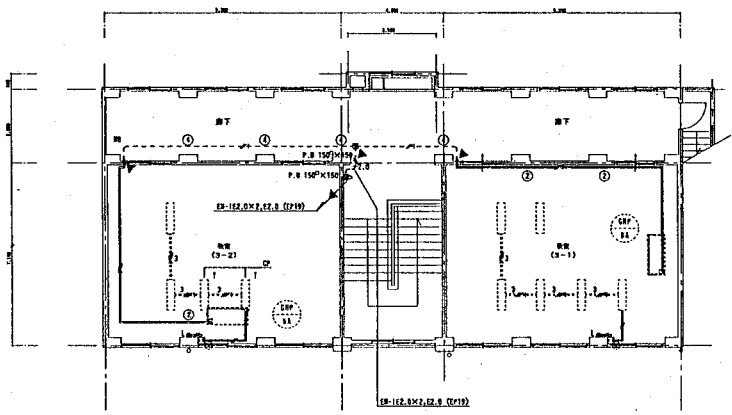
既設ケーブルルネリ平面詳細図 1/50

配線器具の仕様は別紙に記す  
 配線器具の仕様は別紙に記す  
 配線器具の仕様は別紙に記す



3号館 1階 平面図 1/100  
 (二重天井なし、コンクリートスラブに水電配線上)

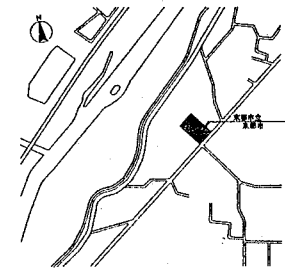
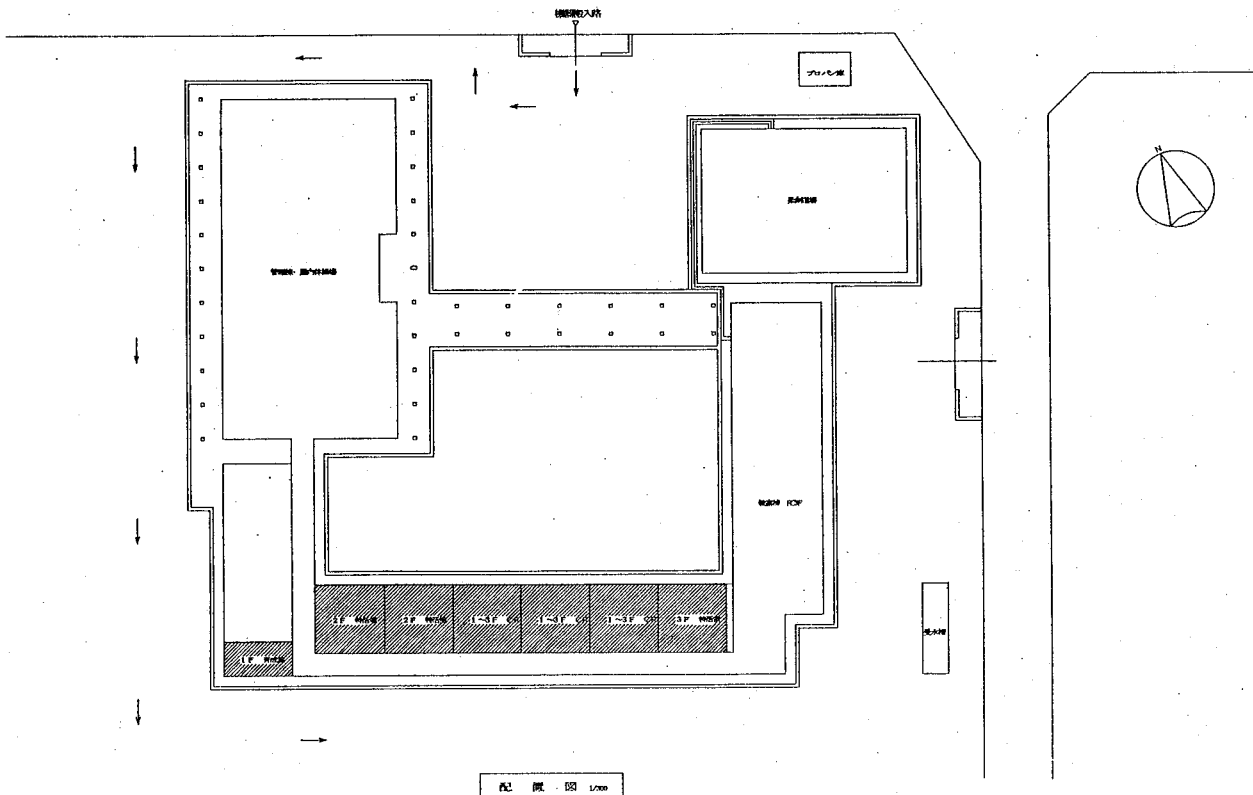
増設盤取付参考図  
 (3号館・5号館1~3階 共通)



3号館 3階 平面図 1/100  
 (二重天井なし、コンクリートスラブに水電配線上)

凡 例

記 号	名 称	項 目	備 考	記 号	名 称	項 目	備 考
R	冷媒管	冷媒用の銅管		①	ドレン管(材料用)の位置		
D	ドレン管	既設(ビニール管 VP)	原料側は40mmφUP	②	アルミパネル取付部	既設がガラス窓換気の上取付 3t	
○	リモコン機	コネクフル		③	リモコン位置	h=1500	
□	既存壁体撤去箇所	ダイヤモンドカッターによる真鍮口全つ		④	換気室内部	冷媒管・ドレン管	(両面仕舞ケース)
■	大枠部 鋼土台	100×100		⑤	器具取付箇所	リモコン機とメタルモールディング入替り工事	
○	室外機取付カバー	鋼製取付板		⑥	今回工事箇所を示す		
■	大枠部 既設部外機取付	鋼製取付板					



附近見取図

配 置 図 1/200

参考資料2-2 (機械設備)

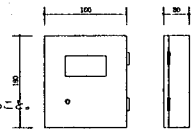
空調機設備表

送風機容量、圧送機容量は参考値とする。

記号	機器名	仕様	電圧	設置場所	数量	天井	備考
AC - 1	空調機 2.5馬力相当	冷房能力:6.3 <sup>kw</sup> 暖房能力:7.1 <sup>kw</sup> 送風機:0.07 <sup>kw</sup> 圧送機:1.5 <sup>kw</sup>	3'200V	屋外機コンクリート基礎、屋外機管理カバー	1組		
AC - 1'	送風機	天吊機設置 冷房能力:6.3 <sup>kw</sup> 暖房能力:7.1 <sup>kw</sup> 送風機:0.07 <sup>kw</sup>	3'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	1F 普通教室	天井付
AC - 2	空調機 5馬力相当	冷房能力:14.0 <sup>kw</sup> 暖房能力:16.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.14 <sup>kw</sup> 圧送機:3.7 <sup>kw</sup>	3'200V	屋外機コンクリート基礎、屋外機管理カバー	1組		
AC - 2'	送風機	天吊機設置 冷房能力:14.0 <sup>kw</sup> 暖房能力:16.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.14 <sup>kw</sup>	3'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	2F 特別教室	天井付
AC - 3	空調機 5馬力相当	冷房能力:14.0 <sup>kw</sup> 暖房能力:16.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.14 <sup>kw</sup> 圧送機:3.7 <sup>kw</sup>	3'200V	屋外機コンクリート基礎、屋外機管理カバー	1組		
AC - 3'	送風機	天吊機設置 冷房能力:14.0 <sup>kw</sup> 暖房能力:16.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.14 <sup>kw</sup>	3'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	2F 特別教室	天井付
AC - 4	空調機 1.6馬力相当	冷房能力:4.5 <sup>kw</sup> 暖房能力:5.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.06 <sup>kw</sup> 圧送機:0.7 <sup>kw</sup>	3'200V	屋外機コンクリート基礎、屋外機管理カバー	1組		
AC - 4 - 1	送風機	天吊機設置 冷房能力:4.5 <sup>kw</sup> 暖房能力:5.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.06 <sup>kw</sup>	1'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	1F 普通教室	天井付
AC - 4 - 2	送風機	天吊機設置 冷房能力:4.5 <sup>kw</sup> 暖房能力:5.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.06 <sup>kw</sup>	1'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	2F 普通教室	天井付
AC - 4 - 3	送風機	天吊機設置 冷房能力:4.5 <sup>kw</sup> 暖房能力:5.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.06 <sup>kw</sup>	1'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	3F 普通教室	天井付
AC - 5	空調機 1.6馬力相当	冷房能力:4.5 <sup>kw</sup> 暖房能力:5.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.06 <sup>kw</sup> 圧送機:0.7 <sup>kw</sup>	3'200V	屋外機コンクリート基礎、屋外機管理カバー	1組		
AC - 5 - 1	送風機	天吊機設置 冷房能力:4.5 <sup>kw</sup> 暖房能力:5.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.06 <sup>kw</sup>	1'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	1F 普通教室	天井付
AC - 5 - 2	送風機	天吊機設置 冷房能力:4.5 <sup>kw</sup> 暖房能力:5.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.06 <sup>kw</sup>	1'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	2F 普通教室	天井付
AC - 5 - 3	送風機	天吊機設置 冷房能力:4.5 <sup>kw</sup> 暖房能力:5.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.06 <sup>kw</sup>	1'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	3F 普通教室	天井付
AC - 6	空調機 2.0馬力相当	冷房能力:5.0 <sup>kw</sup> 暖房能力:6.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.07 <sup>kw</sup> 圧送機:1.3 <sup>kw</sup>	3'200V	屋外機コンクリート基礎、屋外機管理カバー	1組		
AC - 6 - 1	送風機	天吊機設置 冷房能力:5.0 <sup>kw</sup> 暖房能力:6.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.07 <sup>kw</sup>	1'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	1F 普通教室	天井付
AC - 6 - 2	送風機	天吊機設置 冷房能力:5.0 <sup>kw</sup> 暖房能力:6.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.07 <sup>kw</sup>	1'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	2F 普通教室	天井付
AC - 6 - 3	送風機	天吊機設置 冷房能力:5.0 <sup>kw</sup> 暖房能力:6.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.07 <sup>kw</sup>	1'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	3F 普通教室	天井付
AC - 6 - 4	送風機	天吊機設置 冷房能力:5.0 <sup>kw</sup> 暖房能力:6.0 <sup>kw</sup> 送風機:0.07 <sup>kw</sup>	1'200V	ワイヤードリモコン、制御リモコンボックス	1台	3F 特別教室	天井付
F - 1	換気機	電圧:100V 格子タイプ 換気容量:25cm <sup>3</sup> /分 参考風量:600m <sup>3</sup> /hr	1'100V	SUS製エアーフィルター	12台	1F 普通教室の空調機取付位置	

- 注記事項1. 換気機の能力は、JIS条件より選定した値を示す。
- 室内・室外機間の配管は冷媒管に共通とする。
  - 室内・室外機取り付けボルトの口番は、メーカー仕様とする。
  - 冷媒管・ドレン管の取付位置は、原則として同一の保温化ケースで囲むこと。
  - 冷媒管は配管は全て断熱処理とする。
  - リモコンスイッチ用電源はエコケーブルとし、露点部分にメタルモールディング(A型)にて化粧すること。
  - 圧縮機の前部吐出力合計が、70%以上のものでは吐出力の大きい90%未満のものも、進田コンデンサーを設けること。  
また、圧縮機の吐出力合計が、70%以上のものは圧縮機の取付位置と接続を行う「特定換気装置(使用品目)」を提出すること。
  - 冷媒管は、メーカー仕様は、屋外は25V、屋外は30Vとすること。
  - 送風機は、単風又は送風機からの吸りによるアースをとること(メーカー仕様による)。

- 空調機設置及び天井からの排水・ドレン配管において発生する天井開口、外装異音発生原因及び消音を行うこと(天井開口は、取付器具の範囲を含む)。
- 屋外で設置する保温化ケースで施工できない分岐管等は、屋外設置位置の容量に余裕を留め、余裕を留めずとすること。
- 本工程に必要な足場は原則として付帯工事として、電気配管工事の取付位置を考慮すること(原則足場ネット張り)。
- 仮設フェンス/シートの高さは、1.8mとする。
- 換気機のスイッチ取付位置は電気設備工事とする。
- ヒートポンプエアコンに付いては、グリーン購入法(国策による国産品等の取付位置等に関する技術)によること、またガスコンロでは臭気対策(換気)とする。
- その他取付位置は取付位置による。



リモコンボックス詳細図

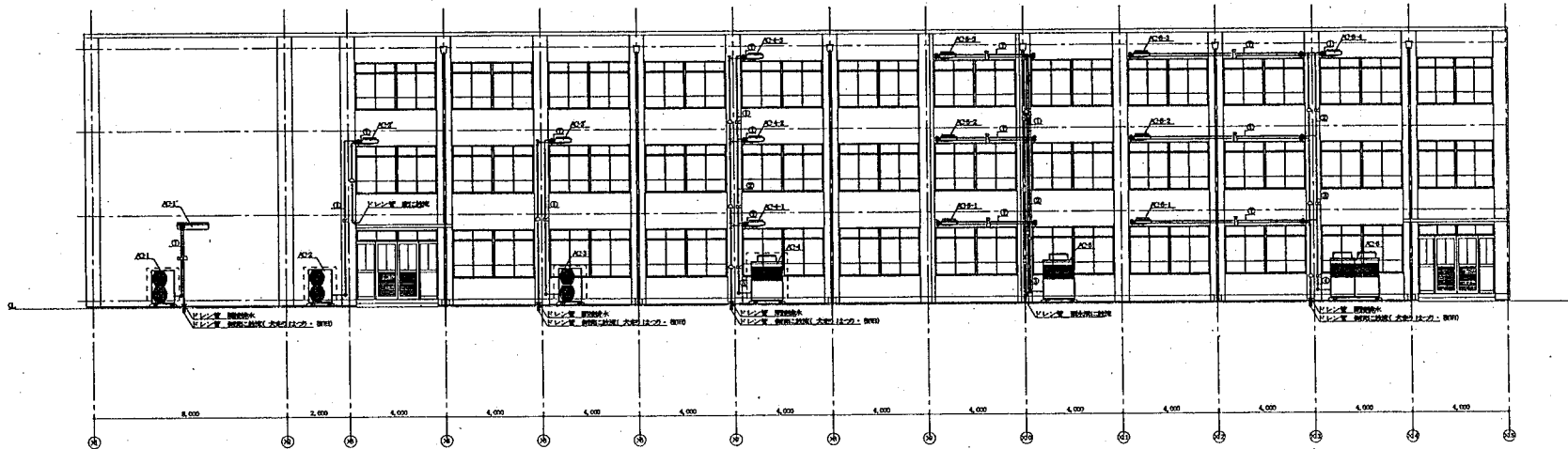
参考資料2-2 (機械設備)

凡 例

記号	名称	項 目	備 考
—R—	冷媒管	冷媒用銅管	
—D—	ドレン管	硬質塩化ビニル管 V/P	屋外立管は40カラー付
---	リモコン線	エコケーブル	
↑	屋外設置機器カバー	防雨設置用	
↑	大形 設置用外機基礎	防雨設置用	
	屋外設置機器部	リモコン線をメタルモールディング入替体に入替	
////	今回工事箇所を示す		

配管仕様

管 種	番号・種別	サイズ	備 考
冷 媒 管	①	9.52" × 15.88	
	②	9.52" × 22.2	
	③	12.7" × 28.58	
	④	15.88" × 38.18	
ド レ ン 管	屋外	25P	天井内はドレン管のあて カブリ板にて保護
	屋外	40カラー付	

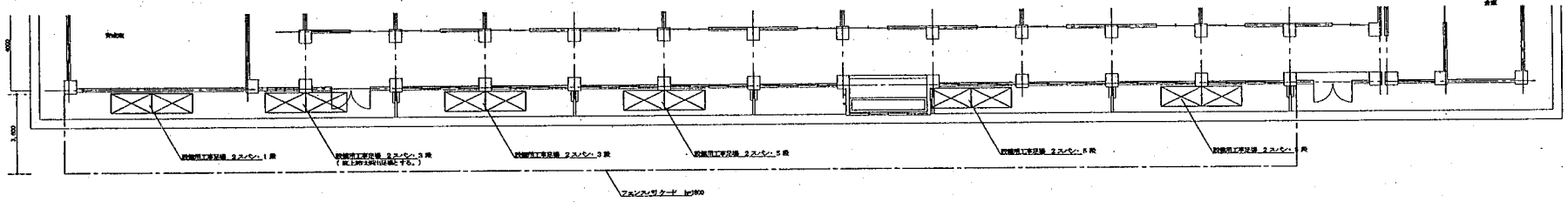


立面図 (機械設備) 1/100

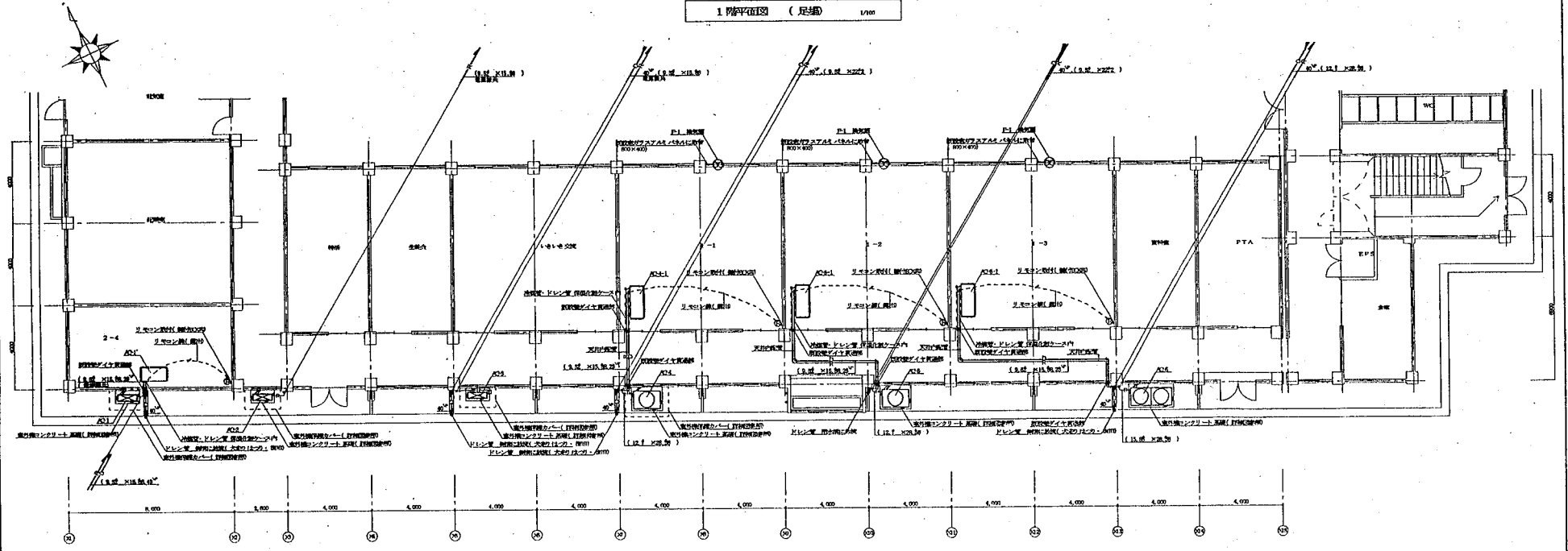
参考資料2-2 (機械設備)

凡例

記号	名称	項目	備考	記号	名称	項目	備考
—R—	冷水管	冷却用配管		□	ドレン管付取付部		
—D—	ドレン管	排水配管	屋外立管は40カラーVP	□	アラムパネル取付部	取付ガラス窓数の上取付 3t	
---	リモコン線	リモコンケーブル		○	リモコン位置	H=1500	
—	取付部取付部	クイックロックによる取付部		□	取付部取付部	冷却管・ドレン管	取付部取付部
□	大造り部 取付部	100×100		□	取付部取付部	リモコン部とパネルモジュールの取付部	
□	取付部取付部	取付部取付部		□	取付部取付部	取付部取付部	
□	大造り部 取付部	取付部取付部		□	取付部取付部	取付部取付部	



1階平面図 (足組) 1/100

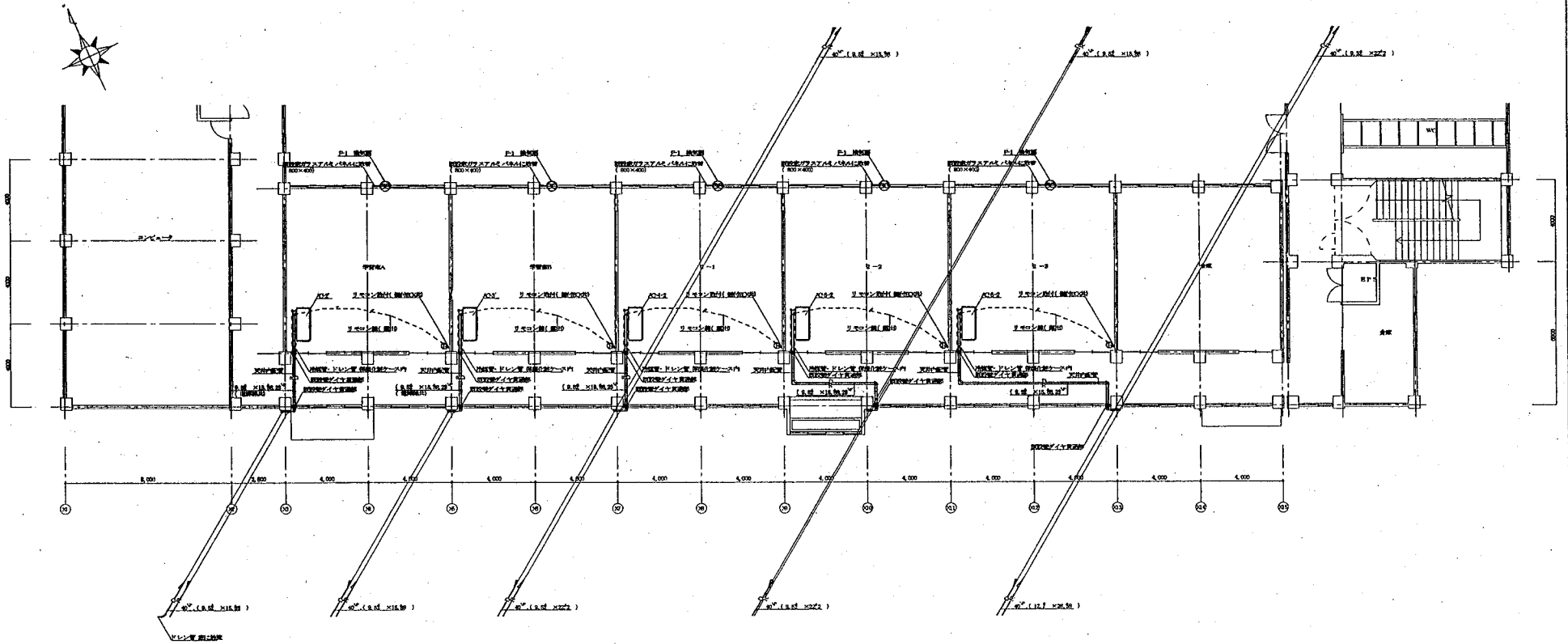


1階平面図 (機設部) 1/100

参考資料2-2 (機械設備)

凡 例

記 号	名 称	項 目	備 考	記 号	名 称	項 目	備 考
—R—	冷媒管	冷媒管の設備		□	ドレン管付水栓二枚		
—D—	ドレン管	硬質樹脂ビニル管 VP	屋外立管は40AカラーP	—	アルミパネル取付部	既設ガラス窓枠の上取付 3t	
---	リモコン線	エコケーブル		φ	リモコン位置	h=1500	
—	既設機組込取付部	ダイヤモンドカッターによる貫通口とつ		□	既設機組込取付部	冷媒管・ドレン管	保護は断熱材等
■	大造り部 取付部	100×100		□	既設機組込取付部	リモコン線とメタルケーシング入管等と入射	
---	機外機取付部	詳細図参照		□	機外機取付部	今回工事箇所を示す	
■	大造り取付部	詳細図参照					

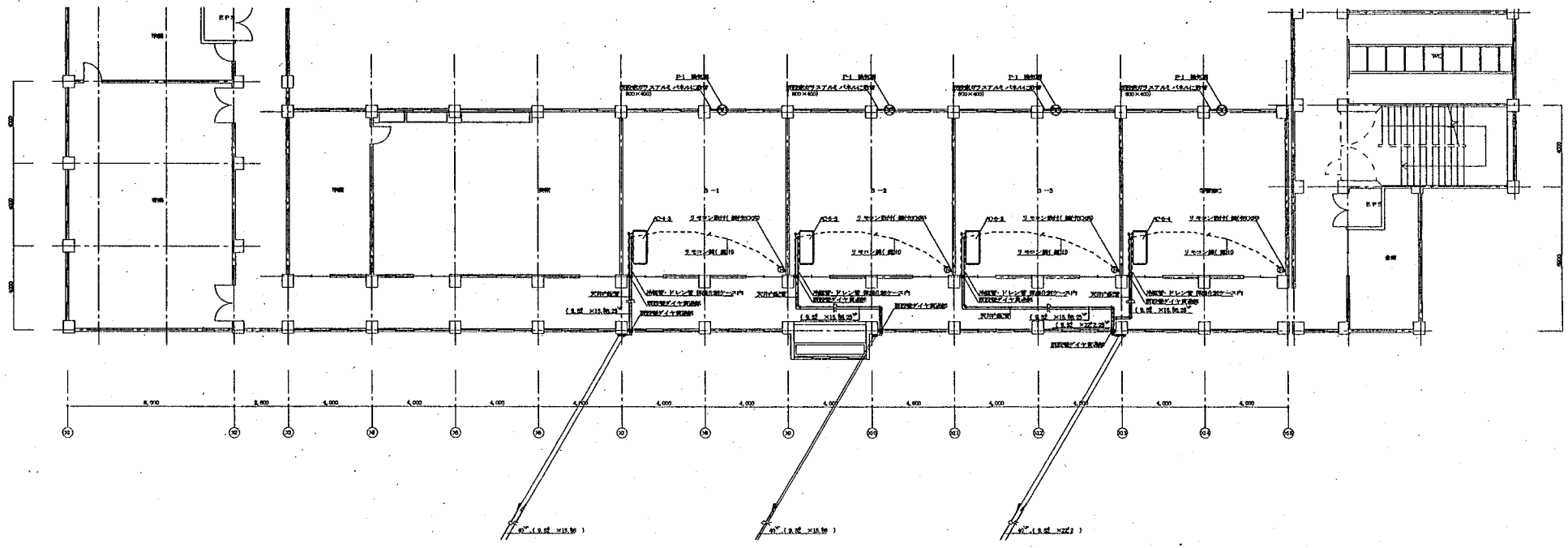


2 階平面図 (機械部) 1/100

参考資料2-2 (機械設備)

凡 例

記 号	名 称	項 目	備 考	記 号	名 称	項 目	備 考
—R—	冷媒管	冷媒用鉛管		—D—	ドレン管	排水用鉛管 VP	屋外立管は40Aカラー管
—D—	ドレン管	排水用鉛管 VP	屋外立管は40Aカラー管	—P—	ポンプ	ポンプ	
---	リモコン線	リモコンケーブル		□	リモコン位置	リモコン位置	h=1500
◇	菱形銅板張り	ダイヤモンドカラーによる瓦葺口土留		≡≡≡	階内扉	階内扉	冷媒管・ドレン管 保護用蓋付
■	大蛇の目 (機室カ)	100×100		≡≡≡≡≡	階内扉	階内扉	リモコン線とメタルモールリングA型付工事
---	室外機取付カバー	取付カバー			今回工事進行表示	今回工事進行表示	
■	大蛇の目 (取付カバー)	取付カバー					



3階平面図 (機械部) 1/100

参考資料2-2 (機械設備)



特記仕様書(1)

【適用する項目において印を本工事に適用する。なお、アンダーラインの項目は、適用する項目及び記入が必要な項目を示す。】

- 1 工事名 京都市立 中学校 校舎 工事
2 工事場所 所在地
3 工期 工期の開始日 以内 工期の終了日 以内
4 建物概要 敷地面積 m^2 延面積 m^2
5 一般事項 (1) 契約の種別

- (2) 請負代金の支払条件
(3) 請負代金の支払額
(4) 請負代金の支払回数
(5) 請負代金の支払期

Table with columns for fiscal year (平成) and amount (円). Rows include '前年度支払残額', '前年度支払額', and '前年度支払残高'.

- (6) 適用
(7) 関連法規
(8) 優先順位

9 監督職員

監督職員とは、工事契約書に規定する本市都市計画局の監督職員をいう。

10 設計変更

工事内容の変更に伴う請負代金の変更は、次の式による。

- 11 建設業退職金共済制度
12 提出書類

- (1) 竣工図
(2) 竣工書
(3) 完成検査

- (4) 竣工検査
(5) 竣工検査

- (6) 竣工検査
(7) 竣工検査

- イ 工事途中に提出した書類の一部
ウ 完成図書引渡しリスト

- イ 工事途中に提出した書類の一部
ウ 完成図書引渡しリスト

京都市立 中学校 校舎 工事 設計書 No. 1

ただし、空調電気設備工事 平成 16年 10月

13 工事保険等

引渡しを要するもの以外の解体材、発生材、工事用材料等は、工事現場内及びその周辺に...

14 作業時間等

引渡しを要するもの以外の解体材、発生材、工事用材料等は、工事現場内及びその周辺に...

15 建設物外処理等

- (1) 工事現場内の解体物等
(2) 産業廃棄物の処理委託等

16 地中障害物

工事現場に発生する埋蔵物の調査及び処理に関する費用は、本工事に含む。ただし、予断外に...

17 建設協力会

請負者は、関連する輸送機関等について、共同で処理すべき事項について協力し、事故...

18 使用機械製造者通知書

使用する機械が、京都市都市計画局建設機械製造者指定製造品目3名の表に該当する...

19 機械の試験

(1) 機械の試験成績書の提出は、特設及びその他監督職員等が指示するものとする。

20 工事写真

原則として「工事写真の取り方 建設現場(改訂第二版)(建設大臣官庁建設部監修)...

21 申請手続と費用の負担

本工事に必要な官公費、電力会社等の申請手続は請負者が行い、その費用は本工事に含む。

22 試運転調整

工事完成後引渡しまでに、監督職員等の指示により各機器の試運転調整及び総合的試運転...

特記仕様書(2)

(選択する項目において欄印を本工事に適用する。なお、アンダーラインの項目は、選択する項目及び記入が必要な項目を示す。)

35 仕様概要(共通事項)

- (1) 電気工事の概要
(2) 設備概要
(3) 電線
(4) 配電設備
(5) プルボックス
(6) 接地設備
(7) 取付金具類
(8) ハンガーホルダー及びマンホール
(9) 接地抵抗
(10) ショック対策
(11) 配電設備
(12) スリーブ
(13) 接地抵抗
(14) 接地抵抗



- (15) コンクリート等のプレキャスト
(16) 配電設備
(17) 配電設備
(18) 配電設備
(19) 配電設備

Table with 4 columns: 設置場所, 設置高さ, 設置幅, 設置距離. Rows include 上層部・屋上, 中間層, 地下部・1階.

- (20) 配電設備
(21) 配電設備
(22) 配電設備

Table with 2 columns: 設置場所, 設置高さ. Rows include 上層部, 中間層, 地下部・1階.

Table with 3 columns: 名称, 単位, 取付高(mm). Rows include プラケット, 照明器具, 配電設備.

Table with 3 columns: 名称, 単位, 取付高(mm). Rows include コンクリート, 配電設備, 照明器具.

Table with 3 columns: 名称, 単位, 取付高(mm). Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

Table with 3 columns: 名称, 単位, 取付高(mm). Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

Table with 3 columns: 名称, 単位, 取付高(mm). Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

Table with 3 columns: 名称, 単位, 取付高(mm). Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

Table with 3 columns: 名称, 単位, 取付高(mm). Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

(備考) (天井高) x0.8及び(天井高) x0.8は天井高が2,500~3,000mmの場合に適用する。

36 設備概要

- (1) 照明設備
(2) 配電設備
(3) 配電設備
(4) 配電設備
(5) 配電設備
(6) 配電設備
(7) 配電設備

- (8) 配電設備
(9) 配電設備
(10) 配電設備
(11) 配電設備
(12) 配電設備
(13) 配電設備
(14) 配電設備
(15) 配電設備
(16) 配電設備
(17) 配電設備
(18) 配電設備
(19) 配電設備
(20) 配電設備
(21) 配電設備
(22) 配電設備

Table with 3 columns: 項目, 仕様, 備考. Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

Table with 3 columns: 項目, 仕様, 備考. Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

Table with 3 columns: 項目, 仕様, 備考. Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

Table with 3 columns: 項目, 仕様, 備考. Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

Table with 3 columns: 項目, 仕様, 備考. Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

Table with 3 columns: 項目, 仕様, 備考. Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

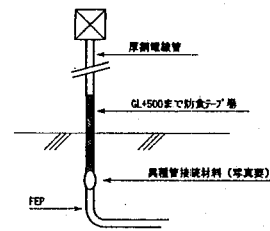
Table with 3 columns: 項目, 仕様, 備考. Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

Table with 3 columns: 項目, 仕様, 備考. Rows include 照明器具, 配電設備, 照明器具.

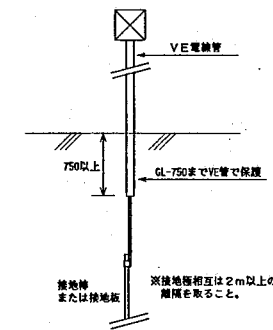
(注) 耐震安全性分類については、地域係数は1.0とする。



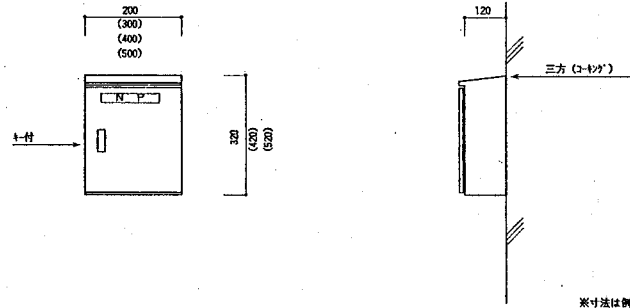
地中から建物等への立上げ配管の施工



接地極への配管・配線の施工

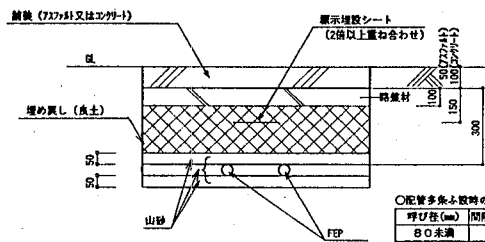


手元開閉器盤 (SUS) の外壁施工



地中埋設配管の施工

(舗装下面から300の場合)



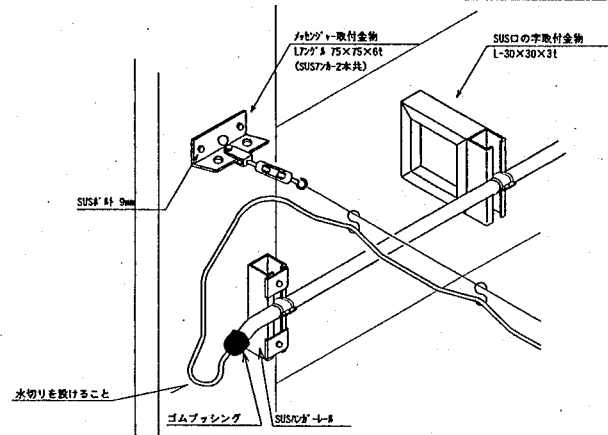
○配管多条敷設時の管相互の間隔距離

呼び径 (mm)	間隔 (左右・上下とも)
80未満	50mm
80-150	70mm
150超過	100mm

※電法にこれ以上の間隔距離が定められている場合は、それに従う。

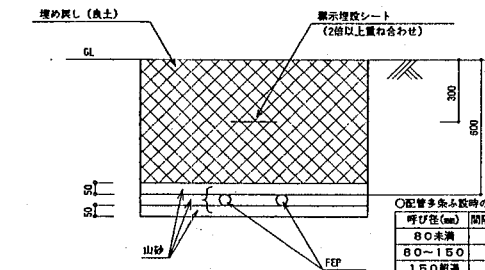
外壁横引配管の施工

メソジューライト取付金物の施工



地中埋設配管の施工

(埋設深さGL-600の場合)

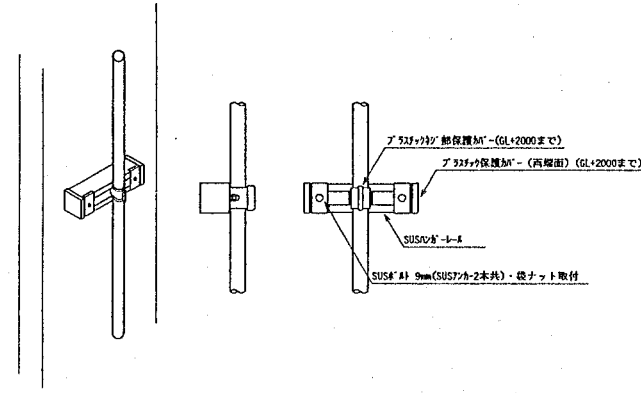


○配管多条敷設時の管相互の間隔距離

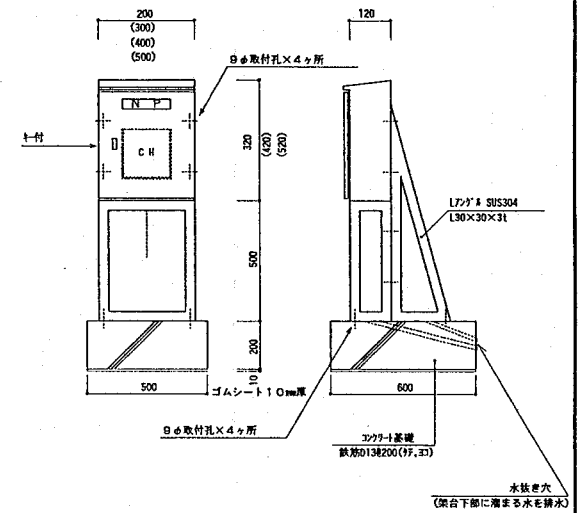
呼び径 (mm)	間隔 (左右・上下とも)
80未満	50mm
80-150	70mm
150超過	100mm

※電法にこれ以上の間隔距離が定められている場合は、それに従う。

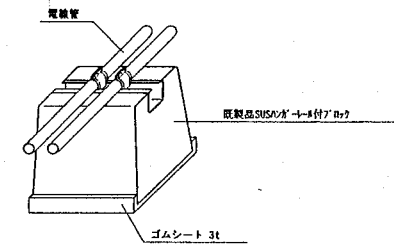
屋外露出配管の施工

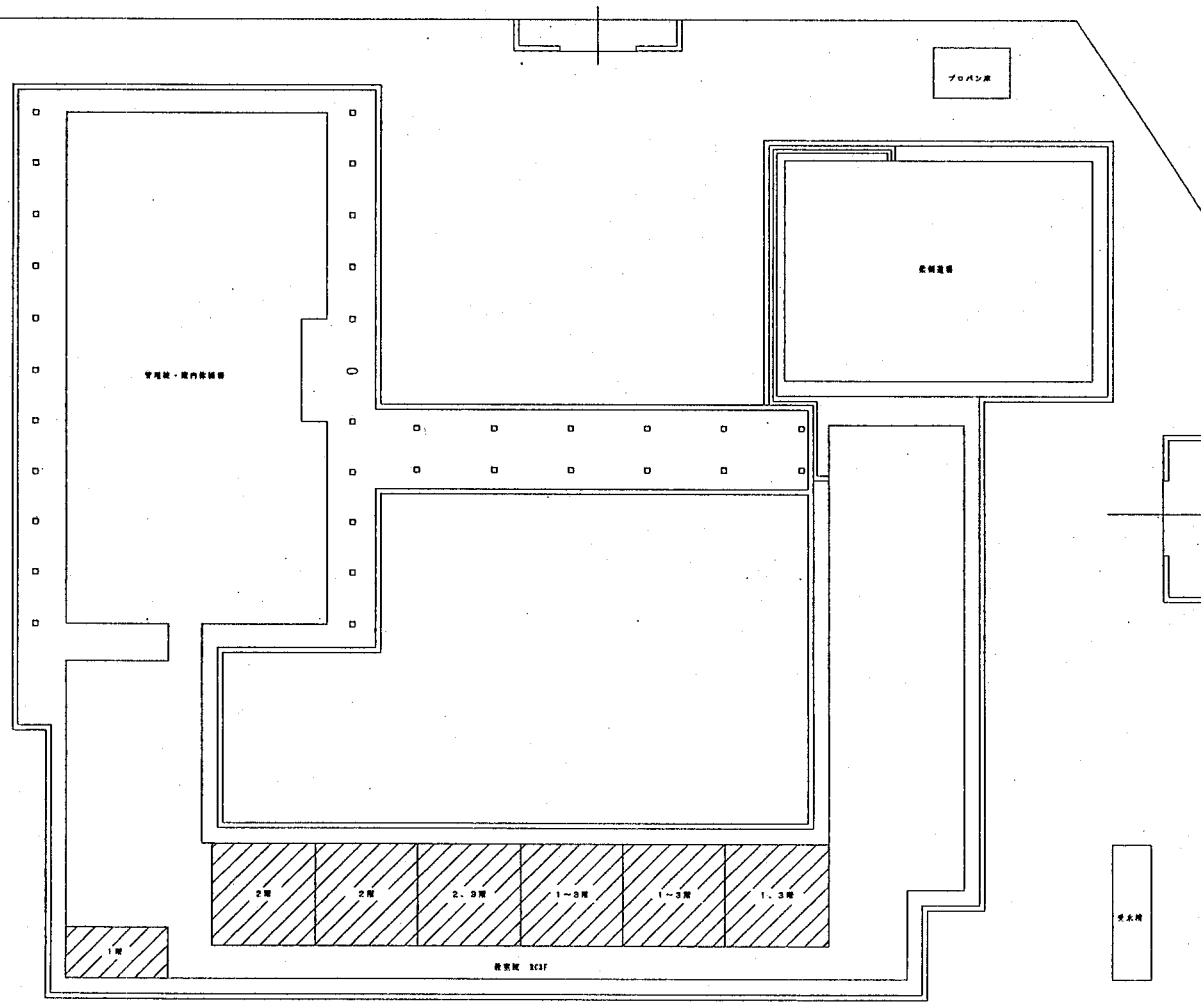


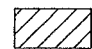
手元開閉器盤 (SUS) の屋上施工

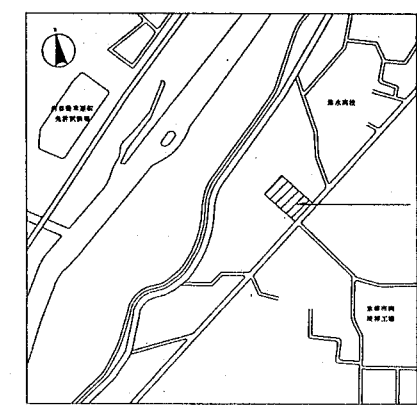


屋上配管支持の施工

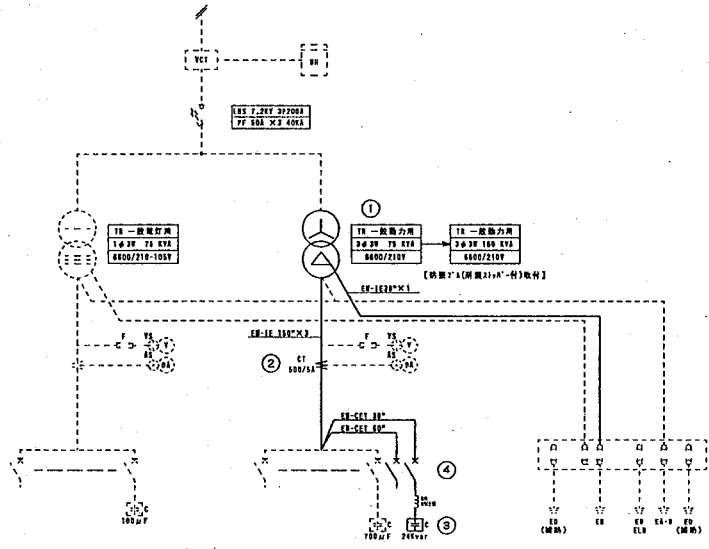




 空調設置場所



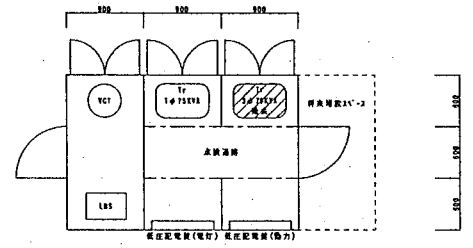
周辺見取図



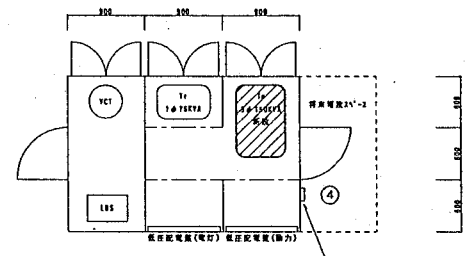
図面名称	電気設備図
図面番号	電気設備図
作成者	高松事務所
承認者	高松事務所
作成日	2008.10.10
承認日	2008.10.10
図面枚数	1/30
図面内容	電気設備図

図次キョービクル改修配線図

- 図次1-7-9改修工事内容
- ① 1階教室(1500x1500)に電気。(高松事務所仕様)  
上記に併せて2階配線接続及び給電盤 (EP-1E30\*) 設置工事。
  - ② 教室給電盤に併せて給電。
  - ③ 実在給電盤に併せて給電用延長ケーブル (EP-1E30\*) 取付。
  - ④ 空調機用空調機用電線 1-1.5-2.2.3 及び KC28 2P 250V 2244(250V)取付。(70x27)1-1取付。高松電気土木事業所) 2P 250V 100A(250V)取付。(70x27)1-1取付。高松電気土木事業所)
- ・ 高圧線路及び配線経路等には、1-15V1を配り積込むこと。  
 ・ 敷設した配線路の実在配線経路内70%を余裕を計ること。



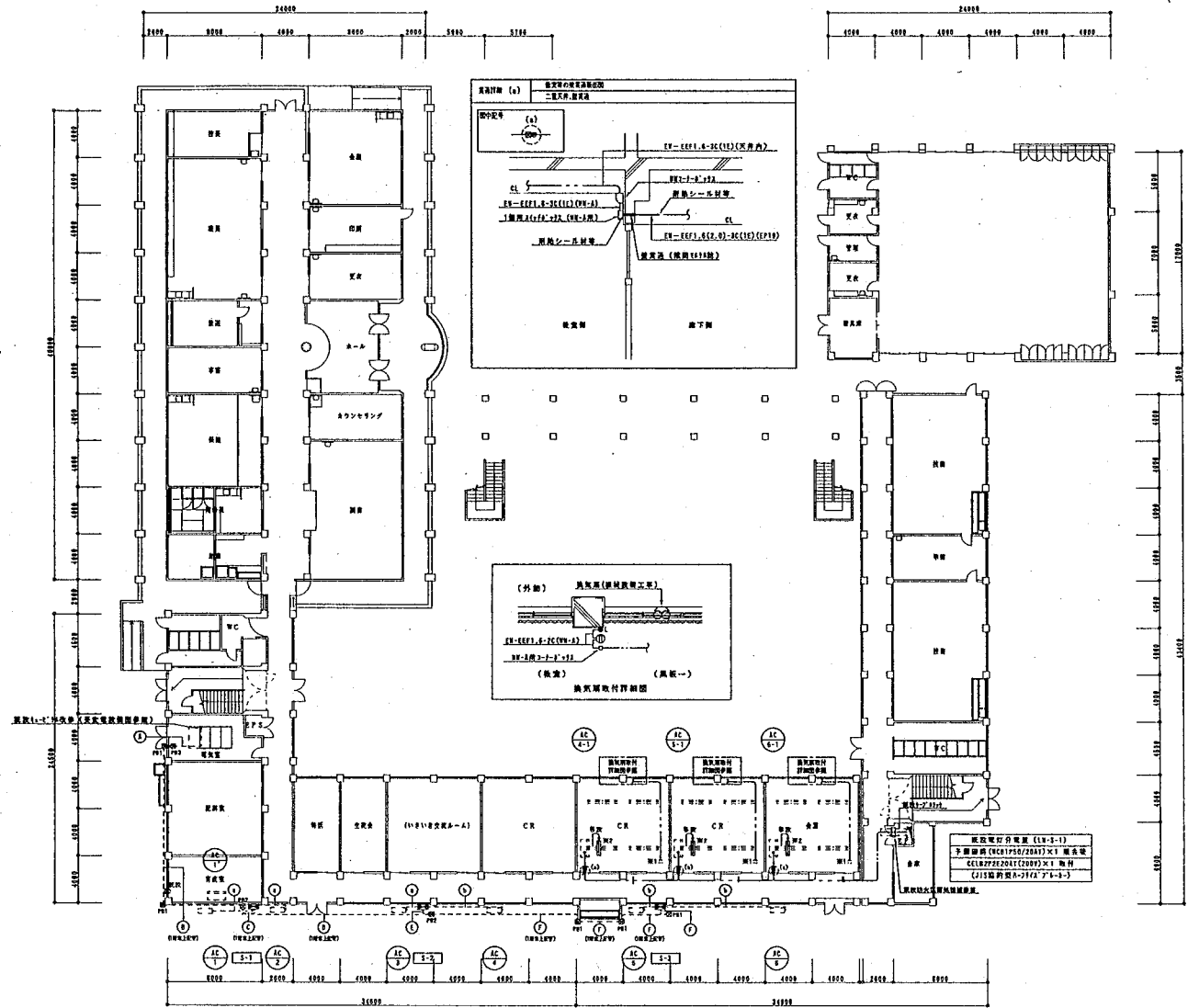
図次1-1-11階平面図 S:1/20



図次1-1-22階平面図 S:1/20

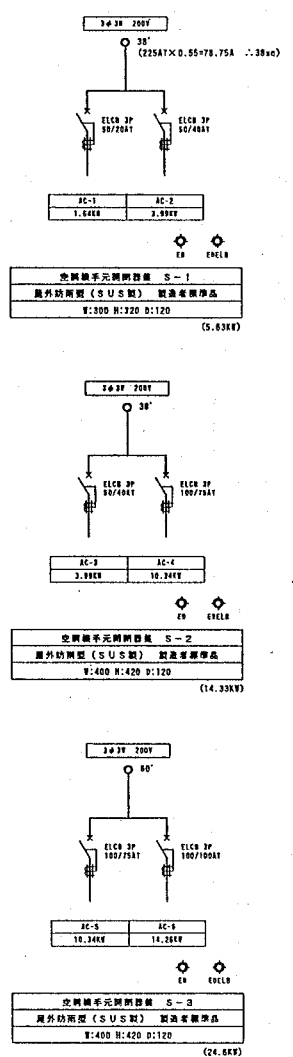


記号	名称	備考
○	非常用照明器具	蓄電池充電装置
○	電灯分電盤	故障
○	○1	○1111 (00000)
○	○2	○2111 (00000)
○	○3	○3111 (00000)
○	○4	○4111 (00000)
○	○5	○5111 (00000)
○	○6	○6111 (00000)
○	○7	○7111 (00000)
○	○8	○8111 (00000)
○	○9	○9111 (00000)
○	○10	○10111 (00000)
○	○11	○11111 (00000)
○	○12	○12111 (00000)
○	○13	○13111 (00000)
○	○14	○14111 (00000)
○	○15	○15111 (00000)
○	○16	○16111 (00000)
○	○17	○17111 (00000)
○	○18	○18111 (00000)
○	○19	○19111 (00000)
○	○20	○20111 (00000)
○	○21	○21111 (00000)
○	○22	○22111 (00000)
○	○23	○23111 (00000)
○	○24	○24111 (00000)
○	○25	○25111 (00000)
○	○26	○26111 (00000)
○	○27	○27111 (00000)
○	○28	○28111 (00000)
○	○29	○29111 (00000)
○	○30	○30111 (00000)
○	○31	○31111 (00000)
○	○32	○32111 (00000)
○	○33	○33111 (00000)
○	○34	○34111 (00000)
○	○35	○35111 (00000)
○	○36	○36111 (00000)
○	○37	○37111 (00000)
○	○38	○38111 (00000)
○	○39	○39111 (00000)
○	○40	○40111 (00000)
○	○41	○41111 (00000)
○	○42	○42111 (00000)
○	○43	○43111 (00000)
○	○44	○44111 (00000)
○	○45	○45111 (00000)
○	○46	○46111 (00000)
○	○47	○47111 (00000)
○	○48	○48111 (00000)
○	○49	○49111 (00000)
○	○50	○50111 (00000)
○	○51	○51111 (00000)
○	○52	○52111 (00000)
○	○53	○53111 (00000)
○	○54	○54111 (00000)
○	○55	○55111 (00000)
○	○56	○56111 (00000)
○	○57	○57111 (00000)
○	○58	○58111 (00000)
○	○59	○59111 (00000)
○	○60	○60111 (00000)
○	○61	○61111 (00000)
○	○62	○62111 (00000)
○	○63	○63111 (00000)
○	○64	○64111 (00000)
○	○65	○65111 (00000)
○	○66	○66111 (00000)
○	○67	○67111 (00000)
○	○68	○68111 (00000)
○	○69	○69111 (00000)
○	○70	○70111 (00000)
○	○71	○71111 (00000)
○	○72	○72111 (00000)
○	○73	○73111 (00000)
○	○74	○74111 (00000)
○	○75	○75111 (00000)
○	○76	○76111 (00000)
○	○77	○77111 (00000)
○	○78	○78111 (00000)
○	○79	○79111 (00000)
○	○80	○80111 (00000)
○	○81	○81111 (00000)
○	○82	○82111 (00000)
○	○83	○83111 (00000)
○	○84	○84111 (00000)
○	○85	○85111 (00000)
○	○86	○86111 (00000)
○	○87	○87111 (00000)
○	○88	○88111 (00000)
○	○89	○89111 (00000)
○	○90	○90111 (00000)
○	○91	○91111 (00000)
○	○92	○92111 (00000)
○	○93	○93111 (00000)
○	○94	○94111 (00000)
○	○95	○95111 (00000)
○	○96	○96111 (00000)
○	○97	○97111 (00000)
○	○98	○98111 (00000)
○	○99	○99111 (00000)
○	○100	○100111 (00000)

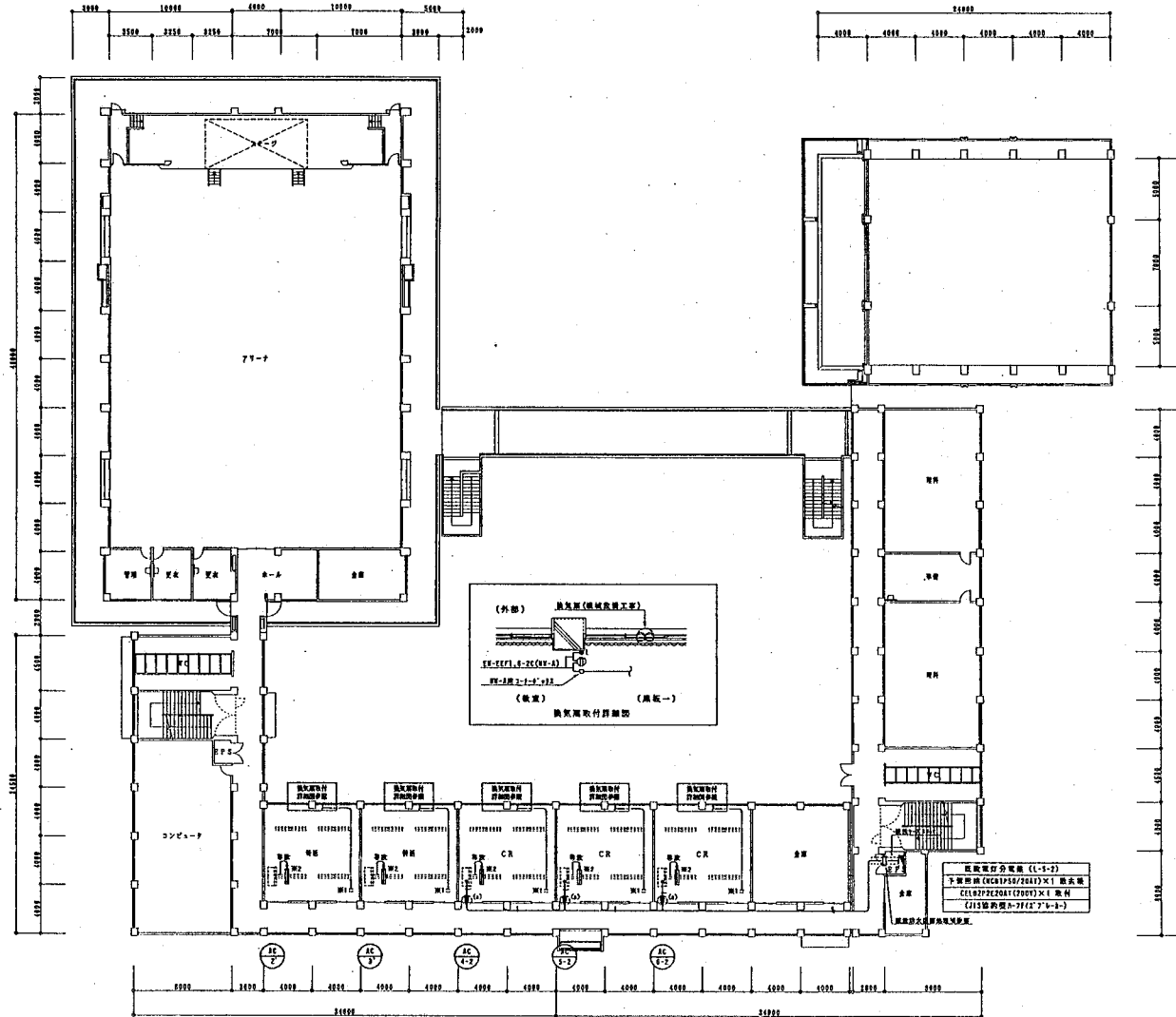


記号	電圧	電流	容量	台数	合計容量
AC-1	200V	C1.100W/2.00W	1	1	2.00kVA
AC-1'	100V	C1.00W	1	1	0.10kVA
AC-2	200V	C1.200W/2.40W	1	1	2.40kVA
AC-2'	100V	C1.00W	1	1	0.10kVA
AC-3	200V	C1.200W/2.40W	1	1	2.40kVA
AC-3'	100V	C1.00W	1	1	0.10kVA
AC-4	200V	C1.200W/2.40W	1	1	2.40kVA
AC-4'	100V	C1.00W	1	1	0.10kVA
AC-5	200V	C1.200W/2.40W	1	1	2.40kVA
AC-5'	100V	C1.00W	1	1	0.10kVA
AC-6	200V	C1.200W/2.40W	1	1	2.40kVA
AC-6'	100V	C1.00W	1	1	0.10kVA

記号	電圧	電流	容量	台数	合計容量
①	200V	C1.200W/2.40W	2	2	4.80kVA
②	200V	C1.200W/2.40W	2	2	4.80kVA
③	200V	C1.200W/2.40W	2	2	4.80kVA
④	200V	C1.200W/2.40W	2	2	4.80kVA
⑤	200V	C1.200W/2.40W	2	2	4.80kVA
⑥	200V	C1.200W/2.40W	2	2	4.80kVA
⑦	200V	C1.200W/2.40W	2	2	4.80kVA
⑧	200V	C1.200W/2.40W	2	2	4.80kVA
⑨	200V	C1.200W/2.40W	2	2	4.80kVA
⑩	200V	C1.200W/2.40W	2	2	4.80kVA



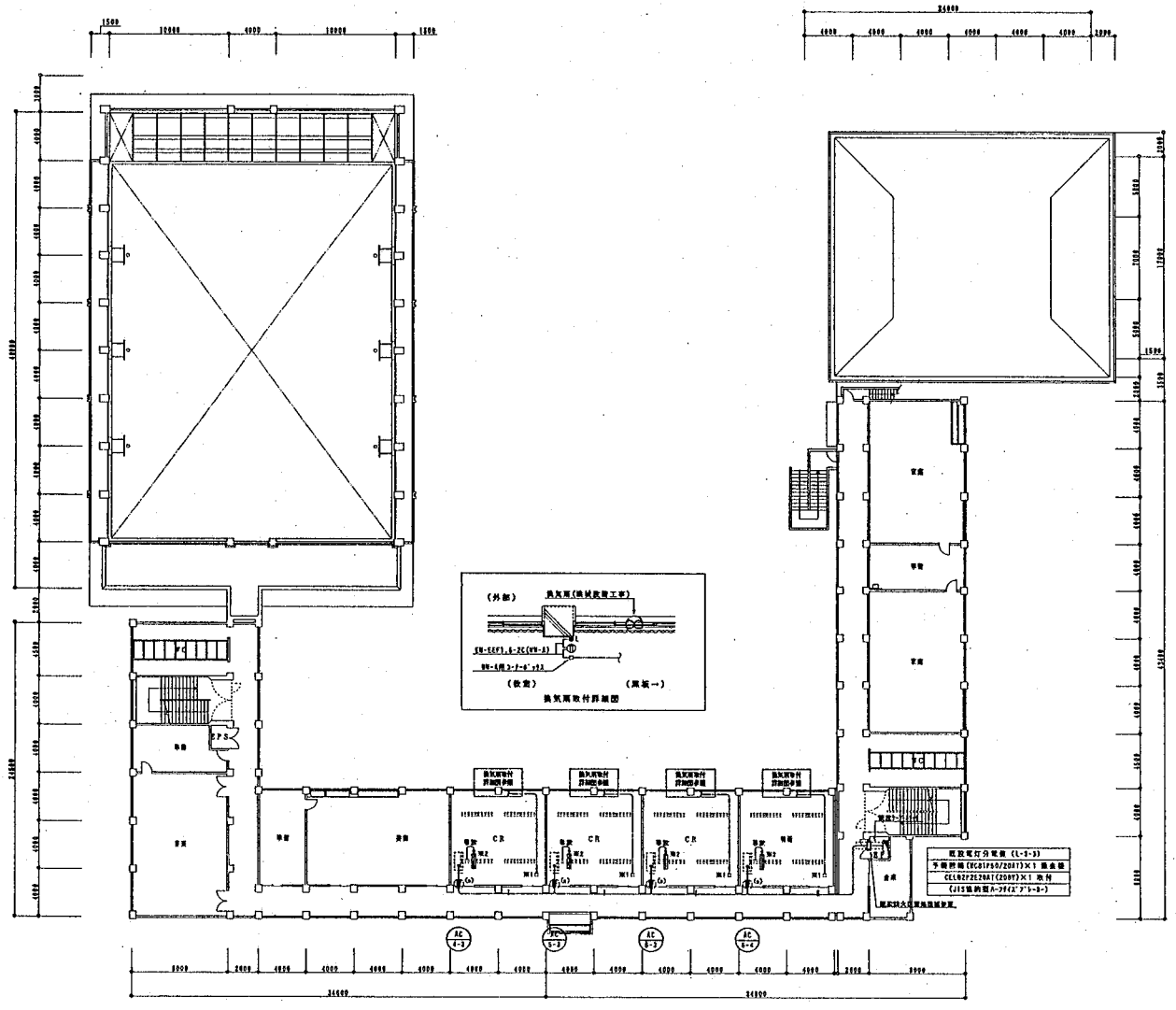
1階平面図 1/200



空調機分電盤 (L-3-2)  
 寸法仕様 (W615D204) × 1 機仕様  
 CE (62792041 (200)) × 1 機仕様  
 (L13 換気機 5-7712 75-1)

2階平面図 1/200





3階平面図 1/100

平成 年 月 日

## 実施方針説明会 参加申込書

(あて先) 京都市教育委員会事務局

「京都市立小学校冷房化等事業」に係る実施方針説明会に参加します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
参加人数	

※ 各企業単位で御提出ください。

なお、担当者氏名等は、代表となる1名の方のみの記入で結構です。

※本様式については、Microsoft Excel形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください。)

平成 年 月 日

## 実施方針に関する質問書

(あて先) 京都市教育委員会事務局

「京都市立小学校冷房化等事業」に関する実施方針について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名	
	会社所在地	
	担当者所属・役職	
	担当者氏名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
項目	資料名 (記入例:実施方針本文/添付資料1)	
	ページ (記入例:P6/P6, 8/P18-20)	
	項目 (記入例:Ⅱ 3 (2) ア)	
内容		

※質問1件ごとに本様式1通を使用してください。(複数質問を提出する場合はシートをコピー)

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても記載してください。

※文章はできるだけ、簡潔なものとしてください。

※本様式については、Microsoft Excel形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください。)

平成 年 月 日

## 実施方針に関する意見書

(あて先) 京都市教育委員会事務局

「京都市立小学校冷房化等事業」に関する実施方針について、意見・提案がありますので、提出します。

意見者	会社名	
	会社所在地	
	担当者所属・役職	
	担当者氏名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
項目	資料名 (記入例:実施方針本文/添付資料1/参考資料1)	
	ページ (記入例:P6/P6, 8/P18-20)	
	項目 (記入例:Ⅱ 3 (2) ア)	
内容		

※意見1件ごとに本様式1通を使用してください。(複数意見を提出する場合はシートをコピー)

※意見の内容の他、意見の意図・背景についても記載してください。

※文章はできるだけ、簡潔なものとしてください。

※本様式については、Microsoft Excel形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください。)